

令和 6 年 度

下北の教育

青森県教育庁 下北教育事務所

巻 頭 言

下北教育事務所

所 長 櫻井 裕輝

下北管内の教育関係者の皆様方におかれましては、日頃から管内の学校教育、社会教育・文化・スポーツなど幅広い分野において、一層の充実・振興に御尽力いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、青森県教育委員会では、こどもたちの教育を考える時、「こどもたちをまんなかに見据えているか」という視点が大事であると捉えるとともに、青森県の全てのこどもが笑顔で、学ぶことが面白いと思い、そして予測困難な未来を生き抜いてほしいと考えています。このため、令和6年度は、新たに策定された青森県の基本計画「『青森新時代』への架け橋」に掲げる政策の一つ、「あおもりの未来をつくるこどもたちのための学校教育改革」に力点をおき、以下の施策に取り組むこととしました。

- 1 「地域とともに学び育つあおもりの教育の推進」
- 2 「こどもたちの学びを支える教職員の働き方改革の推進」
- 3 「スポーツの振興と文化財の保存・活用」

1つ目として、「地域とともに学び育つあおもりの教育の推進」です。

「こどもたちの学びのアップデート」を推進するため、デジタル教材の活用等による個別最適な学びの充実、国際的な素養を持ち世界へ向けて挑戦する人財の育成等に取り組めます。また、「こどもたちが地域の中で学び育つ環境づくり」では、学校と地域が協働しながら、こどもたちの学びの充実に取り組めます。さらに、「こどもたちの安全・安心な居場所づくり」では、誰一人取り残されず、安心して学ぶことができる体制づくりに取り組めます。

2つ目として、「こどもたちの学びを支える教職員の働き方改革の推進」です。

「教職員の働き方のアップデート」では、校務のデジタル化や外部人材の活用など教職員のWell-Being向上に取り組み、こどもたちの学びを支える環境づくりを進めます。

3つ目として、「スポーツの振興と文化財の保存・活用」です。

「スポーツを通じた健康づくり・競技力の向上」では、あおり国スポ開催に向

けた競技力向上や総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。また「かけがえのない文化財の保存・活用」では、無形民俗文化財の継承支援や縄文遺跡群の情報発信拠点を活用した来訪・周遊促進に取り組みます。

青森県教育委員会としましては、これまでも「できることから始める」との姿勢で、学校における働き方改革をはじめとした各種施策に取り組んで参りました。令和6年度は、こうした取組の先にあるこどもたちの学びについても種をまき、芽吹かせる時期と感じています。「学校教育改革元年」という思いで青森県教育委員会は、各市町村教育委員会、各学校等と一丸となり取り組んで参ります。



今年度、「下北の教育」を冊子からパンフレットに、掲載内容も見直し、管内全ての教職員に配付することとしました。

これまで「下北の教育」は、管内の学校教育、社会教育・文化・スポーツについて、前年度に下北教育事務所の指導主事が、学校訪問等の機会に各校の教育課題を聞き取り、管内の現状を把握・分析した上で、特に取り組んでいただきたい内容を、実践事項として取りまとめ、下北の教育力の向上に繋がることを願い発行してきました。

そうした中、私たちは、「下北の教育」が教育関係者の皆様に十分に活用され、発行の目的が達成されるためには、管内全ての教職員の手元に届ける必要があるのではないかと考えました。

パンフレットという形で「下北の教育」を一人一人に届けることで、先生方が日々の教育活動等に困ったときや、新たな取組を検討する際の拠り所となり、多くの先生方に活用され、管内の教育力の向上に繋がることを期待しています。また、掲載内容や体裁についても検討を加え、必要な情報が素早く得ることができるよう「QRコード」を積極的に活用することとしました。

今回の新しい「下北の教育」は、私たちが常に管内の教育関係者の皆様に寄り添いながら、皆様の活動を積極的に支援していきたいという気持ちを形にしました。ぜひお手元に置き活用くださるようお願いいたします。

下北教育事務所としましても、管内の教育の更なる充実のため、「教育は人づくり」という視点を大切にしながら、今後も取組を進めてまいりたいと考えております。御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

目 次

はじめに	下北教育事務所 所 長 櫻井 裕輝
------	-------------------

青森県教育委員会方針等

I 青森県教育施策の方針	1
II 令和6年度学校教育指導の方針と重点	2
III 令和6年度社会教育行政の方針と重点	4
IV 令和6年度文化財保護行政の方針と重点	5
V 令和6年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	6
VI 令和6年度青森県教育委員会予算の概要（ポイント）	7
VII 下北の教育全体構造	8

学校教育

I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点

1 方針	9
2 重点	
(1) 授業の充実	1 2
(2) 道德教育の充実	1 3
(3) 特別活動の充実	1 4
(4) 体育・健康教育の充実	1 5
(5) 生徒指導の充実	1 6
(6) キャリア教育の充実	1 7
(7) 特別支援教育の充実	1 8
(8) 環境教育の推進	1 9
(9) 国際化に対応する教育の推進	2 0
(10) 情報化に対応する教育の推進	2 1
(11) 研修の充実	2 2
(12) へき地・複式教育の充実	2 3
(13) 幼稚園教育の充実	2 4
II 学校訪問実施要項	2 6
III 学習指導案の作成について（学習指導案様式例を含む）	3 1
IV 管内小・中学校「研究主題」一覧	3 3
V 管内研究指定校及び事業依頼校	3 5
VI 学校教育関係行事	3 6
VII スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣について	3 7
VIII 特別支援教育巡回相談員制度について	4 0

参考資料

○参考資料 1	校長及び教員の資質の向上に関する指標	4 4
○参考資料 2	重点における活用してほしい資料一覧	5 1
○参考資料 3	管内の学校教育の現状	5 4
○参考資料 4	小・中学校不登校児童生徒数の割合	6 1
○参考資料 5	令和 4 年度不登校児童生徒数の推移（実人数）	6 2
○参考資料 6	青森県学習状況調査結果の概要	6 3
○参考資料 7	令和 5 年度肥満傾向児の出現率	6 4

社会教育・文化・スポーツ

I	下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点	
1	方針	6 5
2	重点	6 6
3	下北教育事務所社会教育・文化・スポーツの体系図	6 8
II	管内社会教育関係団体一覧	6 9
III	社会教育・文化・スポーツ関係行事	7 0
IV	管内教育委員会社会教育事業等予定表	7 1
V	管内市町村における社会教育施設・スポーツ施設	7 5
VI	管内委託・補助事業実施市町村	7 7

総務課

I	庶務関係	
	・各書類提出期限予定表	7 8
	・給与・旅費に係る事務の留意点	7 9
	・学校事務指導訪問	8 2
II	学務関係	
	・令和 6 年度学級編制について	8 7
	・令和 6 年度小・中学校教職員配置基準	8 8
	・令和 6 年度学校・職員等一覧表	9 1
	・学務事務提出書類一覧	9 3

下北管内	学校・教育機関等一覧	9 5
------	------------	-----

下北教育事務所の事務分掌組織	9 7
----------------	-----

下北管内	公立幼稚園・学校の分布	9 9
------	-------------	-----

I 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓^{ひら}く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

Ⅱ 令和6年度学校教育指導の方針と重点

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、健やかに成長することができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実

ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

Ⅲ 令和6年度社会教育行政の方針と重点

1 方 針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 地域学校協働活動の促進
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 青少年の体験活動の充実

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障がい者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

Ⅳ 令和6年度文化財保護行政の方針と重点

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発

イ 文化財の調査や記録作成の実施

ウ 国や県の文化財指定等の推進

エ 文化財の保存・修理等の支援

オ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信

イ 史跡等の公有化や整備の支援

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実

イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示・調査研究・教育普及活動の充実と情報発信

イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信

ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と出土品等の保存・活用の充実及び情報発信

V 令和6年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

VI 令和6年度青森県教育委員会予算の概要（ポイント）

地域とともに学び育つあおもりの教育の推進

1 こどもたちの 学びの アップデート

デジタル教材の活用等による個別最適な学びの充実、国際的な素養を持ち世界へ向けて挑戦する人財の育成等に取り組みます。

- 〔新〕学校DXスタートアップ事業
- ・青森から世界へ向かってチャレンジするグローバル人財育成事業
- ・県立学校におけるICTを活用した授業づくり推進事業
- 〔拡〕あおもりっ子育みプラン21事業（少人数学級編制）等

2 こどもたちが 地域の中で学び 育つ環境づくり

「あおもり創造学*」の実施等、学校と地域が協働しながらこどもたちの学びの充実に取り組みます。

- ・持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業
- ・地域と学校とのパートナーシップ強化事業
- ・部活動改革の推進（部活動地域移行等）等

*…地域資源や人財を活用して、総合的な探究の時間等において、地域について理解を深める学習

3 こどもたちの 安全・安心な 居場所づくり

誰一人取り残されず、安心して学ぶことができる体制づくりに取り組みます。

- ・いじめ防止対策、不登校支援
- 〔新〕チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業
- 〔新〕医療的ケア児の在宅支援体制整備促進事業【知事部局連携】
- ・県立学校施設整備事業 等

こどもたちの学びを支える教職員の働き方改革の推進

教職員の 働き方の アップデート

校務のデジタル化や外部人材の活用など教職員のWell-Being向上に取り組み、こどもたちの学びを支える環境づくりを進めます。

- 〔新〕公立学校における教育改革支援事業
- 〔新〕学校DXスタートアップ事業（再掲）
- 〔拡〕外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業
- 〔拡〕部活動改革の推進（部活動指導員配置等）（再掲）
- ・教職員の確保・育成の取組 等

スポーツの振興と文化財の保存・活用

スポーツを通じた 健康づくり・ 競技力の向上

あおもり国スポ開催に向けた競技力向上や総合型地域スポーツクラブの質的充実に取り組みます。

- 〔拡〕競技力強化事業
- ・「スポーツでみんなを元気に」健康力アップ事業
- 〔新〕県営野球場基本計画策定事業 等

かけがえのない 文化財の 保存・活用

無形民俗文化財の継承支援や縄文遺跡群の情報発信拠点を活用した来訪・周遊促進に取り組みます。

- 〔新〕記録で紡ぐ！無形民俗文化財継承推進事業
- 〔新〕「青森の縄文遺跡群」情報発信拠点関連事業 等

VII 下北の教育全体構造



I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

(1) 方針について

青森県教育施策の方針は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人財を育成するため、学校、家庭、地域社会が一体となった取組を進めることとしてしています。

また、青森県教育振興基本計画では、子どもたちが、ふるさとあおもりに対する誇りと愛着を持ち、新しい価値を創造する力や国際感覚を身に付け、多様性を認め、人権を尊重し、心身ともに健康で自立した人財として成長することを目指しています。

これを受けた本県の学校教育においては、教育は人づくりという視点に立ち、子どもたちが社会の中で自立した人間として成長できるよう、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」を重要な教育課題と位置付け、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな幼児児童生徒の育成を目指しています。

これらのことを踏まえ、管内の現状を考慮した上で、下北教育事務所学校教育指導の方針を本県の学校教育指導の方針と同一としました。

社会の変化は、人間の予測を超えて加速度的に進展し複雑で予測困難となり、職業や人生の選択によらず、全ての子どもたちの生き方に影響するものとなっています。このような時代に生きる子どもたちが、答えのない課題に対して受け身になることなく、主体的に関わり合ったり、多様な他者と協働したりしながら目的に応じた納得解を見いだすことができるよう、必要な資質・能力を育成する教育が求められています。

これからの学校には、社会の変化に目を向け、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を育成する「社会に開かれた教育課程」の実現が期待されています。

そのため、各校においては、幼児児童生徒や学校、地域の実態を把握し、教育内容等を教科等横断的な視点で組み立て、実施状況を評価・改善し、教育活動の質の向上を図る、「カリキュラム・マネジメントの推進」に努めることが重要です。

また、学校課題や目指す学校像等を明確にした上で、創意工夫をした教育課程を編成し、特色ある教育活動を展開しながら、「夢や志を育む学校づくり」を進めることが重要です。

(2) 教育課題について

下北管内の小・中学校の現状として、児童生徒数の減少による小規模校の割合が高いこと、学習や行動の困難さ、心身の健康に関する問題を抱えている児童生徒が増加していること、不登校児童生徒の状況や背景が複雑になっていること、自然災害等への対応が求められていること、教員の世代間バランスが変化していることなどが挙げられます。

これらのことを踏まえ、下北教育事務所では、「確かな学力の向上」、「豊かな心の育成」、「健やかな体の育成」及び知・徳・体を育む学校教育の推進に不可欠な「教員等の資質の向上」の4つを教育課題として位置付けています。

確かな学力の向上

児童生徒が確かな学力を身に付けることができるよう、「基礎的・基本的な知識及び技能」の習得と、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「主体的に学習に取り組む態度」の涵養を目指す教育の充実に努めることが必要です。加えて、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることも求められています。

また、児童生徒に求められる資質・能力を育むために、児童生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要です。

さらに、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切です。

豊かな心の育成

児童生徒の豊かな情操と道德心を培うことができるよう、道德教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることが必要です。

道德教育を進めるに当たっては、生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことが、自殺やいじめに関わる問題等を考える上でも、常に根本において重視すべき事柄です。

その道德教育の要となる道德科の授業においては、発達の段階に応じ、答えが一つでない道德的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道德」へと転換を図ることが大切です。

また、不登校児童生徒数の割合の増加や長期化、SNS等を介したトラブルの発生、いじめの問題は依然として憂慮される状況にあります。そのため、心の教育については、生徒指導等の側面からも日常的な取組や組織的な対応を適切に行うことが不可欠です。

したがって、道德教育と「児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達と、同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える」ことを目的とする生徒指導を相互に関連させることが重要です。道德教育で培われた道德性を、生きる力として日常の生活場面に具現化できるよう支援することが生徒指導の大切な働きです。

生徒指導を進めるに当たっては、校内の協力体制・指導体制の構築、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にすることが大切です。

健やかな体の育成

児童生徒の健やかな体を育成することができるよう、体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体として取り組むことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める必要があります。

社会環境や生活様式の急激な変化により、運動時間の減少、運動の二極化傾向、食生活の乱れや肥満・痩身傾向、不安やストレスの増大等、児童生徒の心身の健康に関する問題が生じるとともに、学校や家庭、地域社会における事件・事故、自然災害など、多くの危険が児童生徒を取り巻いています。

児童生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食生活を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要です。

また、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践できるよう、児童生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切です。

さらに、様々な自然災害の発生や情報化等の社会の変化に伴う児童生徒を取り巻く安全に関する環境の変化などを踏まえ、児童生徒が安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要です。また、児童生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにすることも大切です。

これらの指導を効果的に進めるためには、児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握して、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要です。

教員等の資質の向上

教員は、児童生徒の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担う高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きいと言えます。

児童生徒の成長を担う教員は、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが児童生徒の道しるべとなるべく、常にその資質の向上を図り続けることが求められます。

社会の変化、学びの環境の変化を受け、「新たな教師の学びの姿」を実現するためには、一人一人の教員の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となります。

「新たな教師の学びの姿」

☐変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」

☐求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」

☐新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」

☐他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて」令和3年11月中央教育審議会より管内においては、全ての教員は、自分の経験はもとより、優れた教育実践を継承し、同僚や他者の実践から学び、既知としてきた指導方法を問い直す省察により、日々の実践をより深めていくことが求められます。様々な困難に直面しても同僚とともに乗り越えていける人間関係と組織風土の構築に努めることも必要です。

これらのことから、全ての教員が、校外での研修や日常的な職場内研修等を通じて、多様な課題や状況に対応できる資質の向上に努めることが求められます。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業づくりのための指導計画の作成及び指導と評価の一体化

- ・教科等横断的な視点で作成した年間指導計画を有効活用する。
- ・単元で育成を目指す資質・能力を明確にした指導と評価の計画を作成する。
- ・指導と評価の計画に沿って、「指導に生かす評価」と「記録に残す評価」を確実に実施する。
- ★「おおむね満足できる」状況(B)を具体的に想定し、授業で適切に見取り、授業改善に生かす。【「おおむね満足できる」状況(B)の設定手順については※参照】

2 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

(1) 教材研究と授業づくり

- ・「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化に努める。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を行う。
 - ①主体的な学びの視点
→学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
 - ②対話的な学びの視点
→子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えることを通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
 - ③深い学びの視点
→習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりするとに向かう「深い学び」が実現できているか。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

(2) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- ・児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、体験活動を体系的・継続的に実施する。
- ・児童生徒に問題意識をもたせるための導入を工夫し、思考の流れを重視した授業を展開する。
- ・学校図書館やICTなどを日常的・効果的に活用できる環境を整える。

※「おおむね満足できる」状況(B)の設定手順

(『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料)より)

- ①単元(題材)の目標を作成する。
- ②単元(題材)の評価規準を作成する。
 - 【①、②については、学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて作成する。また、児童生徒の実態、前単元(前題材)までの学習状況等を踏まえて作成する。】
- ③「指導と評価の計画」を作成する。
 - 【①、②を踏まえ、評価場面や評価方法等を計画し、どのような評価資料(児童生徒の反応やノート、ワークシート、作品、パフォーマンスなど)を基に、「おおむね満足できる」状況(B)と評価するかを考えて設定する。また、「努力を要する」状況(C)への手立て等も考えておく。】

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- ・ 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力し合って道徳教育を展開する指導体制を整備・充実させる。
- ・ 学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解をより一層深化させる。
- ・ 自校の道徳教育の目標を達成するために、全体計画及び全体計画別葉を作成し、それを各教科の具体的な指導に結び付ける。
- ・ 全教職員の共通理解による組織的・計画的な評価の推進に努める。

2 「考え、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- ・ 全体計画に基づき、重点内容項目を複数回位置付けるなど、児童生徒や学校の実態に応じた年間指導計画を作成する。
- ・ 「内容項目の理解」、「児童生徒の実態把握」、「教材の活用」を基に、育てたい諸様相とねらいを明確にした授業づくりをする。
- ★教師の指導の意図に基づいたねらいに迫る中心発問と、中心発問を深めていくための問い返しや揺さぶりの発問を工夫する。
- ・ 児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるようにするための指導の工夫をする。
例：教材の提示、発問、話し合い、書く活動、動作化や役割演技などの表現活動、板書、説話、ICTの活用
- ・ 授業における「学習状況（学びの姿）を見取る視点」を明確にし、指導と評価の一体化を図る。
- ・ 児童生徒の学習状況（学びの姿）を蓄積し、大きくくりなまとまりを踏まえた評価や、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価を行う。

3 郷土を愛する心を育む指導の充実

- ・ 家庭や地域社会と連携・協力しながら取り組めるよう、道徳教育に関する情報を積極的に発信する。
例：自校の道徳教育の方針や計画の公表・説明、道徳科の授業公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定
- ・ 郷土の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、歴史などを題材にした地域教材等を効果的に活用する。

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 自主的、実践的な活動を促進するための、全体計画及び年間指導計画の作成

- ・全教職員の共通理解の下、特別活動の目標を調和的かつ効果的に達成するための全体計画の作成及び見直しを行う。
- ・児童生徒の実態を踏まえて、家庭・地域社会との連携を図りながら、各活動・学校行事それぞれについての年間指導計画を作成する。

2 自主的な態度を育てる学級活動の工夫

- ・事前指導・事後指導を含む基本的な学習過程を確立させる。
※学習過程の例（問題の発見・確認→解決方法の話し合い→解決方法の決定→決めたことの実践→振り返り）
- ★児童生徒が見いだした課題について、意見の違いや多様な考えを認め合い、折り合いを付け「合意形成」したことを実践し、振り返る活動を充実させる。 [学級活動（1）]
- ・日常生活における問題の原因や対処の方法についての話し合いを生かして、自己の課題の解決方法等を「意思決定」し、決めたことを粘り強く実践できるよう指導を工夫する。 [学級活動（2）（3）]
- ・自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために「意思決定」して実践することに、自主的、実践的に取り組ませる。 [学級活動（3）]

3 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

- ・児童生徒による自主的、実践的な活動が展開できるよう、児童生徒の発想や創意工夫を生かした活動計画を作成する。
- ・学校生活の充実や向上を目指した児童生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるよう指導及び支援を充実させる。
- ・異年齢集団による交流を通じた、よりよい人間関係を深める活動を充実させる。

4 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

- ・活動の教育的意義について共通理解を図り、学校、児童、地域の実態を考慮した指導計画を作成する。
- ・興味・関心をより深く追求しながら、自分たちが計画したことを実現できる満足感や学年が異なる仲間と協力して活動を進められた喜びを感じられるよう指導の工夫をする。
- ・活動を通して育てたい資質・能力を地域と共有し、外部講師や地域の教育力を積極的に活用する。

5 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

- ・学校や児童生徒、地域の実態を踏まえ、内容の精選や重点化を図り、ねらいと育成を目指す資質・能力を明確にした系統的な指導計画を作成し、組織的に指導する。
- ・児童生徒に行事の目的や内容等を伝え、意欲をもって積極的に活動に取り組めるよう事前指導を工夫する。
- ・自分のよさや可能性を認識できるような自己評価や相互評価による振り返りを行い、事後指導を充実させる。

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- ・自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てていくため、児童生徒の体力を的確に把握し、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成する。
- ★児童生徒が自ら設定した課題に主体的に取り組めるよう、運動への興味・関心や技能の習熟の程度に応じた指導を工夫し、できる・分かるなどの運動の楽しさや喜びを味わわせる授業を実践する。
- ・児童生徒が自己の適性等に応じて「する・みる・支える・知る」の視点から進んで運動に関わることができる学習活動を適切に設定する。
- ・体育的活動において、場や用具の安全点検、事故やけがの未然防止に向けた指導を適切に行う。
- ・児童生徒が主体的に運動に関わることができるよう、仲間とともに運動を楽しむ場や時間を適切に設定するとともに、日常的な運動習慣の形成に向け家庭への啓発活動を工夫する。

2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- ・全教職員の共通理解の下、学校保健計画を作成し、組織的な実践と評価、見直しを行う。
- ・定期健康診断の結果や日常生活における健康観察等により、集団や個人の健康課題を明らかにし、全教職員で共通理解を図る。
- ・児童生徒が健康に関する正しい知識を身に付け、自ら健康な生活をしようとする自主的・実践的な態度を育てるため、発達の段階を考慮し、養護教諭等の協力を得るなど工夫した指導を行うとともに、一人一人が抱える課題に対応した個別の指導を適切に行う。
- ・学校医等の参画により学校保健委員会の充実を図るとともに、学校保健計画の内容や学校の取組を家庭に周知し、望ましい生活習慣の実践につなげる。

3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

- ・児童生徒の食生活の実態を踏まえた食に関する指導の目標を設定するとともに、校内の指導体制を整備し、計画的・継続的に指導する。
- ・児童生徒が正しい知識に基づき自ら判断し、健全な食生活を実践できるよう、各教科、特別活動、昼食の時間等の指導を工夫するとともに、個別性の高い健康課題については個別の相談指導を行う。
- ・活動指標と成果指標を基に、食に関する活動の状況や児童生徒の変容を適切に評価する。
- ・日常の生活において食育の推進が図られるよう、食に関する指導について保護者の理解を深め、家庭や地域社会と連携した取組を継続する。

4 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

- ・学校安全計画や学校危機管理マニュアルを全教職員で共通理解し、活用するとともに、見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める。
- ・学校安全に関する役割分担を明確にし、安全教育及び安全管理を効果的・組織的に推進するための校内体制を構築する。
- ・児童生徒が身近にある危険を予測し、安全な行動選択ができるよう、発達の段階に応じた安全指導を意図的、計画的に行う。
- ・児童生徒の安全を確保するため、各校の実情に応じた防犯・交通安全・防災訓練等の取組を、家庭や地域、関係機関と連携して行う。

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、健やかに成長することができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- ・各校の実態に基づき、生徒指導の方針を明確にする。
- ・生徒指導主任（主事）等を中心とし、チーム学校による組織的・計画的な対応を推進する。
- ・生徒指導に関する具体的な取組について、定期的に評価・改善を行う。
- ・研修会等で得られた知識や情報を共有する。

2 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級経営の充実

- ・学級を基盤とし、児童生徒一人一人に自己存在感を実感させながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を与えて、安全・安心な風土を醸成することにより自己指導能力を育成する。
- ・個々の児童生徒の特性等を理解し、それに応じた指導方法の工夫や学級の実態に応じた指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図る。

3 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

- ・児童生徒との日常的な触れ合いを基盤にし、信頼関係を深める。
- ・日頃のきめ細かい観察と学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野及び調査データ等による客観的視点からの児童生徒理解に努める。
- ★児童生徒の個性・多様性・複雑性に対応した学校全体で取り組む教育相談を充実させる。
- ・学校内外の連携に基づくチームとしての教育相談を推進する。

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自主的、自治的な取組を推進する。
- ・「いじめ防止対策推進法」に基づくいじめの定義や「学校いじめ対策組織」の存在等について、教職員や児童生徒、保護者の共通理解を促す。
- ・ハートフルリーダー等を中心とした「学校いじめ対策組織」において、いじめの積極的な認知と適切な対応を推進する。
- ・未然防止の視点に立ち、いじめの問題（疑いやいじめに該当しないと判断された事案含む）に関する情報を収集・整理・記録し共有する。
- ・いじめ解消の二条件を満たしているかどうかを確認し、日常的な見守りを継続する。

※いじめ解消の二条件

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与えている行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない。（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する。）

5 不登校の予防及び不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実

- ・不登校の未然防止に向け、全ての児童生徒が安心して生活し活躍できる場面がある「魅力ある学校づくり」を推進する。
- ・不登校傾向が見られる児童生徒に対して、適切な実態把握に基づいた支援をする。
- ・不登校の状態にある児童生徒や保護者に対して、学校、家庭、SC、SSW、関係機関などの役割を明確にし、将来を見据えた適切かつ計画的な支援を推進する。
- ・中学校区の小・中学校間における不登校及び不登校の傾向が見られる児童生徒に関する情報及び効果的な支援方法を共有する。

※SC……スクールカウンセラー

※SSW……スクールソーシャルワーカー

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 キャリア教育指導体制の整備・充実

- ・キャリア教育担当者や進路指導主事を中心とした校内の指導体制を整備する。
- ★基礎的・汎用的能力の育成のため、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にした全体計画及び年間指導計画を作成する。
- ・児童生徒の自己肯定感や生活・学習への意欲につなげるため、適切な評価を行うとともに、教職員相互の連携を密にした上で、全体計画及び年間指導計画の見直し、改善、充実を図る。

※「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力

「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリアプランニング能力」

2 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実

- ・「一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容を踏まえ、特別活動を要とした指導を充実させる。
- ・『あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～』等の活用を通して、児童生徒が自己の成長や変容を把握し、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりできるように指導・援助する。
- ・児童生徒が自らの意思と責任で、進路選択することができるよう、ガイダンスとカウンセリングの双方により発達を支援する。

※ガイダンス…主に集団の場面で必要な指導や援助

※カウンセリング…個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導（教育相談を含む）

3 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

- ・主体的にキャリア形成ができるよう、見通しをもたせたり、振り返ったりする機会や進路選択について意思決定の場を設ける。
- ・体験活動の実施においては、中・長期的な「事前・事後の学習」を充実させる。
- ・家庭、地域等とねらいを共有し、それぞれの役割を明確にした上で連携・協働する。

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 校内支援体制の充実

- ・ 特別支援教育コーディネーターが中心となり、全教職員による機能的な校内支援体制を整え、関係機関等と連携する。
- ★個別の指導計画等を用いながら指導・支援の方策を具体化したり、評価したりするなどして、全教職員による校内委員会の機能を強化させる。(通常の学級を含める)
- ・ 障害のある子供のみならず、特別な配慮を必要とする子供の特性を把握し、組織的に必要な支援を行う。
- ・ 特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方を基に、特別支援学級に在籍したり通級による指導を受けたりしている児童生徒について、障害の種類や程度等を的確に把握し、実態に応じた教育課程を編成する。
- ・ 特別支援教育巡回相談員等の外部専門家から受けた助言等を教職員間で共有し、実践する。

2 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実

- ・ 幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し活用する。
 - ①保護者の意見を十分に踏まえ、本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
 - ②支援の方向性が分かる長期目標を設定する。
 - ③医療や福祉、保健、労働等の関係機関相互の専門性と支援内容を確認し、役割を明確にする。
 - ④定期的に支援の目標に基づいた評価を行い、成果と課題を明確にし、支援の目標、内容、方法、合理的配慮等の一貫した支援を実践する。
 - ⑤就学や進学、転入学等に際して、学校相互間や関係機関との引継ぎ等で活用する。

3 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実

- ・ 幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達の段階等の的確な把握に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し活用する。
 - ①目標を達成できたかどうかを客観的に評価できる表現で短期目標を設定する。
 - ②各教科等において、障害の状態や学習の進捗等を考慮し、個に応じた指導及び児童生徒の変容を記録に残す。
 - ③自立活動において、幼児児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画作成の配慮事項を踏まえて指導内容を設定し、指導及び児童生徒の変容を記録に残す。
 - ④定期的に短期目標に対する到達度及び教師の指導・支援の手立てを評価し、教職員間で共有するとともに指導の改善に生かす。
 - ⑤就学や進学、転入学等に際して、学校相互間の引継ぎ等で活用する。

4 交流及び共同学習による相互理解の促進

- ・ 居住地校交流を行う交流及び共同学習は、双方の学校が十分に連絡を取り合い、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた配慮を行うなどして組織的、計画的、継続的に実施する。
- ・ 通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習は、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、双方にとって効果的な活動になるよう、校内の協力及び支援体制を構築し、組織的、計画的、継続的に実施する。

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫

- ・環境教育を担当する分掌を位置付けるとともに、全教職員が環境教育の必要性を認識し、取組について共通理解を図る。

★環境教育の目標と学校教育目標とを関連付けて全体計画等を作成し、各教科等間の関連を図りながら、効果的で継続的な指導を行う。

2 地域の環境の実態に即した指導の工夫

- ・児童生徒の実態を多面的に把握し、環境に対する興味・関心や問題意識を生かした指導を工夫するとともに、探究的な学習を積極的に行う。
- ・身近にある環境を様々な視点で把握し、身近な環境問題と地球規模の問題を関連付けて考えさせることにより、グローバルな視点に立って環境問題を解決するための能力や態度を育成する。
- ・地域環境を共有する近隣の学校等と連携し、合同で調査活動を行ったり、学習成果を発表し合ったりするなど、より効果的な指導を工夫する。

3 環境に関わる体験活動の充実

- ・身近な自然や社会環境に触れることができるよう、直接的、具体的な体験活動を実施するとともに、実践による効果を高めるために事前・事後指導を充実させる。
- ・学校で学んだことを家庭や地域社会の中で生かすことを通して、環境問題の解決に向けた行動力を身に付けさせる指導を工夫する。

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進

- ・各教科等を相互に有機的に結び付けながら、教育活動全体を通じた計画的な指導を行う。
- ・我が国と諸外国の文化や風土等における類似点や相違点及びそれらを育んできた国々のよさに体験的に気付かせる指導を工夫する。

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成

小・中学校共通

★身に付けた知識及び技能を実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう、相手や話題を替えて、繰り返し体験させる言語活動を工夫する。

- ・言語活動を通して、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合う力を育成する。

小学校

- ・外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地及び基礎となる資質・能力を養う。
- ・既習内容を確認し、どのように言語材料が扱われてきたのかを十分に把握した上で、系統性のある指導を工夫する。
- ・スモールトークなどの言語活動において、外国語指導助手等を効果的に活用する。

中学校

- ・小学校での学習状況（授業時数・学習内容等）の把握や生徒の実態に基づいて、系統性のある指導を行う。
- ・「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標を生徒と共有するとともに、パフォーマンスを的確に評価し、その達成状況を把握する。
- ・4技能（5領域）をバランスよく育成するために、単元の指導計画を工夫し、計画的に指導する。

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

- ・地域人材を活用し、総合的な学習の時間等において、講演や文化の紹介を実施するなど、地域に根ざした国際交流活動を積極的に推進する。
- ・オンラインを活用するなど、諸外国の姉妹・友好提携校等との交流を積極的に推進する。

(10) 情報化に対応する教育の推進

- | |
|---|
| 一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。 |
|---|

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 情報教育を推進する指導体制の整備・充実

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するために、各教科等の学習内容と関連付けた系統的・体系的な年間指導計画に基づいた指導を行う。・全ての教員がそれぞれのキャリアステージに応じた、ＩＣＴ、情報・教育データ活用力を身に付けることができるよう、研修体制を整備する。 |
|--|

2 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・単元の目標を達成するために、各教科等の特質、指導の目標や内容、児童生徒の実態等に応じ、児童生徒がＩＣＴを活用する場面を学習過程に適切に位置付けた授業を実践する。 <p>★「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に向けて、ＩＣＴを効果的に活用する。</p> |
|---|

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・家庭や地域社会との情報交換や海外との交流活動など、協働型・双方向型の遠隔教育の導入に努める。・教育活動の質の向上をねらいとして、教育の情報化に向けた実践的研究を推進する。 |
|---|

※遠隔教育…距離に関わりなく相互に情報の発信、受信のやりとりができるＩＣＴを活用した教育

4 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・児童生徒の発達の段階を十分に考慮し、系統的な情報モラル教育を実施する。・学校と家庭・地域・関係機関が共通理解を図り、連携・協働して情報モラル教育を推進する。・児童生徒の実態、情報環境の変化や最新の情報に基づいた適切な指導を行う。 |
|---|

※情報モラルの具体的内容

- ・他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会で責任をもつこと
- ・犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること
- ・コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること

(11) 研修の充実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進

- ・教員一人一人が自らの資質の向上に向けて主体的・計画的に取り組むよう、指標の趣旨、内容及び研修の方法等について、全教職員で共通理解を図る。
- ・自らの成長段階や職責、経験、適正等に応じて指標を活用し、更に高度な段階を目指して、校外研修、校内研修、日常的な職場内研修を推進する。

2 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実

- ・自園、自校の教育課題を明らかにし、園長、校長の方針の下、課題解決に向けて全教職員が日常的に学び合う校内研修体制を整備し、機能させる。
- ★学校の教育課題解決のため、研究のねらいや目指す幼児児童生徒像、内容、方法、共有方法、検証方法を明確にし、具体的な研究計画を立案する。
- ・研究内容と日常の授業とを関連付けながら、授業実践を積み重ねる。
- ・授業参観の視点を焦点化し、全教職員が主体的に参加できる研究協議を行い、明らかにした成果と課題を日常の授業実践に生かす。
- ・諸検査及び諸調査等の結果分析を基に、研究内容や研究方法について適切に評価し、改善を図る。

3 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実

- ・教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、具体的な実践に結び付く研究・研修を進める。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価など、授業改善に資する研究・研修を進める。

※「主体的・対話的で深い学び」の視点については、「(1)授業の充実 実践事項 2(1)」参照

4 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

- ・幼児児童生徒や地域の実態を的確に把握し、全教職員の協力体制の下で研究を重ね、カリキュラム・マネジメントによる特色ある教育課程を編成する。
- ・家庭や地域の人々の積極的な協力を得て地域社会との連携を深め、地域の教育資源や学習環境を一層活用する。

(12) へき地・複式教育の充実

小規模校・少人数学級の特性を生かし、一人一人の子どもの個性の伸長と資質・能力の育成を図るとともに、社会性の育成に努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 へき地の三特性（へき地性、小規模性、複式形態）を生かし、地域に根ざした特色ある教育活動の推進

- ・地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験学習を実施する。
- ・少人数の利点を生かし、互いのよさを認め合い励まし合う人間関係の構築や、児童生徒全員の活躍の場を保障した学級経営及び生徒指導に努める。
- ・校内研修を充実させ、それを生かした児童生徒の主体性の育成を図る指導を実践する。
（「へき地・複式教育ハンドブック」等を活用したり、近隣の複式学級を有する学校の授業を参観したりすることなどを含む。）
- ・多様な価値観にふれるために、遠隔教育や様々な学習形態を取り入れるなど、指導を工夫する。

※「様々な学習形態」とは…

- ・合同学習…校内において2学級以上の児童生徒が合同で行う学習活動
- ・集合学習…近隣の2校以上の児童生徒が1か所に集まって行う学習活動
- ・交流学习…規模や生活環境の異なる学校または異校種の学校が互いに交流して行う学習活動

2 複式学級における実情に即した年間指導計画の作成

- ・指導の効果を高められるよう、2つの学年の学習内容の関連を考慮し、単元の配列を工夫したり単元全体をずらしたりするなどして年間指導計画を作成する。
- ・同単元同内容指導において、教科の特性（系統性や順次性など）や児童生徒の実態（学年差、個人差など）に考慮した年間指導計画を作成する。

3 複式学級における「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

- ・直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解し、学習活動が効果的に行われるように「わたり」と「ずらし」を工夫する。
- ★児童生徒が自己調整しながら学習できるよう、ICT等を効果的に活用し、児童生徒が自分の学習の状況を把握・分析したり、自分に合った方法を選んだりする場を設定する。
- ・児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、児童生徒相互で考えを深め合ったりするために、ガイド学習等を充実させる。

※「主体的・対話的で深い学び」の視点については、「(1)授業の充実 実践事項2(1)」参照

※ガイド学習……間接指導をより充実させるために考え出された学習の形態で、学級の中から選ばれた案内役の児童生徒である学習リーダー（ガイド）が教師の指導のもとに立てた学習進行計画によって、主として間接指導時の学習を進行しながら共同学習する方法

(13) 幼稚園教育の充実

幼児の主体的な活動を通して、幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、遊びを通しての指導を中心とし、幼児一人一人の特性に応じた指導を行うよう努める。

実践事項

★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

1 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の育成

(1) 各領域の「ねらい」の理解と「内容」の総合的な指導

- ・自園の「領域別指導の重点」を踏まえ、確実に指導・評価・改善を行う。

(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導

- ・3歳児や4歳児の時期から幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねる。

「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の3要領指針における共通事項

※幼稚園教育において育みたい資質・能力

「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」

※「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するもの）

「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」

※領域：「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」

2 カリキュラム・マネジメントの充実

(1) 適切な教育課程の編成と評価・改善

- ・育みたい資質・能力を踏まえた自園の教育目標を明確にする。
- ・編成した教育課程の実施状況を評価し、改善を図る。

(2) 長期的・短期的な指導計画の作成及び評価・改善

- ・長期の指導計画は、これまでの実践の評価や累積された記録などを生かして、それぞれの時期にふさわしい生活が展開されるように作成する。
- ・短期の指導計画は、幼児理解に基づき、ねらいや内容、環境の構成、活動の展開と教師の援助について具体的に作成する。
- ・「環境」を通して見られる幼児の具体的な姿の継続的な観察及び記録（保育実践記録）とその日常的な共有を図る。

(3) 安全に関する指導

- ・幼児が遊びの中で十分に体を動かすことを通して安全についての理解を深めるために、園全体において遊びの動線や遊び方に配慮したり、指導の工夫を行ったりする。
- ・全教職員による機能的な安全管理と指導を継続する。

(4) 家庭や地域社会との連携

- ・自園の教育方針、特色ある教育活動などの基本的な情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の理解や支援を得る。
- ・地域の自然や人材などの積極的な活用と家庭との連携により、豊かな生活体験が得られるように工夫する。

※「安全に関する指導」については、「(4) 体育・健康教育の充実 実践事項4」参照

※幼稚園教育における「環境」とは…

幼児を取り巻く全てを指し、物的環境、人的環境、時間や空間、状況そのものなど、幼児の発達との関連で意味付けられ、意図的、計画的に構成される教育的な環境のこと

3 小学校教育との円滑な接続

(1) 幼保小の連携・協働による架け橋期の教育の充実

★「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに子供の成長を共有し、発達の流れを理解する。

- ・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを相互に関連付け、架け橋期の教育活動を工夫する。
- ・合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などを継続的・計画的に実施し、教職員が互いの教育内容の違いや共通点について理解を深める。

(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努め、全体的な発達を促す指導を行う。
- ・家庭、地域及び医療や福祉、保健などの業務を行う機関との連携により、長期的な視点での幼児児への教育的支援を継続して行う。

※「特別な配慮を必要とする幼児への指導」については、「(7) 特別支援教育の充実 実践事項 2・3」参照

※架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期）

※アプローチカリキュラム（幼稚園）

就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム

※スタートカリキュラム（小学校）

幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため、小学校入学後に実施される合科的・関連のカリキュラム

4 教職に関する専門性を高め、教育活動の充実を図るための計画的・積極的な研修の推進

(1) 園内・園外研修の充実

- ・幅広く、調和のとれた研修ができるように研修計画を工夫する。
- ・教職員一人一人の特性を生かし、全教職員の協力体制の下、研修を推進する。

(2) 教育課題解決のための教育要領に基づく実践的研究の充実

- ・自園の教育課題解決のための園内研修となるよう、ねらいを明確にし、成果を確かめながら、計画的、組織的に研究を進める。

※「教育課題解決のための教育要領に基づく実践的研究の充実」については、「(11) 研修の充実 実践事項 2」参照

Ⅱ 学校訪問実施要項

1 基本方針

青森県教育委員会、下北教育事務所の学校教育指導の方針と重点に基づいて、管内公立幼稚園、小・中学校（以下「各学校」という。）の現状と教育課題を把握し、その改善のために指導・助言を行うとともに、各学校の要望に応じた情報提供・支援等を促進して、教育水準の向上に資する。

2 訪問の形態

教育課題を勘案の上、所管の教育委員会との連絡を十分にとり、原則として1校1回の計画訪問を実施することとする。また、各学校の要請に応じた訪問（要請訪問、随時訪問、小・中学校外国語教育充実支援訪問等）も実施する。

※むつ市立の学校における計画訪問については、むつ市教育委員会の指示に、東通村立の学校における計画訪問については、東通村教育委員会の指示に従う。

（1）計画訪問

ア 訪問の趣旨（観点）

- （ア）教育目標具現化のための教育課程の編成及び実施状況についての把握
- （イ）教育課題解決のための組織、計画、方法の把握
- （ウ）学習指導や校内研修への取組、生徒指導上の問題点等の改善のための具体的方策の把握及び助言
- （エ）下北管内の「教育課題の改善方策」及び「教育課題解決に向けた実践事項」の伝達

イ 訪問の期日

5月中旬～7月上旬を原則とする。

※なお、公立幼稚園訪問については、園長と連絡の上、別に計画する。

ウ 訪問までの流れ

- （ア）前年度1月下旬から2月中旬に「計画訪問希望日調査」の実施
- （イ）前年度3月上旬までに「計画訪問予定表」を送付、訪問日の決定

エ 訪問の事前提出物

- （ア）当日の日程表
- （イ）学習指導案
 - a 道徳科の授業で教科書以外の教材を使用する場合は、それを添付する。
 - b 教科・領域は学校に一任するが、
 - ・校内研修の方向性が見える授業が含まれること
 - ・教科の偏りがないこと
 - ・可能な限り、道徳科の授業及び領域（学級活動、総合的な学習の時間、外国語活動）の授業が含まれること

の条件を満たすこと。ただし、複式学級を有する学校については、この限りではない。
- （ウ）校内研修計画及び資料
学校経営要覧（教育計画）に記載している場合は、別に準備する必要はない。
- （エ）学校要覧及び学校経営要覧（教育計画）
下北教育事務所次長あて提出の4部とは別に提出する。
※提出は、訪問日の1週間前までに、メール送信または郵送とする。
※メール送信の場合は、PDFに変換し、下北教育事務所代表メールアドレスに添付・送信とする。
※郵送で提出する場合は、訪問者数に1部を加えて、下北教育事務所教育課長あてに提出する。
※事前提出物は、所管の教育委員会教育長あてにも提出する。

オ 訪問当日の日程

下記の(ア)～(オ)の順序については、各学校の実情に応じて計画し、適切な時間を確保する。

(ア) 校長、教頭等との話合い

- a 学校経営の方針
- b 教育課程の編成や実施管理
- c 自校の教育課題解決のための具体的な方策・教育活動（知育、徳育、体育）
- d 生徒指導（いじめ、不登校、問題行動等の実態と対策など）
- e 特別支援教育（校内支援体制、児童生徒の状況など）
- f 校内研修（研究のねらい、研究内容、検証方法、年間計画など）
- g その他

(イ) 諸計画等の閲覧

- a 学年・学級経営案
- b 個別の教育支援計画及び個別の指導計画
- c 諸計画 ※学校経営要覧（教育計画）に記載されていないものに関して閲覧
 - ・各教科（年間指導計画）
 - ・道徳科（全体計画及び別葉、年間指導計画）
 - ・小学校外国語活動（年間指導計画）
 - ・特別活動（全体計画、年間指導計画）
 - ・総合的な学習の時間（全体計画、年間指導計画）
 - ・学校保健、学校安全、危険管理マニュアル、食に関する指導、生徒指導、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ対応マニュアル、教育相談、キャリア教育、情報教育、環境教育、スタートカリキュラム〔小学校〕など
- d その他

前年度、初任者研修実施校は実地研修記録簿、中堅教諭等資質向上研修実施校は校内研修記録簿

(ウ) 授業参観

(エ) 分科会・全体会（分科会の設定は、各学校の希望による。）

- ・学校教育指導の方針と重点についての説明、県からの伝達、その他連絡事項
- ・指導・助言

(オ) 校長と教育課長との懇談

カ 学習指導案について

各教科・領域等の学習指導案（略案）の作成については、P31～P32 に記載の「Ⅲ 学習指導案の作成について」を参考とする。

※体裁は、A 4 用紙 1 ～ 2 枚程度の横書きが望ましい。

※校内研修との関連がある授業は、それに関わる提案・工夫等を示すことが望ましい。

※学習指導案に代えて「単元の目標」、「評価規準」及び「指導と評価の計画」（中学校国語は「単元の流れ」）でもよいこととする。

(2) 要請訪問

ア 訪問の趣旨（観点）

(ア) 校内研修に関わる諸課題への指導・助言

(イ) 学習指導への指導・助言

イ 訪問の期間 9 月上旬～ 12 月上旬を原則とする。

ウ 訪問までの流れ

(ア) 令和 6 年 6 月 7 日（金）までに「要請訪問申請書」を提出（「キ 要請訪問申請書について」参照）

※要請訪問を希望しない場合も提出する。

(イ) 6 月中旬までに「要請訪問予定表」を送付、訪問日の決定

(ウ) 訪問日の 1 週間前までに、事前提出物を提出

エ 訪問の事前提出物

- (ア) 当日の日程表
- (イ) 研究授業指導案（一般授業も行う場合は、その指導案も含む）
- (ウ) 校内研修に関する資料（研究経過を含む）
- (エ) 中心課題（校内研修に関わる提案事項等）
- (オ) 研究課題に係る指導事項及び質問事項（学校の考え方を示すことが望ましい）
- (カ) その他

※提出は、訪問日の1週間前までに、メール送信または郵送とする。

※メール送信の場合は、PDFに変換し、下北教育事務所代表メールアドレスに添付・送信とする。

※郵送で提出する場合は、訪問者数に1部を加えて、下北教育事務所教育課長あてに提出する。

※事前提出物は、所管の教育委員会教育長あてにも提出する。

オ 訪問当日の日程

下記について、各学校の実情に応じて計画する。

- (ア) 研究授業参観（一般授業を行う場合は、研究授業とは別に時間を設定する。）
- (イ) 研究協議会

カ 学習指導案について

各教科・領域等の学習指導案（細案）の作成については、P31～P32に記載の「Ⅲ 学習指導案の作成について」を参考とする。

キ 要請訪問申請書について

- (ア) 様式（様式は下北教育事務所ホームページからダウンロード可）

文 書 番 号 令和〇年〇月〇日		
下北教育事務所長 殿	〇〇〇学校 校長 〇 〇 〇 〇 (公印省略)	
要 請 訪 問 申 請 書		
1 要請の有無	ア 以下のとおり要請します	イ 要請しません
2 要請希望年月日	第1希望 (月 日) 第3希望 (月 日)	第2希望 (月 日)
3 要請希望指導主事		
4 要請内容		
(1) 日程の概略		
(2) 授業の概要【学年、教科・領域名、単元（題材）名】		
(3) 中心課題（校内研修に関わる提案事項等）		
(4) 研究主題に係る指導事項及び質問事項		
5 備考		

(イ) 記入上の留意事項

- ・「2 要請希望年月日」については、第1希望から第3希望まで記入する。
- ・「3 要請希望指導主事」については、担当教科、領域・分野等を考慮する。
- ・「4 要請内容」は、提出の時点で明らかになっている事項を記入する。（4）に関して特にない場合は、記入する必要はない。
- ・「5 備考」には、特に必要と思われる事項を記入する。
- ・要請訪問申請書は、所管の教育委員会教育長及び下北教育事務所長あて提出する。

(3) 随時訪問

ア 訪問の趣旨（観点）

（ア）学習指導、生徒指導、教員等の資質の向上に関する事など

- | | | |
|---|--------------------|-----------------|
| 例 | ・授業力向上に関する事 | ・臨時講師の授業研修に関する事 |
| | ・初任者研修の授業研究に関する事 | ・道徳教育に関する事 |
| | ・不登校対応等、生徒指導に関する事 | ・特別支援教育に関する事 |
| | ・情報モラル教育に関する事 | ・安全・防災教育に関する事 |
| | ・複式学級の指導に関する事 | ・キャリア教育に関する事 |
| | ・ICTの活用に関する事 | ・健康教育に関する事 |
| | ・「指導と評価の計画」作成に関する事 | など |

（イ）小・中学校外国語教育に関する校内研修や英語力・指導力のスキル習得に関する事

イ 訪問の期間

令和6年4月15日（月）～令和7年3月7日（金）

※随時受付しており、複数回の訪問も可能

ウ 訪問までの流れ

（ア）各学校に配付される指導主事の動向表を参考に、希望する訪問日の候補を挙げる。

（イ）各学校教頭が下北教育事務所教育課主任指導主事に電話をし、派遣を希望する指導主事や希望する研修内容を伝え、訪問日程を調整する。

（ウ）訪問日が決定したら、派遣要請書（様式は下北教育事務所ホームページからダウンロード可）を、メール添付にて教育課主任指導主事へ提出する。

エ 訪問の事提出物

・訪問に必要な資料（指導案等）の提出は、訪問日の1週間前までに、メール送信または郵送とする。

※メール送信の場合は、PDFに変換し、下北教育事務所代表メールアドレスに添付・送信とする。

※郵送で提出する場合は、訪問者数に1部を加えて、下北教育事務所教育課長あてに提出する。

オ その他

小・中学校外国語教育充実支援訪問及び教科充実支援訪問は、青森県教育庁学校教育課担当指導主事や青森県総合学校教育センター指導主事が同行訪問する場合がある。

(4) オンライン質問箱～おしえてSKJ～

ア 趣旨

オンラインで先生方と指導主事をつなぎ、教科等指導上の質問や悩みについて、相談等を行い解決を図る。

イ 利用期間

（ア）令和6年5月7日（火）～令和7年3月7日（金）

（イ）随時受付しており、何度でも利用可能

ウ 対象：大間町、東通村、風間浦村、佐井村の小・中学校教員

エ 実施方法

（ア）Zoom又はGoogle Meetでの相談

（イ）メールでの相談

オ 手続き

（ア）質問する教員（質問者）は、申込み用QRコードから、必要事項（所属校、名前、質問事項等）を入力して送信する。又は担当指導主事のメールアドレスに送信する。

（イ）担当指導主事が、質問者に連絡し、実施方法を決定する。

※各学校の教員用タブレット端末からの個人メールも可

- (ウ) 担当指導主事が、質問者の所属する学校（教頭）に、実施内容や実施方法、実施日時を連絡する。
- (エ) Zoom や Google Meet で実施する場合は、担当指導主事から質問者へ接続方法を、電話又はメールで連絡する。メールで実施する場合は、担当指導主事が、質問者の質問や悩みにメールで応える。場合によっては、電話で連絡する。
- (オ) 質問者は、相談実施後、管理職に相談が終了したことを口頭で伝える。また、アンケート用QRコードからアンケートフォームに入力・送信する。

Ⅲ 学習指導案の作成について

1 学習指導案作成に当たって

児童生徒の学びの姿を具体化し、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、指導内容の重点化に努め、教材の工夫・改善を図ることが求められる。

その際に、単元、1単位時間の目標及び目標を達成するための指導内容の配列を明確にし、ねらいと学習活動との整合性を図る必要がある。

そして、児童生徒の実態に応じて、学習活動に創意工夫を凝らすとともに、評価規準を設定し、児童生徒の実態や学びの姿を継続的に見取り指導改善に努めるなど、指導と評価の一体化を図ることが望まれる。

2 学習指導案作成上の留意点

(1) 学習指導案は、授業を成立させるための設計図であり、児童生徒の実態に即して、教師の設定した指導目標を達成するための全体構想であるが、学習者の主体はあくまで児童生徒であり、指導者の一方的な論理による展開に陥ることがないように児童生徒の思考の流れを十分配慮する必要がある。

(2) 研究授業の場合は、「研究主題との関連」を適切に付け加える。なお、研究授業によって計画的に研究仮説が検証できるように、研究授業における参観の視点を明確にする。

(3) 複式学級の場合は、次のことに配慮することが望ましい。

ア 学年別指導の場合には、間接指導時における教師の動きや学習活動を明らかにし、学習過程に明確に位置付ける。

イ 同単元同内容指導の場合には、学年差、個人差への配慮事項を明確にする。

ウ 青森県教育委員会発行の「へき地・複式教育ハンドブック」等を参照する。

(4) 特別支援学級の場合は、一人一人の児童生徒の目標と評価及び配慮事項を明らかにすることが望ましい。

3 学習指導案作成の手順

(1) 教材に対する事前の実態把握

本時の内容に関わるものについて、事前に、児童生徒の事態を把握しておくことが大切である。

児童生徒のつまずきの状態、学習内容の深化・発展のための事前の情報を入手しておくことが、効果的な授業への前提となる。

(2) 目標の具体化・明確化

授業の目標を具体的に立てる。授業の目標が具体的に立てられていれば、指導の効果を正しく評価でき、次の指導の手立てが見えてくる。また、目標設定に当たっては、学習指導要領の目標・内容等をよく調べ、授業の目標のポイントをつかむことが大切である。

(3) 指導の順序と方法

ア 目標に迫るために、必要な指導事項を選び出し、組織化・構造化する。

単元や教材をどう捉えているかを、学習指導案の中でよく見えるようにすることが大切である。

イ 指導・援助・支援の方法とタイミングを検討する。

1単位時間の授業の中には、一斉学習があり、グループによる話し合い学習や個別の学習もある。学習目標、教材の特質、児童生徒の能力や関心等を十分考慮して、どの場面で、どのような指導・援助・支援をするのか、学習指導案の中にも記入しておくことが大切である。

ウ 児童生徒にとって、理解しにくいところを予測する。

児童生徒の思考の行き詰まりは、思考を深めるきっかけとなる大切なものである。研究授業の場合、この児童生徒の思考の行き詰まりと教師の発問、資料内容等との関わり方が吟味されるので、学習指導案の中に「理解しにくいところ」の手立てを明記することが望ましい。

(4) 本時のまとめと振り返り

本時の重点事項などをどのようにまとめるか、また、本時の学習を通して、児童生徒が何を、どのように学び、どのように変容したのかを、児童生徒の目線になって考える。

(5) 実現状況の評価

学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価(目標に準拠した評価)を重視する。児童生徒の学習状況を適切に評価し、指導に生かす評価を充実させる。(指導と評価の一体化)

4 学習指導案例の様式

(1) 学習指導案例(細案) ※要請訪問の際はこちらの様式を御活用ください。

ア 説明入り指導案例

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/sidouan_saian_setumei.pdf



イ 指導案例様式

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/sidouan_saian_yousiki.docx



(2) 学習指導案例(略案) ※計画訪問の際はこちらの様式を御活用ください。

ア 説明入り指導案例

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/sidouan_raykuan_setumei.pdf



イ 指導案例様式

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/sidouan_ryakuan_yousiki.docx



(3) 道徳科学学習指導案例(細案) ※略案については、適宜工夫して作成してください。

ア 説明入り指導案例

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/douroku_saian_setumei.pdf



イ 指導案例様式

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/doutoku_saian_yousiki.docx



(4) 学級活動(1)指導案例(細案) ※略案については、適宜工夫して作成してください。

ア 説明入り指導案例

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/gaxtukyukatudou_saian_setumei.pdf



イ 指導案例様式

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/gaxtukyukatudou_saian_yousiki.doc



(5) 学級活動(2)(3)指導案例(細案) ※略案については、適宜工夫して作成してください。

ア 説明入り指導案例

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/gaxtukyukatudou23_saian_setumei.pdf



イ 指導案例様式

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/gaxtukyukatudou23_saian_yousiki.doc



Ⅳ 管内小・中学校「研究主題」一覧

小学校

学 校 名	研 究 主 題	教科・領域名
第一田名部	「学ぶこと」を楽しめる児童を育成するための学習指導の研究（１年次） ～「知りたい 聞きたい 話したい」が生まれる授業を目指して～	全 教 科 全 領 域
第二田名部	目的を持って主体的に学ぶ児童を育成するための学習指導の研究（９年次） ～身に付けさせたい資質・能力を育成する授業づくりを通して～	国 語 特別支援教育
第三田名部	明日に向かい主体的に学び続ける児童の育成（３年次） ～ＵＤの視点を重視した指導の工夫を通して～	算 数
奥 内	筋道立てて考え、学び合う子どもの育成（３年次） ～よりよい解決を求める活動の工夫を通して～	算 数
関 根	思考力・判断力・表現力を高める学習指導の研究（３年次） ～語彙力を生かした書くこと話すことの指導の工夫～	国 語 算 数
大 平	活用する力を育てる学習指導のあり方（１年次）	算 数
大 湊	主体的・対話的で深い学び（１年次） ～ＩＣＴ機器を活用した学びの構築～	全 教 科 全 領 域
苦 生	活用する力を育む学習指導の工夫（５年次） ～考えを整理し、深め続ける授業を通して～	国語・社会 算数・理科
川 内	考えを伝え合い学び合う児童の育成（１年次） ～「わかった、できた、楽しかったと感じられる授業」を目指して～	全 教 科 全 領 域
大 畑	確かな学力の定着を図るための指導の研究（３年次） ～学んだことを定着させる授業づくりを通して～	算 数
正 津 川	ふるさとに対する思いや考えを表現できる児童の育成（１年次）	生 活 総合的な学習の時間
脇 野 沢	主体的に学ぶ児童・生徒の育成をめざした指導方法の工夫（３年次） ～確かな学力の定着に向けて～	全 教 科 全 領 域
大 間	基礎学力を身に付け、主体的に学ぶ児童の育成（２年次） ～既習との関連を意識した授業づくり～	全 教 科 全 領 域
奥 戸	主体的に学ぶ児童の育成（４年次） ～間接指導の工夫を通して～	算 数
東 通	確かな学力を身に付けるための学習指導の研究（５年次） ～読み解く力を高める指導の工夫を通して～	算 数
風 間 浦	算数科における思考力、判断力、表現力等を育成する指導法の研究（１年次） ～学習到達目標と一体化した評価問題を活用した振り返りを通して～	算 数
佐 井	主体的に学びに向かい、考えを深めることのできる児童の育成（３年次）	算 数
牛 滝	「聴いて 考えて つなげよう」とする児童の育成（２年次） ～ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善を通して～	国 語 算 数

中学校

学 校 名	研 究 主 題	教科・領域名
田 名 部	自ら学び、問い、考え、表現する生徒の育成（１年次） ～深い理解を実現するための予習を生かした学習活動の工夫～	全 教 科 全 領 域
む つ	主体的に学びに向かう生徒の育成（２年次） ～ＩＣＴを効果的に活用するための工夫～	全 教 科 全 領 域
関 根	基礎的・基本的な内容を確実に身に付けた生徒の育成（１年次） ～わかった、できたと実感できる指導過程の工夫を通して～	全 教 科 全 領 域
近 川	主体的に学ぶ生徒の育成（３年次） ～知識・技能を活用する場面の工夫を通して～	全 教 科 全 領 域
大 湊	主体的に学習する生徒を育てる指導法の工夫（２年次） ～ＩＣＴの効果的な活用を通して～	全 教 科
大 平	「学びに向かう力」を高め、深い学びを実現するための指導方法の工夫（１年次） ～生徒の学びに向かう姿勢を確立するための授業づくり～	全 教 科 全 領 域
川 内	主体的に学び、表現する生徒の育成（４年次）	全 教 科
大 畑	知識・技能を活用し、自ら課題解決できる生徒の育成（２年次） ～学習サイクルの工夫を通して～	全 教 科
脇 野 沢	主体的に学ぶ児童・生徒の育成をめざした指導方法の工夫（３年次） ～確かな学力の定着に向けて～	全 教 科 全 領 域
大 間	学びの成果を実感できる指導法の研究（１年次） ～単元の目標を実現するための学習課題と学習活動の工夫～	全 教 科
東 通	主体的に学習に取り組む態度を育成するための学習指導の在り方（１年次） ～学習支援ツールの活用を通して～	全 教 科
風 間 浦	主体的に学習に取り組む生徒の育成を目指して（２年次） ～生徒が意欲的に学び、分かるための授業の工夫～	全 教 科 全 領 域
佐 井	主体的に学習に取り組む生徒の育成（３年次） ～既有・既習の知識・技能を活用させる学習指導法の研究～	全 教 科 全 領 域

- ・令和７年度の「研究主題」及び「教科・領域名」は、令和７年２月２７日（木）までに提出してください。提出方法等については、令和７年１月中旬に各学校に事務連絡にて通知します。

V 管内研究指定校及び事業依頼校

区 分	事 業 名	学 校 名	期 間
青森県教育委員会	健康教育実践研究支援事業	むつ市立関根小学校	令和5年度 ～令和6年度
	多様な教育機会を活用した教育支援推進事業	東通村立東通中学校	
	チームで支える特別支援教育 校内支援体制充実事業	大間町立大間小学校 大間町立大間中学校 むつ市立第二田名部小学校	令和6年度 ～令和7年度
青森県教育委員会 (下北教育事務所)	[初小] 示範授業研修	むつ市立苫生小学校	令和6年度
	[初中] 示範授業研修	むつ市立田名部中学校	
	[初小] 特別活動研修	むつ市立大畑小学校	
	[初中] 特別活動研修	むつ市立関根中学校	
	小・中学校道徳教育研究協議会②	むつ市立大畑中学校	
	複式学級担任者研修会	佐井村立佐井小学校	
	AOMORI 小・中学校外国語教育 ワークショップ	むつ市立第一田名部小学校 むつ市立むつ中学校	
そ の 他	前向きに生きる力を育むふれあいミーティング	風間浦村立風間浦中学校	令和6年度

※新たに決定したものは随時更新する予定です。

VI 学校教育関係行事

No.	事業名	実施日	場所
1	[初全]赴任時研修	4月1日(月)午後	むつ来さまい館
2	管内小・中学校校長会議	4月9日(火)午後	下北文化会館
3	初任者研修校長等連絡協議会①	4月16日(火)午後	むつ来さまい館
4	特別支援教育支援員等スキルアップ研修会	4月23日(火)午後	むつ来さまい館
5	管内小・中学校教頭会議	4月25日(木)午後	むつ来さまい館
6	AOMOR I 小・中学校外国語教育ワークショップ① (オンライン)	5月14日(木)午後	各小・中学校
7	特別支援教育新担当教員実地研修会	6月7日(金)終日	むつ養護学校
8	[初小]示範授業研修	6月13日(木)終日	苫生小学校
9	複式学級担任者研修会	6月21日(金)午後	佐井小学校
10	[初中]示範授業研修	6月27日(木)終日	田名部中学校
11	小・中学校生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会	7月2日(火)終日	むつ来さまい館
12	地域学校協働活動研修	7月5日(金)午後	むつ来さまい館
13	青森県小学校教育課程研究集会(オンデマンド型)	7月下旬～8月下旬	各小・中学校
14	青森県中学校教育課程研究集会(オンデマンド型)		
15	小・中学校道徳教育研究協議会①	7月24日(水)午後	むつ来さまい館
16	小・中学校臨時講師等研修会	7月29日(月)午後	むつ来さまい館
17	地区就学相談・教育相談会	7月31日(水)終日	第二田名部小学校
		8月2日(金)終日	大間小学校
18	特別支援教育巡回相談員情報交換会(ハイブリッド型)	8月5日(月)午後	むつ合同庁舎
19	[初全]一般授業研修Ⅰ	8月8日(木)終日	むつ合同庁舎 むつマエダアリーナ
20	体育・食育の楽しさアップ研修会	8月19日(月)終日	むつ市中央公民館 むつマエダアリーナ
21	SC&SSW地区連絡協議会①	8月21日(水)午前	むつ合同庁舎
22	初任者研修校長等連絡協議会②	8月22日(木)午後	むつ合同庁舎
23	令和7年度青森県立高等学校入学者選抜要項説明会	9月11日(水)午後	下北文化会館
24	小・中学校道徳教育研究協議会②	11月15日(金)午後	大畑中学校
25	[初小]特別活動研修	11月21日(木)終日	大畑小学校
26	AOMOR I 小・中学校外国語教育ワークショップ②	11月22日(金)午後	むつ中学校
27	[初中]特別活動研修	11月28日(木)終日	関根中学校
28	SC&SSW地区連絡協議会②(ハイブリッド型)	12月24日(火)午前	むつ合同庁舎
29	教育課題連絡会議(オンデマンド型)	12月下旬～2月上旬	各小・中学校
30	管内行事調整会議(ハイブリッド型)	1月7日(火)午後	むつ来さまい館
31	冬季学校体育実技講習会	1月8日(水)終日	むつ市釜臥山スキー場
32	[初全]一般授業研修Ⅱ	1月9日(木)終日	むつ来さまい館
33	[初全]まとめ研修	1月23日(木)午後	むつ来さまい館
34	初任者研修校長等連絡協議会③	1月30日(木)午後	むつ来さまい館
35	SC&SSW地区連絡協議会③(ハイブリッド型)	3月25日(火)午前	むつ合同庁舎
36	初任者研修次年度実施校事前説明会	3月27日(木)午後	むつ合同庁舎

Ⅶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣について

1 スクールカウンセラーの派遣について

(1) 事業の目的

県教育委員会は、市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

(2) スクールカウンセラーの職務

- ア 児童生徒へのカウンセリング
- イ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- ウ 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- エ その他児童生徒へのカウンセリング等に関し適当と認められるもの

(3) 計画的に派遣されるスクールカウンセラー

- ア 派遣
市町村教育委員会の申請に基づき、下北教育事務所が小学校又は中学校にスクールカウンセラーを派遣する。
- イ 派遣申請手続
市町村教育委員会は、下北教育事務所へスクールカウンセラー派遣申請書（別紙１－１）を提出する。
- ウ 勤務状況報告
(ア) 派遣校の校長は、各月の最後の勤務終了後、勤務状況報告書（別紙３－１）を作成する。
(イ) 派遣校の校長は、作成した勤務状況報告書を速やかに所管する市町村教育委員会へ２部（１部原本、１部写し）提出する。
(ウ) 市町村教育委員会は、各派遣校から提出された勤務状況報告書を翌月３日までに下北教育事務所へ１部提出する。

(4) 緊急対応のためのスクールカウンセラー

- ア 派遣
市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。
- イ 派遣申請手続
小・中学校は、所管する市町村教育委員会に申請が必要な理由を連絡する。市町村教育委員会は、県教育委員会教育長あて「スクールカウンセラー緊急派遣申請書」（別紙１－２）を提出する。なお、申請については事前に下北教育事務所を通して県教育庁学校教育課に相談する。
- ウ 勤務・相談状況報告
市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る「勤務・相談状況報告書（緊急派遣用）」（別紙３－２）を作成し、派遣終了後（派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに）、速やかに所管する市町村教育委員会教育長あて、県教育庁学校教育課長あて及び下北教育事務所長あて１部ずつ提出する。

(5) 弾力的運用について

同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間においては、小中連携型配置校でない場合でも弾力的運用を可能とする。その場合は、それぞれの学校長が連絡をとり、同意の下、時間を譲り受けて行う。

時間を譲り受けた学校は、勤務状況報告書（別紙３－１）の①「定期派遣記入欄」に、時間を譲り渡した学校は、④「時間を譲り渡した際の記入欄」に必要事項を記入する。

(別紙 3 - 1)

※弾力的運用をした場合の記入例

勤務状況報告書 (月分)

派遣校		S C 氏名	
年間派遣総時間数		時間	

①定期派遣記入欄

確認印 (校長私印)	従事した日	従事した時間	備考
	月 日 (曜日)	開始 時 分 終了 時 分 (時間 分)	
	月 日 (曜日)	開始 時 分 終了 時 分 (時間 分)	
	月 日 (曜日)	開始 時 分 終了 時 分 (時間 分)	

時間を譲り受けた学校は、従事した日・時間を①に記入する。

備考欄に「〇〇学校から譲り受けた時間」と記入する。

②月勤務時数合計

勤務時数合計	時間 分
--------	------

③累積勤務時間時数

4月からの累積勤務時間時数	時間 分
---------------	------

④時間を譲り渡した際の記入欄

譲り渡した日	譲り渡した時間数	譲り渡した学校名
月 日 ()		
月 日 ()		
月 日 ()		

時間を譲り渡した学校は、④に必要事項を記入する。

(別紙 3 - 2)

勤務・相談状況報告書 (緊急派遣用)

派遣校		S C 氏名	
確認印	従事した日	従事した時間	相談状況
	月 日 (曜日)	時 分 時 分 (時 分)	緊急派遣による相談状況を簡潔に記入する。
	月 日 (曜日)	時 分 時 分 (時 分)	
	月 日 (曜日)	時 分 時 分 (時 分)	
		計	時間 分

注 申請した回ごとに提出する。

※別紙様式については、4月に所管する市町村教育委員会から各校に送付されます。

2 スクールソーシャルワーカーの派遣について

(1) 事業の目的

県教育委員会は、公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチームワーク体制構築や、保護者・教職員の支援について、教職員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行うものである。

(2) スクールソーシャルワーカーの職務

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員等への研修活動
- カ 勤務状況及び相談状況の所属長への報告
- キ その他所属長（各教育事務所長）が必要と認める職務

(3) 派遣申請手続

- ア 市町村立小・中学校
所管する市町村教育委員会に派遣希望の旨を連絡する。
- イ 市町村教育委員会
「スクールソーシャルワーカー派遣申請書」（様式1）を下北教育事務所に1部提出する。

(4) その他

派遣日時については、（様式1）に基づき調整の上、決定する。随時派遣（緊急派遣）についても、対応の流れは同様とする。

◆対応の流れ

- 1 派遣申請
学校→市町村教育委員会→下北教育事務所（様式1）
- 2 下北教育事務所担当者が学校へ連絡し、日時調整を行う。
- 3 スクールソーシャルワーカー派遣
スクールソーシャルワーカーが学校や関係保護者及び児童生徒側等との面談を実施し、状況を把握する。
- 4 対応の協議・決定
学校がスクールソーシャルワーカーの報告を受け、今後の対応を協議する。
- 5 対応（例）
 - ・関係機関との連携・調整を行う。
 - ・ケース会議等に参加し、決定したことに取り組む。
 - ・関係者に必要な助言や情報交換等の支援を行う。
 - ・教職員等への研修会で講師や助言を行う。（関係機関との連携等）



児童生徒が抱える問題の改善へ

（様式1）

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

下北教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会教育長
（公印省略）

スクールソーシャルワーカー派遣申請書

下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します

記

1 派遣日時
令和 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

2 派遣校
〇〇立〇〇〇学校
電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
担当職・氏名 〇〇〇 ・ 〇〇 〇〇

3 申請理由

4 派遣内容
ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
オ 教職員への研修活動
カ その他（ ）
※該当する記号を○で囲み、必要事項を記入してください。

申請理由記入欄
には、申請する概
要や対象となる児
童生徒数、家庭数
等を記入する。

※別紙様式については、4月に所管する市町村教育委員会から各校に送付されます。

Ⅷ 特別支援教育巡回相談員制度について

1 制度の趣旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

2 巡回相談員の職務（「特別支援教育巡回相談員設置要綱」より）

- （１）要請のあった小・中学校等を訪問し、学級担任等に対して、助言又は援助を行う。
- （２）要請のあった小・中学校等を訪問し、学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う。
- （３）特別支援教育について情報提供を行う。
- （４）必要により専門家チームと帯同訪問を行い、連携・協力による支援を行う。

※児童生徒の実態及び学校のニーズに合った活用方法を御検討ください。

3 要請手続

- （１）要請期間 原則として、５月下旬～１月下旬

（この期間以外の派遣や緊急の派遣については、下北教育事務所教育課長へ連絡し、相談する。）

- （２）要請回数 原則として、１校につき年間２回程度

（成果や改善点を把握し、系統的・継続的な支援のため、２回は実施することが望ましい。）

- （３）要請内容（例）

- ア 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒への対応の仕方
- イ 特別支援学級の経営（特別の教育課程、指導要録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、通信票、年間指導計画、教室環境など）
- ウ 幼児児童生徒の実態把握や支援（障害の特性の理解、諸検査の結果を活用した指導など）
- エ 学習指導（自立活動、生活単元学習、日常生活の指導、作業学習、教材・教具の工夫及び活用など）
- オ 交流及び共同学習、通常の学級との連携の仕方
- カ 保護者・関係機関との連携の仕方
- キ 校内支援体制（特別支援教育コーディネーター及び校内委員会などの在り方）

※ 次の場合は要請内容に含まれないので、留意してください。

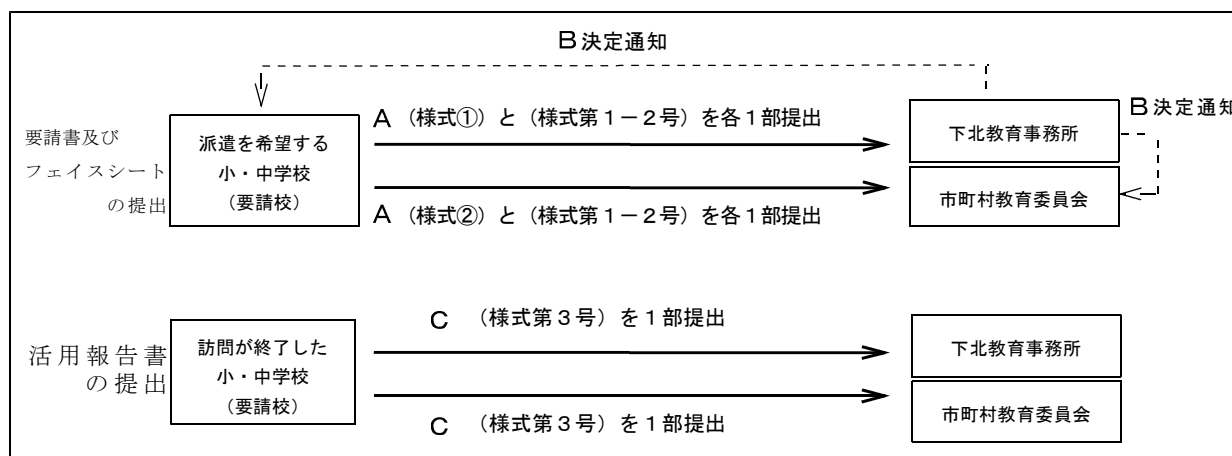
- ・ 幼児児童生徒に対する直接の指導、検査等の実施
- ・ 保護者との面談

巡回相談員から受けた助言内容は、確実に校内で共有し、次年度へ引き継いでください。
--

(4) 要請手順

<小・中学校>

- ア 管内の小・中学校は、令和6年4月の「令和6年度特別支援教育巡回相談員の派遣について（通知）」により、青森県電子申請・届出システムにて派遣の有無を回答する。5月中旬頃に、下北教育事務所から派遣を希望した学校へ「巡回相談員派遣一覧」を送付する。
- イ 派遣日決定後、派遣を希望した学校（以下「要請校」という。）は、派遣日3週間前までに要請書（様式①・②）とフェイスシート（様式第1－2号）を下北教育事務所及び所管する市町村教育委員会に提出する。（下図内Aの部分）※フェイスシートは対象児童生徒1人につき1枚の提出とする。
- ウ 下北教育事務所から関係市町村教育委員会及び要請校へ派遣の決定を通知する。（下図内Bの部分）
- エ 要請校の学級担任等相談者は、相談日の1週間前までに、巡回相談員に対して電話で相談内容等の詳細を連絡する。
- オ 要請校は、巡回相談員の訪問が終了した後、3週間以内に活用報告書（様式第3号）を下北教育事務所及び所管する市町村教育委員会へ提出する。（下図内Cの部分）



※ 上記要請書、フェイスシート及び活用報告書の提出については、郵送を基本とします。

<幼稚園>

幼稚園については、園長が特別支援学校の校長へ直接派遣を要請する。

(5) その他

- ア 特別支援学級を初めて担当する教員が所属する学校は、夏季休業前までのなるべく早い時期に訪問を受けられるように要請することが望ましい。（特別支援学級を初めて担当する教員は、青森県総合学校教育センターの「特別支援教育新担当教員研修講座」及び下北教育事務所主管の「特別支援教育新担当教員実地研修会」を受講することが望ましい。）
- イ 巡回相談員の旅費は、青森県教育委員会が負担する。

3 様式について

(1) 要請書（様式①） ※小・中様式

下北教育事務所長 殿	文 書 番 号 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	○○○学校 校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)
特別支援教育巡回相談員の派遣要請書	
このことについて、下記のとおり要請します。	
記	
1 日 時 令和 年 月 日 ()	
2 対象児童生徒 (○で囲む)	(1) 特別支援学級・通常の学級 (第 学年) 男 ・ 女
3 日 程 (例)	(1) 13 : 45 ~ 13 : 55 日程等の確認 (2) 14 : 00 ~ 14 : 45 5時間目参観 (○○○) (3) 15 : 00 ~ 16 : 00 学年主任、学級担任、教科担任、 特別支援教育コーディネーター、 養護教諭等との話し合い (4) 16 : 00 ~ 16 : 20 校長への報告
4 巡回相談員所属校 職 ・ 氏 名	※ 相談員は助言内容について、校長に報告することとなっているため、報告を受けるための時間を設定する。 やむを得ず、校長が不在の場合は教頭へ報告する時間とする。
5 指 導 を 受 け たい 内 容 (箇条書き)	(1) (2) ※ 40頁の「3 (3)要請内容 (例)」を参考に、指導を受けたい内容を大まかに記入する。その際、43頁の「フェイスシート (様式第1-2号)」にある【備考】に記載した内容との整合性を図る。

(2) 要請書（様式②） ※小・中様式

○○○教育委員会 教育長 ○ ○ ○ ○ 殿	文 書 番 号 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	○○○学校 校長 ○ ○ ○ ○ (公印省略)
特別支援教育巡回相談員の派遣要請について	
このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。	
記	
※ 以下は、下北教育事務所に提出する文面と同様にする。	

(3) フェイスシート (様式第1-2号) ※幼・小・中共通様式

※対象幼児児童生徒1人につき1枚とし、要請書と一緒に提出する。

(様式第1-2号)

特別支援教育巡回相談フェイスシート

※ 学級担任等、相談者の氏名を記入する。

※相談したい内容等について○を書いてください。 (学校) ()

障害種	年齢段階	支援内容	合理的配慮の観点
視覚障害	乳児期	子どもの学習のつまづきに関する支援	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
聴覚障害	幼児期	子どもの行動上の問題に関する支援	①-1-2 学習内容の変更・調整
盲ろう	小学校期	子どもの実態把握に関する支援	①-2-1 情緒・コミュニケーション及び教材の配慮
肢体不自由	中学校期	子どもの進路や就労に関する支援	①-2-2 学習機会や体験の確保
病弱・身体虚弱	高校期	子どもの心理面に関する支援	①-2-3 心理面・健康面の配慮
言語障害	大学・成人期	学校システム・学級経営等に関する支援	②-1 専門性のある指導体制の整備
情緒障害		教育課程の編成に関する支援	②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
知的障害		教材・教育支援機器に関する支援	②-3 災害時等の支援体制の整備
知的障害を伴う自閉症		医療・福祉等、他機関との連携に関する支援	③-1 校内環境のバリアフリー化
高機能自閉症		保護者との連携に関する支援	③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
ADHD		その他()	③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮
LD			
重複障害			
その他			

【備考】

※ 42頁派遣要請書の「5 指導を受けたい内容」に記載したことについて、対象幼児児童生徒の実態や現在の支援内容、指導を受けたい内容等の詳細を記入する。必要に応じて、校内支援体制の概要を記入する。(巡回相談員が把握できるようにするため。)

※ 一度に複数名の相談を希望する場合は、どの幼児児童生徒のフェイスシートなのかがわかるよう、派遣要請書の「2 対象児童生徒」と対応させ、2(1)、2(2)のように書き、個人名は記載しない。

(4) 活用報告書 (様式第3号) ※幼・小・中共通様式

(様式第3号)

巡回相談員活用報告書

※ 幼児児童生徒の個人名は記載しない。

学校名 校長氏名

訪問期日	年 月 日 (曜日)	5 助言や援助の概要
巡回相談員 職名・氏名		※ 要請課題に対して受けた助言や援助を記入する。
1 主な日程		
2 校内支援体制の概要		
3 学級の概要 通常 特支(知的 自・情 弱視 難聴 肢体 病弱)		
4 要請課題		
6 巡回相談員訪問に係る成果等		

※ 訪問当日の時間と内容を簡潔に記入する。

※ 校内支援体制の状況を簡潔に記入する。
※ 要請課題が幼児児童生徒の指導に関することであれば、個別の指導計画等の作成状況や活用状況についても記入する。

※ 学級の状況について○で囲む。必要に応じて幼児児童生徒の実態等を記入する。

※ 1回の相談で複数の幼児児童生徒について要請している場合、そのことが分かるように記入する。

※ 特別支援教育巡回相談員から受けた助言等をどのように指導及び支援に生かし、その結果どのような変容が見られたかなどについて具体的に記入する。

※「6 巡回相談員訪問に係る成果等」には、巡回相談員訪問後の学校での取組等についても内容に含めて記載願います。

特別支援教育巡回相談員派遣に係る様式データ(P42~P43)は、右記QRコード(下北教育事務所ホームページ)からダウンロードすることができます。



校長及び教員の資質の向上に関する指標について

平成30年2月14日
令和5年2月1日一部改訂
青森県教育委員会

I 背景・趣旨等

1 背景

教員は、児童生徒（特別支援学校の幼児を含む。以下同じ。）の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きい。児童生徒の成長を担う教員には、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが児童生徒の道しるべとなるべく、常にその資質の向上を図り続けることが求められる。

また、グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化も速度を増している中で、教員自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組んでいく必要が高まっているとともに、オンライン研修の拡大や研修の体系化の進展など、教員の研修を取り巻く環境も大きく変化してきた。

このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現するこれからの本県の「新たな教師の学びの姿」は、「児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たすとともに、児童生徒の主体的な学びを支援する伴走者となるよう、そのキャリアや経験に応じて、探究心を持ちつつ、自律的かつ継続的に新しい知識技能を学び続けている姿」である。その姿を実現するためには、一人一人の教員の個性に即した個別最適な学びの提供、校内研修等の教員同士の学び合いなどを通じた協働的な学びの機会確保が重要となる。

これらを踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築等のため、教育公務員特例法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行され、校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）及びそれを踏まえた教員研修計画の策定等が義務付けられた。

そして、令和4年5月18日に公布された教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律では、「新たな教師の学びの姿」を実現するため、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等に関する規定が整備されるとともに、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的に解消する等の措置を講ずるものとされた。

以上のことから、県教育委員会では、教育公務員特例法第22条の5に基づく青森県教員等資質向上推進協議会の協議を経て、指標の内容等を再検討し、見直すこととした。

「新たな教師の学びの姿」

- ☐ 変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- ☐ 求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- ☐ 新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- ☐ 他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

※『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて（審議まとめ） 令和3年11月 中央教育審議会

2 本県を取り巻く主な教育課題

本県の教員は、真摯に児童生徒に向き合い、粘り強くその指導に当たってきた。児童生徒を大切にする態度や指導技術は、校内外の研修等を通じて継承されてきたところである。

このような中、公立の小学校、中学校及び高等学校においては46歳以上の教員が半数を超えていること、特に小学校及び中学校においては学校の小規模化が進んでいること等を考えると、これまでの教育実践の蓄積をスムーズに継承していくことが課題の一つと考えられる。

また、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校、令和4年度から高等学校で全面実施（高等学校では段階的实施）された学習指導要領への対応とともに、いじめ防止対策をはじめとする児童生徒を守り支え安心して学ぶことができる教育環境づくり、健康長寿県を目指した児童生徒の健康づくり、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育や持続可能な青森県づくりの担い手となる人財育成等の課題に対応していく必要がある。

3 本県のめざす教員像

- 教育者としての使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員
- 豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わりあうことができる教員
- 学び続ける向上心を持ち、常により良い実践を追い求める教員
- 児童生徒が生きていく未来社会を見据え、教育課題に挑戦し続ける教員
- 高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員
- 家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

4 指標策定の趣旨等

指標策定の趣旨は、校長及び教員（以下「教員等」という。）が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

教員等一人一人の成長の道筋は多様であることは言うまでもない。指標は、県教育委員会等が主催する校外での研修や日常的な職場内研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安であり、教員等一人一人が教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指すための手がかりとなるものである。加えて、教員等の自発的かつ効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起するものである。

II 校長及び教員の資質の向上に関する指標

1 指標の対象

指標の対象は、県教育委員会が任命する公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭及び栄養教諭とする。

2 指標

- (1) 教諭、助教諭、養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）の指標（全校種共通）

別紙1「教員の資質の向上に関する指標」のとおり。

- (2) 校長及び教頭の指標（全校種共通）

別紙2「校長及び教頭の資質の向上に関する指標」のとおり。

ただし、教頭については、IIの2の(1)に示す指導力の観点にも留意する。

3 職責、経験及び適性に応じたキャリアステージの設定

教諭等の指標については、次に示す(1)～(4)のキャリアステージを設定する。

なお、採用後の年数については一つの目安であり、教諭等個々の職責、経験及び適性に応じて、柔軟に捉えるものとする。

- (1) 採用時

・本県の教員として採用される段階

- (2) 形成期（初任からおおむね採用5年目までを想定）

- ・教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける段階
- (3) 向上・発展期（おおむね採用6年目から15年目までを想定）
 - ・実践力を高め、初任者等へ助言する段階
 - ・分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける段階
- (4) 充実期（おおむね採用16年目以降を想定）
 - ・専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う段階
 - ・校務分掌等の運営における中心的な役割を担う段階

4 指標の観点

指標の内容を次に示す（1）～（4）の観点で整理する。

なお、これら4つの観点は相互に深く関連し合っており、資質の向上に当たっては総合的な視点をもつことが重要である。

（1）人間力

「教員としての素養」に関する観点である。この観点は、いずれのキャリアステージにおいても求められるものであり、教員として、また社会人としての経験を積むことによって、その深まりや広がりが期待される。この観点では、社会人としての基本的な素養、子どもの権利への理解、確固たる倫理観、教員として求められる普遍的な資質、自律的に学び続ける意識や姿勢等に関する指標を設定している。

なお、校長及び教頭については、管理職としての高い素養が求められることから、教諭等とは別に「管理職としての素養」の観点を示している。

（2）指導力

「教科等に関する指導」、「生徒指導」、「多様性への理解と教育支援」に関する観点である。この観点では、多様な教育活動や場面において、児童生徒の人格の完成のために必要な教育の方法や技術を用いて児童生徒の指導に当たるとともに、必要な協働体制の構築や関係機関との連携を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

「教科等に関する指導」では、計画・実践・評価・省察・改善のPDCAサイクルに基づく主体的・対話的で深い学びの視点による授業づくりに自ら取り組むとともに、教員相互の学び合いを通して教育の方法や技術をより一層高めていくことができる資質等に関する指標を設定している。

「生徒指導」では、児童生徒の健やかな成長のため、児童生徒の発達の段階や個々の状況を適切に理解するとともに、日常生活の指導、問題行動への対応、教育相談等の様々な場面に応じた適切かつ積極的な指導に当たることができる資質等に関する指標を設定している。

「多様性への理解と教育支援」では、生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する児童生徒に対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高めるとともに、必要な体制の構築や関係機関との連携を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

併せて、養護教諭には「保健管理」、「保健教育」、「健康相談」に関する観点を、栄養教諭には「給食の時間や各教科等における教育指導」、「個別的な相談指導」に関する観点を、それぞれの職の特性に応じて加えている。

（3）マネジメント力

「学級・学年経営及び学校運営」、「同僚との連携・協働」、「地域社会との連携・協働」に関する観点である。この観点では、同僚や地域社会と連携・協働しつつ、教育活動を組織的かつ計画的に行うことができる資質等に関する指標を設定している。

「学級・学年経営及び学校運営」では、教員がそれぞれの職務において、児童生徒の実態や学校課題に応じた学級・学年・分掌経営等の立案・参画に当たるとともに、学校安全の確保や危機の未然防止に当たることができる資質等に関する指標を

設定している。

「同僚との連携・協働」では、組織の一員としての自覚をもち、相互の学び合いや支援など同僚との連携・協働を進めるとともに、組織全体を考慮した計画立案や体制づくりに参画することができる資質等に関する指標を設定している。

「地域社会との連携・協働」では、家庭や地域社会、学校間の連携・協働を進めるとともに、地域の人的・物的資源など教育資源を活用した教育活動を進めることができる資質等に関する指標を設定している。

併せて、養護教諭には「保健室経営」、「保健組織活動」に関する観点を、栄養教諭には「栄養管理及び衛生管理」に関する観点を、それぞれの職の特性に応じて加えている。

なお、校長及び教頭については、管理職としてのマネジメントの資質が求められることから、教諭等とは別に「学校経営ビジョン構築」、「教育課程の管理」、「人材育成」、「組織運営・経営資源の活用」、「危機管理」、「連携・協働」の観点を示している。

(4) ICT、情報・教育データ活用力

授業の充実及び校務の効率化に向けたICT活用力に関する観点である。

「ICT活用力」では、教員が、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する上で必要不可欠であるICTとこれまでの実践を組み合わせて、授業の質を向上させることに関する指標を設定している。

「情報・教育データ活用力」では、ICT活用スキルのみならず、教員等、様々な教育データを生かして児童生徒の学びを把握したり、各種教育データを分析し、その結果を学級経営等に生かすことに関する指標を設定している。

また、情報化が加速度的に進むSociety 5.0時代を生き、情報活用能力など学習の基盤となる資質能力を児童生徒に育む必要があることから、情報モラル教育に留まらず、より広い概念としてデジタル・シティズンシップ（※）教育に関する指標も設定している。

※デジタル・シティズンシップ

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと

【出典】

文部科学省 GIGAスクール構想に基づく「人・台端末の円滑な利活用に関する調査協力者会議資料 国際大学GLOCOM 豊福晋平（2021/8/30）」

5 指標の活用

(1) 県教育委員会

- ・教育公務員特例法第22条の4に基づいて、指標を踏まえた教員研修計画を策定する。
- ・県教育委員会（県総合学校教育センター、教育事務所等）は、主催する研修等の構築に当たり、指標や教員研修計画を踏まえるとともに、県内の学校や教員等の状況に応じて、不断の見直しを行う。
- ・各市町村教育委員会、各学校に対して、指標の趣旨や内容を周知する。また、県教育委員会ホームページで公開する。

(2) 市町村教育委員会

- ・各学校に対して、指標の趣旨や内容を周知する。
- ・市町村教育委員会は、主催する研修等の構築に当たり、指標や教員研修計画を踏まえるとともに、個々の教員等に応じた指導・助言や支援等を行う。

(3) 教員等

- ・校長及び教頭は、指標を踏まえて、個々の教員に応じた指導・助言や支援、校内研修の充実等に努めるとともに、研修履歴を活用して、対話に基づき教員等の資

質向上に関する指導助言等を行う。

- ・教員等は自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指すための手がかりとして指標を活用するとともに、研修履歴から自らの学びを俯瞰し、客観視した上で、更に伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発したい分野・領域を見出しながら資質の向上に努める。
- ・教員等は、指標を踏まえて、互いに学び合い、互いの成長を支援し合いながら、自身の「主体的・対話的で深い学び」の実践に努める。

Ⅲ 資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

1 指標の改善について

社会の状況や学校を取り巻く状況は常に変化するものであり、指標についても、様々な状況の変化に応じて、より実効性の高い指標に改善していくため、不断の見直しを図ることが重要である。

県教育委員会は、指標及び教員研修計画を検証し、改善を図るため、青森県教員等資質向上推進協議会を定期的に開催することとする。

2 指標と人事評価について

指標と人事評価については、いずれも教員等の人材育成を目指すものであるが、指標は、教員等の資質の向上を目的として、職責、経験及び適性に応じて、教員等が将来的に身に付けていくべき資質を明らかにするものである。一方で、人事評価は、教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを主な目的として、職務全般についての取組姿勢、遂行状況を適切に把握して、人材育成・能力開発につなげるため、意欲、能力及び業績の三つの評価要素を設定して、評価を実施するものである。

したがって両者はその目的も趣旨も異なるものであり、その趣旨を踏まえてそれぞれに取り組むことが求められる。

3 講師等の臨時職員の資質の向上について

講師等の臨時職員については、教諭等と同様に児童生徒の成長を担っており、Ⅱの2の(1)に示す指標を参考にし、資質の向上を図る必要があることから、県教育委員会は、臨時職員の研修機会の確保等に努める。

なお、市町村教育委員会や学校においては、学校訪問や校内研修を通じた指導・助言及び支援等に努める。

本県のめざす教員像			
○教育者としての使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たる教員	○学び続ける向上心をもち、常により良い実践を追い求める教員	○高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員	
○豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができる教員	○児童生徒が生きていく未来社会を見据え、教育課題に挑戦し続ける教員	○家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員	

教員の資質の向上に関する指標

キャリア ステージ 説明 観点		採用時	形成期 初任からおおむね採用5年目まで		向上・発展期 おおむね採用6年目から15年目まで		充実期 おおむね採用16年目以降	
			教員としての基礎的な力、教職への使命感、教育公務員としての自覚を身に付ける。	実践力を高め、初任者等へ助言する。分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける。	専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う。校務分掌等の運営における中心的な役割を担う。			
人間力	教員としての素養	・教育的愛情と責任感、子どもの権利※ ¹ への理解と高い倫理観、教職に対する使命感や誇り ・豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力 ・社会の変化や本県の教育課題に対応し、常に学び続ける探究心及び向上心						
指導力	教科等に関する指導	・教科等に関する基礎的・基本的な知識・技能	・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり(計画・実践・評価・省察・改善)					
			・教材・教具の工夫、児童生徒の学習意欲を高める指導 ・児童生徒の学びの実態把握と各教科等の目標に基づいた授業の改善 ・他の教員からの学びを生かした授業改善	・専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 ・児童生徒に身に付けさせる資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 ・自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言	・高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 ・授業に関する深い省察と継続的な新しい知識・技能の習得に基づく授業の改善 ・学校全体の授業力向上につながる取組の推進と指導的役割			
			・保健管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健教育に関する基礎的・基本的な知識・技能	・児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応 ・学級担任等と連携した保健教育	・保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 ・児童生徒の実態に基づいた保健教育や啓発活動の推進	・緊急時の救急体制や心のケアの支援体制づくり、保健管理に関する指導的役割 ・学校全体に関わる保健教育の計画の作成、実践、評価、改善への参画		
			・給食の時間や各教科等における教育指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・個別的な相談指導に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導、全体計画作成への参画 ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導	・学校給食を生きた教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別的な相談指導、校内の支援体制づくり	・学校給食を生きた教材として組織的に活用する際の指導・助言 ・関係機関等と連携した対応、専門性を生かした指導・助言		
	生徒指導	・児童生徒の成長や発達についての理解 ・生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解	・児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導 ・児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育む指導 ・保護者や他の教職員と連携した継続的な指導や支援	・児童生徒に関する多面的な情報収集と学年・分掌の連携による取組の推進 ・児童生徒の社会性を育むための教育活動全体を通じた取組の推進 ・保護者や関係機関等と連携した継続的な指導や支援	・学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実にに向けた組織的な取組の推進 ・教育活動全体を通じた取組を推進するための体制づくりと指導的役割 ・関係機関等と連携した指導や支援のための体制づくりと指導的役割			
			・健康相談に関する基礎的・基本的な知識・技能	・児童生徒の心身の健康課題を捉え、養護教諭の専門性等を生かした健康相談	・児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学校医等の専門職と連携した健康相談	・組織的な健康相談の体制づくりと健康課題の早期解決		
	多様性への理解と教育支援	・児童生徒の多様性と特別な教育的ニーズを有する児童生徒への理解 ・特別な支援及び配慮を必要とする児童生徒についての理解	・実践を踏まえた児童生徒の多様性と個々のニーズ※ ² についての理解 ・児童生徒個々の特性等に応じた適切な指導と必要な支援、他の教職員や保護者との連携	・児童生徒の多様性と個々のニーズ※ ² に応じた教育活動の推進 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援	・児童生徒の多様性と個々のニーズ※ ² に応じた教育活動に関する他の教職員に対する指導や支援 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえた組織的・継続的な取組を可能にする校内体制づくり及び関係機関との連携の推進			
マネジメント力	学級・学年経営及び学校運営	・学級経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校教育目標の理解と児童生徒の実態に応じた学級経営 ・学年主任、分掌主任、他の教職員との連携・協力 ・安全に配慮した環境整備と危機に対する報告・連絡・相談の徹底	・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営への参画 ・学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 ・学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組	・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 ・学校運営全般への参画と教育活動の活性化 ・学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進			
			・保健室経営に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健組織活動に関する基礎的・基本的な知識・技能	・学校教育目標を理解した保健室経営計画の作成と基礎的な保健室経営 ・保健主事等と協力した保健組織活動の企画運営への参画	・健康課題解決のための的確な保健室経営計画の作成と保健室経営 ・活動の内容を工夫した、保健組織活動の企画運営	・保健室経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開		
			・栄養管理及び衛生管理に関する基礎的・基本的な知識・技能	・栄養管理及び衛生管理の重要性の理解と実践	・実態に基づいた栄養管理及び学校給食衛生管理基準に準拠した組織的な対応	・栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割		
	同僚との連携・協働	・組織の一員として求められる役割の理解 ・積極的なコミュニケーションによる良好な人間関係づくりと指導力の向上 ・自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組	・学年や分掌における提案や立案の課題整理と事前調整 ・経験に応じた役割の理解と指導や助言	・他の学年や分掌との連絡調整 ・OJT（日常的な職場内研修）の推進を図る体制づくりと指導的役割				
	地域社会との連携・協働	・家庭や地域社会との連携の必要性に関する理解 ・郷土の歴史や文化、自然等に対する理解	・家庭や地域社会との情報共有、連携・協働	・家庭や地域社会、学校間の連携・協働	・地域の人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進			
		基 礎 的 ス キ ル ※3						
ICT、情報・教育データ活用力		・情報・教育データの活用に 関する基礎知識 ・デジタル・シティズンシップ 教育に関する基礎知識	・ICTを活用した授業づくり ・情報・教育データを活用した 個々の児童生徒の学習の改善 ・デジタル・シティズンシップ 教育の理解と実践 ・校務の効率化に向けたICT 活用の提案	・ICTを活用した授業をより効果 的なものとするための指導や 助言 ・情報・教育データを活用した 児童生徒の学習の組織的改善 ・デジタル・シティズンシップ 教育の推進 ・校務の効率化に向けたICT 活用の推進	・ICTを活用した授業改善に 関する組織的な取組の推進 ・情報・教育データを活用した 学校全体の教育活動の改善 ・デジタル・シティズンシップ 教育の体系的な推進と充実 ・校務の効率化に向けたICT 活用の組織的な取組の推進			

※1 子どもの権利…個人の尊重、差別の禁止、教育を受ける権利、福祉に係る権利、意見表明権・社会的活動への参画権、最善の利益の優先など

※2 個々のニーズ…発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、子どもの貧困、ヤングケアラー、不登校児童生徒、性的マイノリティの児童生徒等

※3 基礎的スキル…端末やソフトウェア・アプリ等が更新された場合でも対応するための技術的能力

校長及び教頭の資質の向上に関する指標

職 観点		校長	教頭
人間力	管理職としての素養	・職業倫理の垂範、法令の理解や遵守、誠実・公正な職務の遂行 ・教育や自校を取り巻く状況の把握、的確かつ迅速な判断 ・リーダーシップの発揮と自ら学び続ける向上心	
	学校経営ビジョン構築、教育課程の管理	・学校課題を基にした中・長期的な視点による学校経営ビジョンの設定と課題に対する的確な対応策の明示 ・特色ある教育課程の編成と進行状況の管理	・学校経営ビジョンの理解と学校課題の適切な把握 ・特色ある教育課程の編成・実施・評価・改善のための情報収集と整理・分析
マネジメント力	人材育成	・教職員の現状把握、OJT（日常的な職場内研修）の推進による人材育成と必要な支援・助言、的確な評価	・教職員の同僚性を育む組織風土の醸成、OJTの体制整備
	組織運営・経営資源の活用	・学校の効率的な経営、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減のための基本方針の明示 ・個々の能力や適性に応じた校務分掌の配置、適切な労務管理 ・効果を高める施設管理や設備の充実、計画的・効率的な予算執行	・学校の効率的な運営に向けた調整、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減に向けた具体策の提示 ・教職員の職務や健康面・メンタル面の把握と対応 ・日常的な施設・設備の点検と効率的な補修・修繕計画
	危機管理	・学校安全マニュアルの作成と見直し、学校内外への周知 ・危機管理体制に基づく迅速で的確な判断・指示	・学校安全マニュアルの作成に向けた情報収集と整理 ・学校安全マニュアルの周知・徹底 ・危機管理体制に基づく組織的な取組の推進
	連携・協働	・家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力した学校経営 ・経営者としての説明責任	・家庭や地域社会、関係機関等との適切な対応・交渉 ・家庭等に対する学校の教育方針や現状の発信

○参考資料 2 重点における活用してほしい資料一覧

■ 授業の充実

文部科学省

- ・学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(R3)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総合的な学習の時間編(H29)
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】・【中学校(各教科等)】(R2)
- ・学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編(R1)

国立教育政策研究所

■ 道徳教育の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 特別の教科 道徳編(H29)
- ・道徳教育アーカイブ(文部科学省ホームページにて随時更新)
- ・小学校道徳読み物資料集(H23)
- ・中学校道徳読み物資料集(H24)
- ・平成24年度道徳教育指導資料「郷土資料にかかわる実践事例集」【小学校編】・【中学校編】(H25)

青森県教育委員会

■ 特別活動の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 特別活動編(H29)
- ・学校文化を創る特別活動(中学校・高等学校編)(R5.3)
- ・小学校特別活動映像資料 学級活動編(R4.3)
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(特別活動)】・【中学校(特別活動)】(R2)
- ・みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる特別活動(小学校編)(H31.1)

国立教育政策研究所

■ 体育・健康教育の充実

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 体育・保健体育編(H29)
- ・第3次学校安全の推進に関する計画(R4.3閣議決定)
- ・学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン(R3.6)
- ・改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き(R2.3)
- ・改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引き(H31.3)
- ・食に関する指導の手引き 第二次改訂版(H31.3)
- ・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育(H31.3)
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引(H30.2)
- ・現代的健康課題を抱える子供たちのへの支援(H29.3)
- ・栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育(H29.3)

スポーツ庁

- ・令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 報告書(R5)
- ・小学校体育(運動領域)指導の手引～楽しく身に付く体育の授業～(R4.4)
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(体育)】・【中学校(保健体育)】(R2)

国立教育政策研究所

青森県

- ・～防災を正しく学び、考える～あおもりおまもりノート(青森県庁ホームページにて随時更新)

青森県教育委員会

- ・運動部活動の指針(H30.12)
- ・学校におけるアレルギー疾患対応指針(H30.3)
- ・防災安全の手引(二訂版)(H26.3)

■ 生徒指導の充実

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編 (H29)
- ・ 生徒指導提要 (R4. 12)
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29. 3)
- ・ いじめ防止等のための基本的な方針【改訂版】 (H29. 3)
- ・ 生徒指導リーフシリーズ (H24～R3)
- ・ いじめ対応の手引き (H31. 3)
- ・ 青森県いじめ防止基本方針 (H29. 10)

国立教育政策研究所
青森県教育委員会

■ キャリア教育の充実

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編 (H29)
- ・ 中学校・高等学校キャリア教育の手引き (R5. 3)
- ・ 小学校キャリア教育の手引き (R4. 3)
- ・ 「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変えるキャリア教育 (H28. 3)
- ・ あおもりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～ (R1. 12)

国立教育政策研究所
青森県教育委員会

■ 特別支援教育の充実

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編 (H29)
- ・ 特別支援教育要領・学習指導要領 解説 総則編・自立活動編（幼稚部・小学部・中学部） (H30)
- ・ 特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編（小学部・中学部） (H30)
- ・ 障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ (R3. 6)
- ・ 交流及び共同学習ガイド (H31. 3)
- ・ 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン (H29. 3)
- ・ 障害者差別解消法が変わります！ (R5)
- ・ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) (R3. 1)
- ・ 特別支援教育の基礎・基本 2020 (R2. 6)
- ・ 特別な教育的ニーズのある子供たちをサポートする先生方のための教育相談ガイドブック (R4. 3)
- ・ 青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き 改訂版 (H30. 3)
- ・ 交流及び共同学習（居住地校交流）の手引ー障害のある子どもが地域で共に学び育つためにー (H29. 3)
- ・ 特別な教育的支援を必要とする子どもたちへの指導のためのハンドブック～特別支援学級・通級指導教室・通常の学級～ (H27. 3)
- ・ 障害のある子供の就学事務についてー基本的な考え方と関係様式作成ー (H26. 3)

内閣府
中央教育審議会

国立特別支援教育総合研究所
青森県教育委員会

■ 環境教育の推進

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編 (H29)

国立教育政策研究所

- ・ 環境教育指導資料〔中学校編〕 (H28)

- ・ 環境教育指導資料〔幼稚園・小学校編〕 (H26)

青森県環境生活部環境政策課

- ・ 北東北三県共通環境ワークブック～あかるい未来をつなぐ大切なふるさと&地球～ (R1)

■ 国際化に対応する教育の推進

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編 (H29)
- ・ 小学校学習指導要領 解説 外国語活動・外国語編 (H29)
- ・ 中学校学習指導要領 解説 外国語編 (H29)
- ・ 小学校外国語活動・外国語ガイドブック (H29)
- ・ Let's Try! 1・2 指導編 (H29)

国立教育政策研究所

- ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(外国語・外国語活動)】・【中学校(外国語)】 (R2)

青森県教育委員会

- ・ AOMORI ENGLISH PACKAGE (R6. 3)
- ・ 小学校外国語活動・外国語科実践ハンドブック (H31. 3)
- ・ 中学校外国語科パフォーマンス評価実践ハンドブック (H30. 3)
- ・ 青森県版中学校英単語集～VERSION V～ (H30. 6)

■ 情報化に対する教育の推進

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編 (H29)
- ・ 情報モラル教育ポータルサイト(文部科学省ホームページにて随時更新)
- ・ 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料 (R3. 3)
- ・ 教育の情報化に関する手引き(追補版) (R2. 6)
- ・ 学びのイノベーション事業実証研究報告書 (H26. 4)

■ 研修の充実

文部科学省

- ・ 幼稚園教育要領解説 (H30)
- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編 (H29)

国立教育政策研究所

- ・ 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】・【中学校(各教科等)】 (R2)

青森県教育委員会

- ・ 校長及び教員の資質の向上に関する指標について (R5. 2)
 - 別紙 1 教員の資質の向上に関する指標 (R5. 2)
 - 別紙 2 校長及び教頭の資質の向上に関する指標 (R5. 2)

■ へき地・複式教育の充実

文部科学省

- ・ 学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料 (R3. 3)

青森県教育委員会

- ・ 令和 2・3 年度へき地・複式教育ハンドブック(事例編) (R4. 3)
- ・ 平成 29・30 年度へき地・複式教育ハンドブック(一般編) (H31. 3)
- ・ 平成 27・28 年度へき地・複式教育ハンドブック(社会科・理科・生活科編) (H29. 3)
- ・ 平成 25・26 年度へき地・複式教育ハンドブック(国語科編) (H27. 3)
- ・ 平成 23・24 年度へき地・複式教育ハンドブック(算数科編) (H25. 3)
- ・ 平成 21・22 年度へき地・複式教育ハンドブック(授業実践編) (H23. 3)

■ 幼稚園教育の推進

文部科学省

- ・ 幼稚園教育要領解説 (H30)
- ・ 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版) (R4)

厚生労働省

- ・ 保育所保育指針解説 (H30)

内閣府・文部科学省・

- ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 (H30)

厚生労働省

中央教育審議会

- ・ 学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の共同による架け橋期の教育の充実～ (R5. 2)

○参考資料3 管内の学校教育の現状

1 下北教育事務所学校教育指導の重点に係る管内の現状

令和5年度「下北の教育」の実践事項の反省

「○」は、全体的に取組が見られた

「△」は、十分な取組が見られなかった

(1) 授業の充実

1 年間指導計画に基づき、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業づくりを可能にする指導計画を作成し、指導と評価の一体化を図る。

- △ 作成した年間指導計画の有効活用
- 単元で育成を目指す資質・能力の明確化
- 単元や題材などのまとまりを見通した指導と評価の計画の作成
- 指導に生かす評価の積極的な実施

△^特「おおむね満足できる状況」の具体的想定

2 各教科等の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりをする。

(1) 教材研究の深化

- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の充実
- ICT等の活用による個に応じた指導の実践

(2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導の工夫

- 児童生徒に学ぶ意義や必要感をもたせる学習課題の設定
- 目的や意図を明確にした、教科の特質に応じた学び合いや言語活動の工夫
- 比較する、分類する、関連付けるなど、児童生徒の思考を働かせる問いの設定
- △ 各教科等の見方・考え方を働かせた「深い学び」の実現

(3) 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

- 「学びに向かう力、人間性等」の育成を目指した、各教科等の特質に応じた体験活動の継続
- 児童生徒に問題意識をもたせる導入の工夫
- △ 児童生徒の思考の流れを重視し、問題解決の過程を明確にした授業展開

(2) 道徳教育の充実

1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画を整備し、充実する。

- 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした、全教職員が協力し合って道徳教育を展開する指導体制の充実
- 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえ、自校の重点内容項目を明記した全体計画の整備と全教師による共通理解
- △ 全体計画に基づいた各教科等における道徳教育の意図的な指導

2 「考え、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

△^特教師の指導の意図に基づいたねらいに迫る中心発問と、中心発問を深めていくための問い返しや揺さぶりの工夫

- △ 児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるようにするための指導の工夫（発問、板書、ICTの活用、動作化・役割演技など）
- 授業における「学習状況（学びの姿）を見取る視点」の明確化

3 家庭や地域社会との連携に努める。

- 学校の道徳教育に関する情報の積極的公表（自校の道徳教育の方針や計画の公表・説明、道徳科の授業公開、道徳教育に関する意見交換の場の設定など）
- 家庭や地域社会との共通理解に基づく連携・協力体制の整備・充実

(3) 特別活動の充実

- 1 全体計画及び年間指導計画を作成し、児童生徒の自主的、実践的な活動を促す。
 - 校長のリーダーシップの下、特別活動の目標を効果的に達成するための調和のとれた全体計画の作成及び見直し
 - 地域や学校、児童生徒の実態を踏まえた4つの内容（中学校は3つ）それぞれについての年間指導計画の作成
- 2 学級活動において、児童生徒の自主的、実践的な取組を充実させるための指導を工夫する。
 - △**㊦児童生徒が見いだした課題について、互いの意見を生かし、尊重しながら折り合いを付け、「合意形成」する話し合い活動の充実**
 - 集団での話し合いを生かした具体的な実践目標や方法等を「意思決定」する学級活動の充実
 - 将来の生き方を描くための「意思決定」に基づいた、キャリア形成と自己実現へ向けての実践の充実
- 3 児童会活動・生徒会活動において、児童生徒の自治的な意識を高めるための活動を計画的・継続的に行う。
 - 学校生活の充実や向上を目指した児童生徒の活動への支援
 - 異年齢集団の特質を生かした、人間関係を形成する力を養う活動の充実
- 4 クラブ活動において、児童の個性の伸長を図り、自主性と社会性を養う活動を工夫する。
 - ねらいの明確化及びよりよい人間関係の形成と個性の伸長を目指したクラブ活動の工夫
 - 異年齢集団の特質を生かした自主的、実践的な活動の充実
- 5 学校行事において、集団への所属感や連帯感を深められるよう工夫する。
 - 児童生徒が積極的に参加できるようにするための指導及び組織的な運営
 - 自己評価や相互評価を行う等、自己実現の喜びを味わわせる事後指導の充実

(4) 体育・健康教育の充実

- 1 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上に向けた指導を充実する。
 - 児童生徒の実態把握に基づいた2学年間の系統的な指導
 - 場や用具の安全、けがの防止に向けた指導の充実
 - 自ら運動に親しむ資質や能力の育成につなげる授業づくり
 - 「する・みる・支える・知る」の視点から運動に関わらせる指導の工夫
 - 運動の楽しさや喜び、価値を味わわせ、運動の習慣化につなげる活動の工夫
- 2 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導を充実する。
 - 学校保健計画の組織的な実践と全教職員による評価、見直し
 - 学校保健計画や学校保健委員会等での協議内容に基づいた具体的な取組の家庭への周知と連携
 - 計画性、系統性のある保健に関する授業の実践とゲストティーチャーやティーム・ティーチングなどによる指導の充実
- 3 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導を充実する。
 - △ 児童生徒の実態を踏まえた目標設定及び成果指標・活動指標を明確にした全体計画の作成
 - 昼食の時間や各教科等における栄養教諭等と連携した効果的な学習の場の設定
 - 食に関する知識や関心を高め、家庭、地域と連携した実践意欲の継続を図る取組の工夫
- 4 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導を充実する。
 - 家庭や地域、関係機関と連携した学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の定期的な見直し
 - ㊦実践的・実効的な避難訓練につなげる学校安全に関する研修の実施**
 - 安全な行動選択に必要な知識や判断力を身に付けさせるための各教科等の意図的、計画的な指導

(5) 生徒指導の充実

1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制を充実する。

- 各校の実態に基づいた生徒指導の方針の明確化
- 生徒指導主任（主事）等を中心とした組織的対応の推進
- △ 生徒指導に関する具体的な取組の定期的な評価・改善
- 研修会等で得られた知識や情報の共有

2 生徒指導の機能を生かした学年・学級経営及び授業を充実する。

- 学級を基盤とした、児童生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現
- 教師との信頼関係に基づく、日常の授業における児童生徒の充実感・成就感を生み出す指導の工夫

3 児童理解・生徒理解を深める。

- 人間的な触れ合いを基盤とした信頼関係づくり
- 日頃の観察と複眼的な視野による児童生徒の実態把握
- ㊦個性・多様性・複雑性の理解に基づいた学校全体で取り組む教育相談の充実

4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応を徹底する。

- いじめの定義等、「いじめ防止対策推進法」に関する教職員の共通理解
- いじめの未然防止に向けた児童生徒の自主的・自治的な取組の推進
- ハートフルリーダーを中心とした「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」によるいじめの積極的な認知と適切な対応
- 「解消」の確認とその後の見守り

5 不登校の予防及び不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援を充実する。

- 不登校の未然防止に向けた、全ての児童生徒が安心して生活し活躍できる場面がある「魅力ある学校づくり」の推進
- 不登校の傾向が見られる児童生徒への早期対応
- 不登校の状態にある児童生徒に対する正しい理解に基づいた適切な支援
- △ 学校、家庭、S C、S S W、関係機関などの役割を明確にした計画的な支援

(6) キャリア教育の充実

1 キャリア教育の指導体制を整備し、充実する。

- キャリア教育担当者や進路指導主事を中心とした校内指導体制の整備
- △ 自校の児童生徒の実態に応じた、育ませたい基礎的・汎用的能力を明確にした全体計画の見直し
- △ ㊦教育活動全体との関連を意識した体系的・系統的な年間指導計画の作成

2 キャリア発達を促す指導を充実する。

- 学級活動(3)「一人一人のキャリア形成と自己実現」等、特別活動を要とした指導の充実
- 児童生徒の成長や変容の把握及び将来の生き方を考えさせるための『あおりっ子キャリア・パスポート～明日へのかけ橋～』等の活用
- ガイダンスとカウンセリングとの相互の関連を踏まえた計画的・継続的な指導

3 家庭・地域住民等とねらいを共有し、それぞれの役割を明確化した上で連携・協働してキャリア教育を推進する。

- 家庭・保護者との将来の生き方についての共通理解及び児童生徒への適切な支援
- 地域住民等と連携・協働し、ねらいを共有した上での体験活動等の継続

(7) 特別支援教育の充実

1 校内支援体制を充実する。

- 特別支援教育コーディネーターが中心となった、全教職員による機能的な校内支援体制と関係機関等との連携
- △ 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒の障害の種類や程度及び希望する進路等に応じた教育課程の編成
- 通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒の特性の把握・支援
- △ 個別の指導計画等を用いて、支援内容・方法・場面・役割などを具体化し、教職員間で評価・改善を図るための校内委員会等の充実（通常の学級を含める）
- 特別支援教育巡回相談員等の外部専門家から受けた助言等の蓄積・共有・実践

2 個別の教育支援計画の作成と活用により、関係機関と連携した支援を充実する。

- 幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一貫して的確な支援を行うための個別の教育支援計画の作成と活用

3 個別の指導計画の作成と活用により、指導を充実する。

- 幼児児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び発達の段階等の的確な把握に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画の作成と活用

4 交流及び共同学習による相互理解を促進する。

- 組織的、計画的、継続的な取組にするための校内の協力体制の構築
- 青森県交流籍制度に基づく、小・中学校と特別支援学校双方の児童生徒にとって教育の効果が高まる居住地校交流の実施
- △ 小・中学校等の通常の学級と特別支援学級双方の幼児児童生徒の教育的ニーズを把握した授業実践

(8) 環境教育の推進

1 教科等間の関連を踏まえた指導を工夫する。

- △ 環境教育を担当する分掌等の明確化と全教職員による共通理解
- 特 各教科等を相互に結び付けた各学年の計画的な指導**
- 身に付けさせたい資質・能力を踏まえた効果的で継続的な指導の工夫

2 地域の環境の実態に即した指導を工夫する。

- 児童生徒の興味・関心や問題意識を生かした学習活動の工夫
- 身近な環境問題と地球規模の環境問題を関連付けて考えさせる指導の工夫

3 環境にかかわる体験活動を充実する。

- 地域人材や関係団体、社会体験施設等を積極的に活用した体験活動の充実
- 活動の充実を図る事前指導の工夫と、児童生徒の意識化・行動化を促す事後指導の工夫

(9) 国際化に対応する教育の推進

1 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育を推進する。

- 我が国と諸外国の文化や風土における類似点や相違点、及びそれらを育んできた国々の良さに気付かせる体験的な指導の工夫

2 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力を育成する。

小・中学校共通

○^特身に付けた知識・技能を実際のコミュニケーションにおいて、相手や話題を替えて、繰り返し活用させる言語活動の設定

- コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、自分の考えや気持ちなどを伝え合う言語活動の充実

小学校

- 外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませることによるコミュニケーション能力の素地及び基礎を養う授業の充実
- 既習内容を確認し、どのように言語材料が扱われてきたのかを十分に把握した上での系統性のある指導の工夫
- スモールトークなどの言語活動における外国語指導助手等の効果的な活用

中学校

- △ 小学校での学習状況（授業時数・学習内容等）の把握や生徒の実態に基づいた授業の工夫
- △ 学習到達目標「CAN-DO リスト」の生徒との共有化及びパフォーマンステスト等による達成状況の把握
- 4技能（5領域）をバランスよく育成するための単元の指導計画の工夫及び計画的な実施

3 異なった文化や習慣をもつ人々との交流を推進する。

- 地域人材を活用し、総合的な学習の時間等において、講演や文化の紹介を実施するなど、地域に根ざした国際交流活動の積極的な推進
- △ ICT等を活用した諸外国の姉妹・友好提携校との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

1 情報教育を推進する指導体制を整備し、充実する。

- 児童生徒の発達の段階に応じた情報活用能力を育成するための、各教科等の学習内容と関連付けた系統的・体系的な指導計画に基づく実践
- 情報教育を推進していく教員を中心としたICT活用指導力の向上に関する校内研修の充実

2 学習指導におけるICTの適切な活用を推進する。

- 単元の目標を達成するための1人1台端末を効果的に活用した授業実践
- △^特学びを深めるためのICTの効果的な活用

3 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育を推進する。

- △ 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の導入

4 児童生徒の発達の段階に応じて、系統的な情報モラル教育の取組を充実する。

- 系統的な情報モラル教育の充実
- △ 学校と家庭・地域・関係機関との連携・協働
- 情報や情報技術の特性の理解に基づいた情報機器を正しく活用する力の育成
- 情報機器の使用と健康との関わりについての指導の充実

(11) 研修の充実

1 学校の教育課題解決のための実践的研究を充実する。

(1) 学校の教育課題解決に向けた、全教職員が参画した校内研修の推進

- △ 育てたい資質・能力を明確にした、目指す児童生徒像の共有
- △ 研究仮説検証に向けた「日常的な実践が可能であるか」、「検証が可能であるか」の視点を踏まえた研究内容の焦点化と研究方法の具体化
- 諸検査及び諸調査等の結果分析による、研究内容や研究方法の適切な評価と見直し

(2) 学習指導要領に基づく実践的研究の推進

- 学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な実践に結び付く研修の推進
- △**㊦ 授業づくりや指導方法の改善及び学習評価の在り方に関する研修の実施**

(3) 研究協議の活性化

- 授業参観の視点を焦点化し、全教員が主体的に参加できる研究協議の実施
- 協議の成果と課題を異学年や他教科での実践に生かすまとめの工夫

2 教員等の資質の向上に向けた取組を充実する。

- △ 指標を踏まえた研修の推進（各種研修動画やオンデマンド型研修等の有効活用）
- 学校安全に関する研修の実施
- 特別支援教育の目的や意義についての理解を深める研修の実施

3 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動を研究・推進する。

- 児童生徒や地域の実態を適切に把握し、全教職員の協力体制の下で研究を重ねた、カリキュラム・マネジメントの実践

(12) へき地・複式教育の充実

1 へき地の三特性（へき地性、小規模性、複式形態）を生かし、地域に根ざした特色ある教育活動の推進に努める。

- 地域との密接なつながりを生かした校外学習・体験学習の実施
- 校内研修の充実と、それを生かした児童生徒の主体性の育成を図る指導の実践
- 遠隔教育を導入するなど、多様な価値観にふれるための学習活動の工夫

2 複式学級における単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した授業づくりを可能にする指導計画を作成し、効果的活用を図る。

- △ 変則複式における2つの学年の関連を考慮した単元の配列等の工夫

3 複式学級における「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業づくりをする。

(1) 教材研究の深化

- 問題解決的な学習の重視
- 直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解した上での、学習活動が効果的に行われるための「わたり」と「ずらし」の工夫
- △ ICT等の活用による個に応じた指導の実践

(2) 「主体的・対話的で深い学び」を実現する指導の工夫

- △ 対話の必要感をもたせる学習課題の設定
- ㊦ 一人一人の学習の過程や成果の把握に基づく個に応じた適切な指導**
- 児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、児童生徒相互で考えを深め合ったりするためのガイド学習等の手立ての工夫

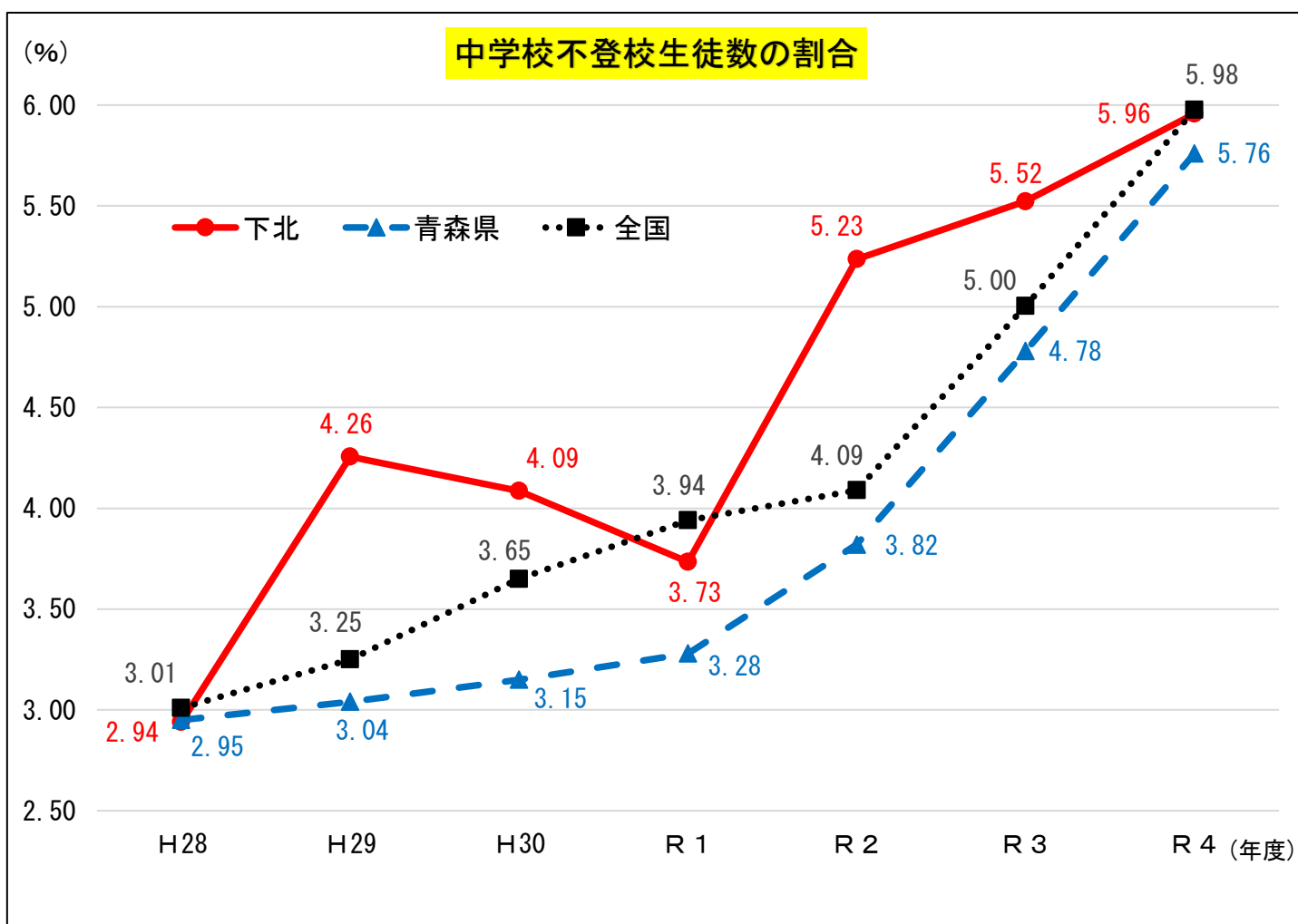
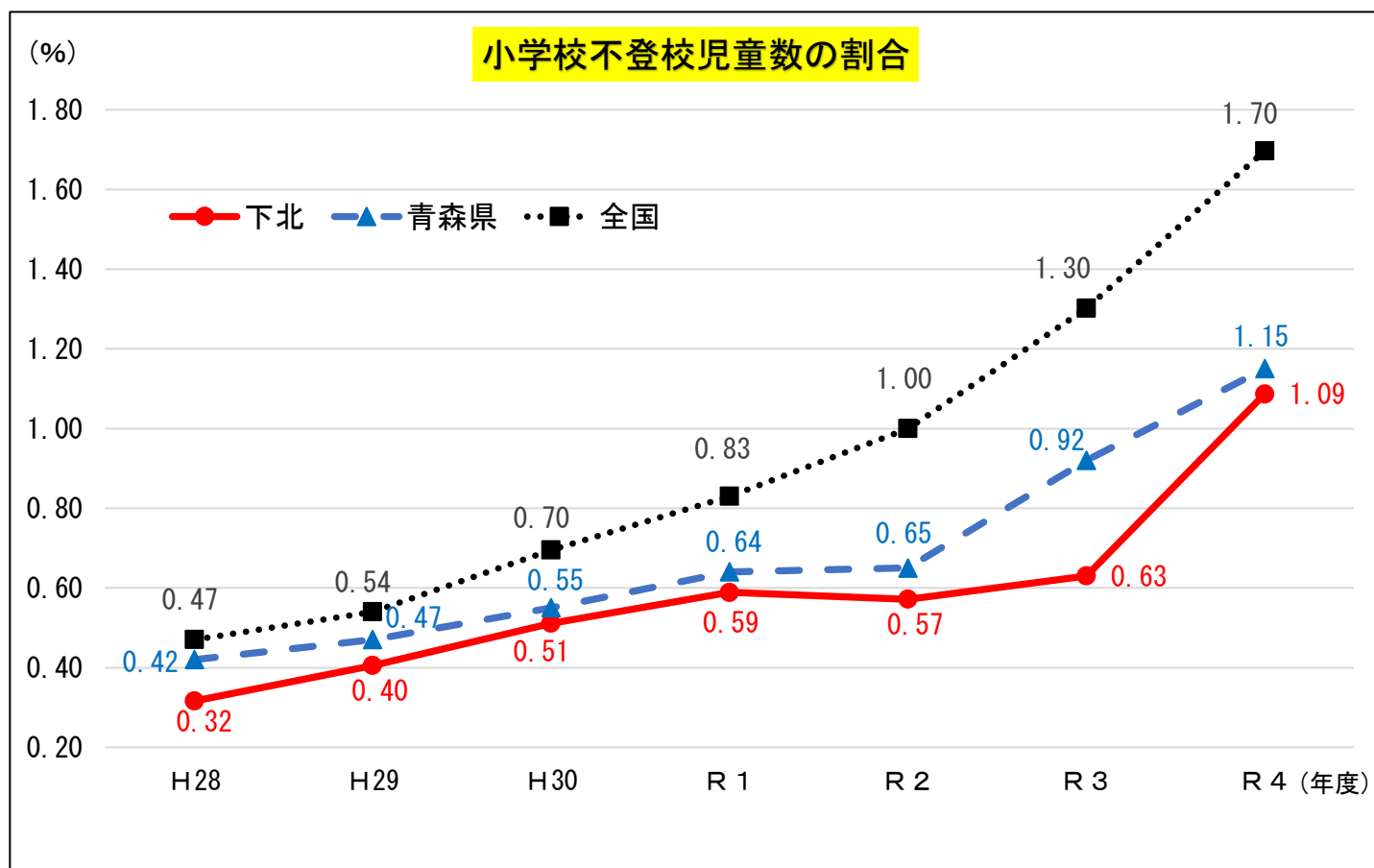
(13) 幼稚園教育の充実

- 1 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の育成を図る。
 - (1) 各領域の「ねらい」の理解と「内容」の総合的な指導
 - 自園の「領域別指導の重点」を踏まえた確実な指導・評価・改善
 - (2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した指導
 - 3歳児や4歳児の時期から幼児が発達していく方向を意識した、それぞれの時期にふさわしい指導の積み重ね
- 2 カリキュラム・マネジメントの充実を図る。
 - (1) 適切な教育課程の編成と評価・改善
 - 育みたい資質・能力の明確化と教育課程の実施状況の評価と改善
 - 家庭や地域との連携及び協働による「社会に開かれた教育課程」の実現
 - (2) 長期的・短期的な指導計画の作成及び評価・改善
 - 幼児理解に基づいた具体的なねらいや内容等を設定した長期及び短期の指導計画の作成とそれに基づいた環境の構成及び援助の実践
 - 「環境」を通して見られる幼児の具体的な姿の継続的な観察及び記録（保育実践記録）とその日常的な共有
 - (3) 安全に関する指導
 - 全教職員による機能的な安全管理と指導の継続
 - (4) 家庭や地域社会との連携
 - 地域の自然や人材などの積極的な活用と家庭との連携による豊かな生活体験の獲得
- 3 小学校教育との円滑な接続を図る。
 - (1) 小学校との意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携
△[㊦] 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有
△ 幼稚園のアプローチカリキュラムと小学校のスタートカリキュラムの相互の共通理解とアプローチカリキュラムの確実な実践
 - (2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導
 - 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用による全体的な発達を促す指導
 - 家庭、地域及び医療や福祉、保健などの業務を行う機関との連携による長期的な視点での幼児への教育的支援
- 4 計画的・積極的な研修を推進する。
 - (1) 園内・園外研修の充実
 - 全教職員の協力体制の下、教職員一人一人の特性が生かされる研修の推進
 - (2) 教育課題解決のための教育要領に基づく実践的研究の充実
△ 指導の方向性を明確に示した研究内容と、保育実践記録を基にした幼児の姿の評価の位置付け

○参考資料４ 小・中学校不登校児童生徒数の割合

下北管内の不登校児童生徒の割合について、全国及び青森県と比較することで、下北管内の現状を捉えるため、以下の資料（調査名が変更された平成28年度からの数値）を掲載するものである。

数値は100人当たりの出現率であり、 $[\text{不登校児童（生徒）数}] \div [\text{児童（生徒）数}] \times 100$ により算出されている。



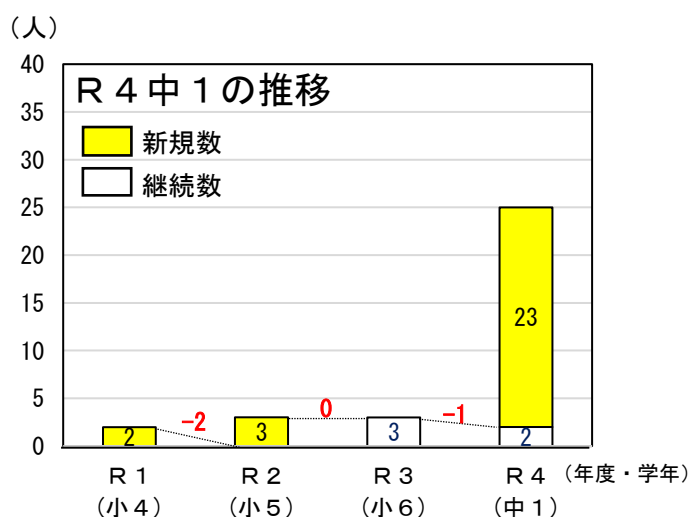
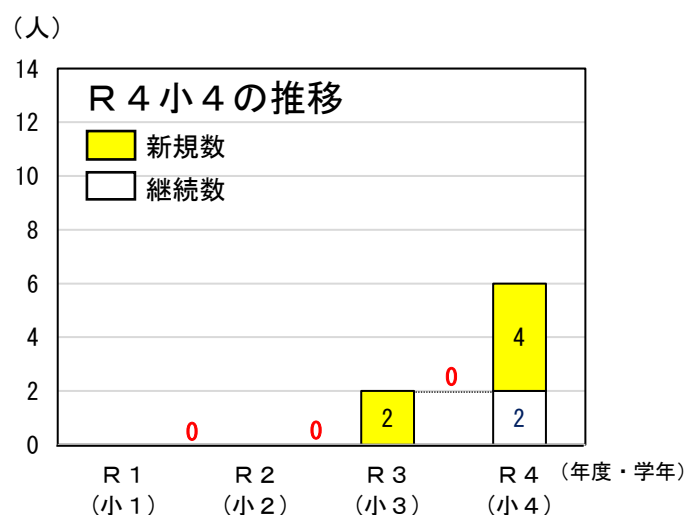
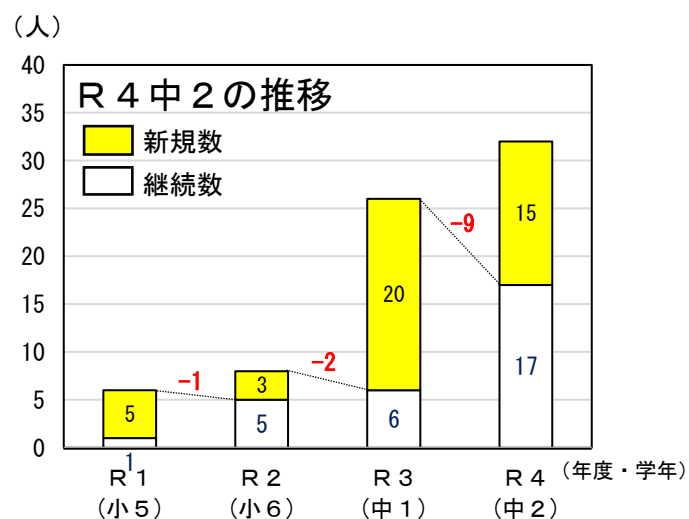
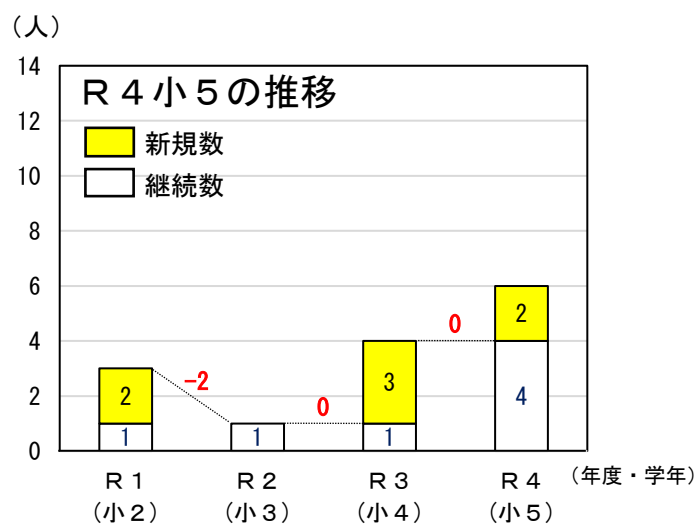
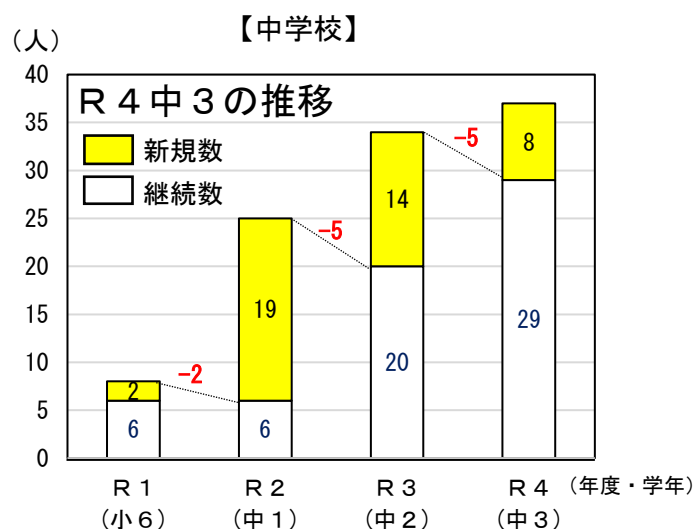
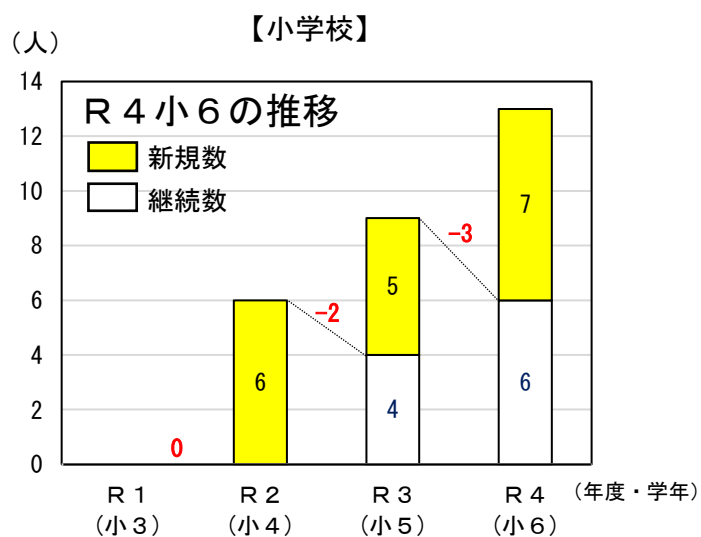
※「H28～R4 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より

○参考資料５ 令和４年度不登校児童生徒数の推移（実人数）

下北管内の不登校児童生徒数の新規数と継続数の推移から、下北管内の現状を捉えるために、以下の資料を掲載するものである。同一学年の推移グラフにおいて、学年の間の数字は、前年度からの変化を示している。

■は新規数（前年度は不登校ではなかった児童生徒数）

□は継続数（前年度も不登校であった児童生徒数）



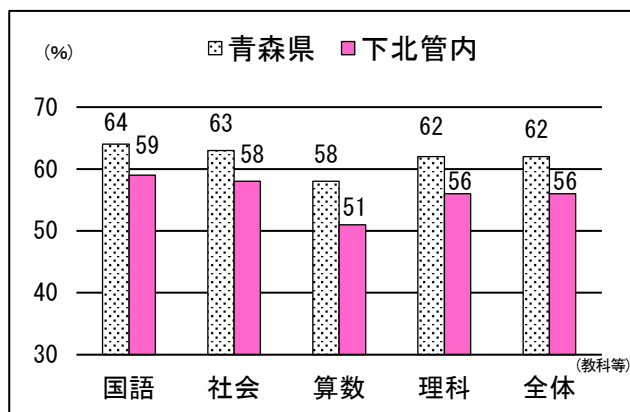
※「R 1～R 4 児童生徒指導状況報告書」（青森県）より

○参考資料6 青森県学習状況調査結果の概要

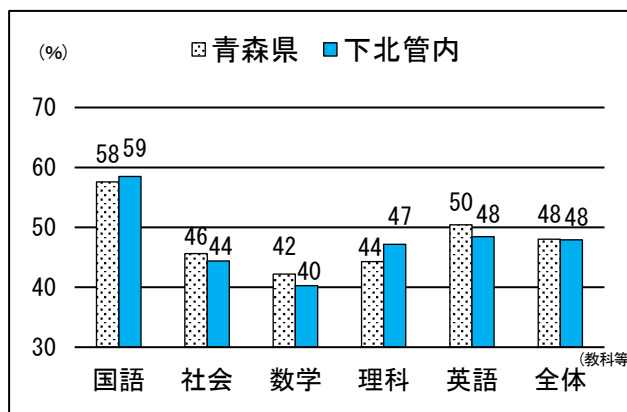
令和5年度の教科等の通過率（青森県と下北管内の比較）、教科等の到達率（県通過率を100とした場合の数値）、全教科の到達率の推移（過去5年間）を掲載するものである。（令和2年度の学力調査は実施されていない。）
年度ごとに調査対象が異なるものの、県内の児童生徒が共通に受ける調査であることから、学力の傾向を捉えることができる。

1 令和5年度の教科等の通過率(%)

【小学校第5学年】



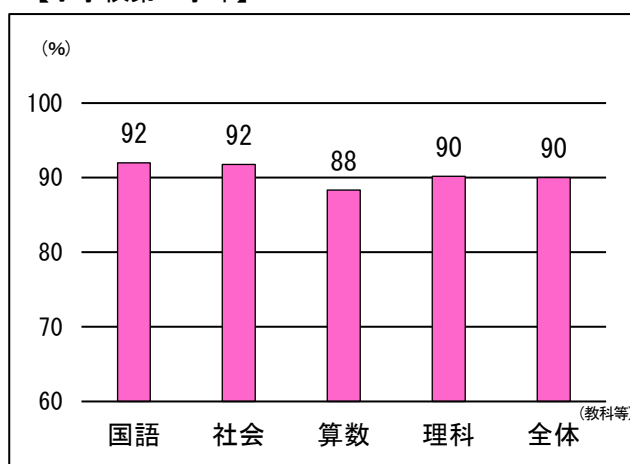
【中学校第2学年】



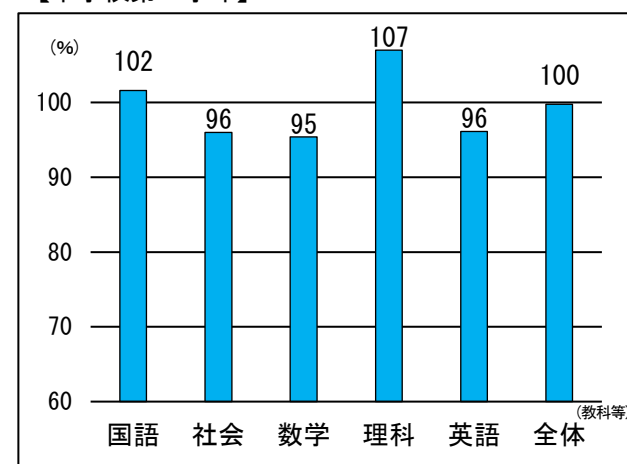
※通過率(%)は、「総正答数/総解答数」で算出した数値の小数第1位を四捨五入した整数値で表している。

2 令和5年度の教科等の到達率(%)

【小学校第5学年】



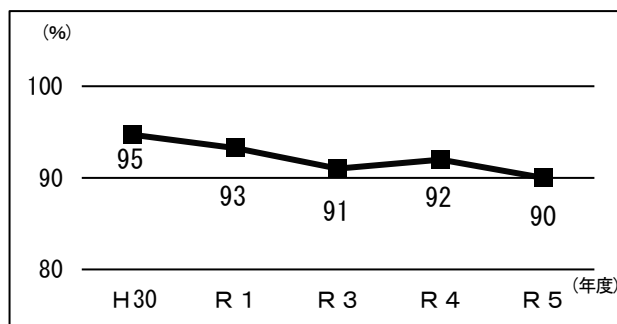
【中学校第2学年】



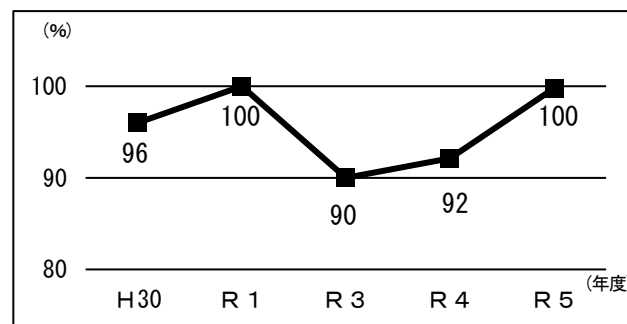
※「1 令和5年度の教科等の通過率(%)」の整数値を基に算出している。

3 全教科（小学校4教科、中学校5教科）の到達率(%)の推移（平成30年度～令和5年度）

【小学校第5学年】



【中学校第2学年】



※整数値で表した下北管内及び県全体の通過率を基に算出している。

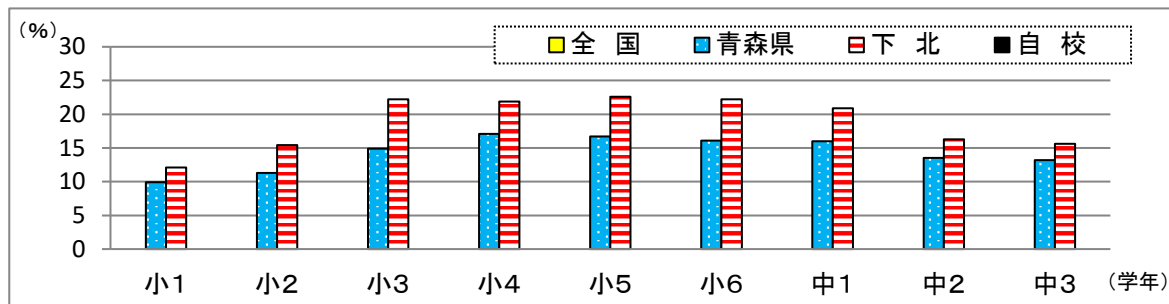
○参考資料 7 令和 5 年度肥満傾向児の出現率

全国・青森県と下北管内の学年別肥満傾向児の出現率を比較することで下北管内の現状を捉えるため、以下の資料を掲載するものである。（※令和 5 年度の全国数値は、令和 6 年度中に公表予定）

1 全国・青森県・下北・自校の比較【全体】

(%)

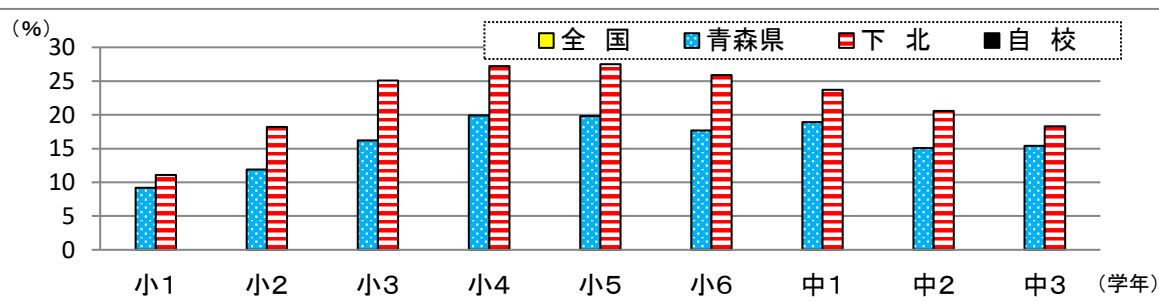
	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
全 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	9.9	11.3	14.9	17.1	16.7	16.1	16.0	13.5	13.2
下 北	12.1	15.4	22.2	21.9	22.6	22.2	20.9	16.3	15.6
自 校									



2 全国・青森県・下北・自校の比較【男子】

(%)

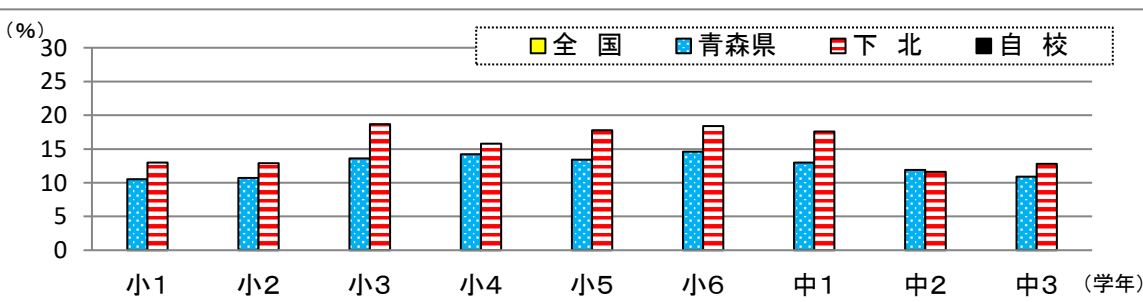
	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
全 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	9.2	11.9	16.2	19.9	19.8	17.7	18.9	15.1	15.4
下 北	11.1	18.2	25.1	27.2	27.5	25.9	23.7	20.6	18.3
自 校									



3 全国・青森県・下北・自校の比較【女子】

(%)

	小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3
全 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-
青森県	10.5	10.7	13.6	14.2	13.4	14.6	13.0	11.9	10.9
下 北	13.0	12.9	18.7	15.8	17.8	18.4	17.6	11.6	12.8
自 校									



※「令和 5 年度 児童生徒の健康・体力」（青森県教育庁スポーツ健康課）より

自校の肥満傾向児の出現率を表内の「自校」欄に入力することで、全国・青森県・下北管内との比較ができますので、御活用ください。なお、令和 5 年度の全国数値が公表され次第、ホームページ上の本データを更新する予定です。

I 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点

1 方針

- 【社会教育】 地域住民が、生涯にわたって自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで活力ある地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進と人財の育成に努める。
- 【文 化】 地域の郷土芸能の継承と文化財に関する学びや親しむ機会の充実を図るとともに、郷土への愛着と誇りを培い、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。
- 【スポーツ】 地域住民が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、スポーツに親しむ環境づくりの充実を図るとともに、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

(1) 方針について

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、「学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育」、「次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用」、「活力、健康、感動を生み出すスポーツ」について、市町村教育委員会、家庭や地域社会と連携を図りながら、各施策を推進することとしています。

また、本県教育振興基本計画の、社会教育分野では「活力ある持続可能な地域づくりのための人づくり」、「生涯を通じた学びと社会参加活動の拡大」を、文化分野では「歴史・文化の継承と活用」を、スポーツ分野では「健康でスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上」を、政策・施策体系の中に掲げています。

これらのことを踏まえ管内社会教育の現状と課題も考慮し、下北教育事務所として上記方針を定めました。管内各市町村の主体性を十分に尊重しつつ、社会教育の水準の維持・向上を図るため、市町村教育委員会や各団体などに対する支援機関・パイプ役としての役割を強く自覚し、学校・家庭・地域の連携・協働を基軸にした豊かで活力ある地域社会づくりに向けた支援を積極的に進めていきます。

(2) 管内の現状と地域課題について

人口減少と少子高齢化は下北管内においても急速に進行し、世代構成の変化や地域社会の中核である学校の統廃合、変容する家庭環境など、地域社会における人間関係の希薄化、孤立化が指摘され、地域コミュニティの基盤が大きく揺らぎ、地域の教育力の低下が大きな課題となっています。また、これまで活躍してきた社会教育関係団体も、高齢化とともに活動への参加者が減少傾向にあり、解散するなどその役割を十分に果たせていないケースが見られます。

その一方で、各市町村は社会教育行政の人的・予算的な縮小が進む中、価値観やライフスタイルが多様化する住民の学習ニーズに応えるため、様々な学習機会の提供や地域の実情に合った特色ある事業の実施に努めています。

人口減少や地域コミュニティの衰退は避けて通れない課題であり、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められることから、地方行政全体を通じた社会教育を基盤とする「人づくり・つながりづくり・地域づくり」はますます重要になっています。

これからの時代においては、家庭や地域社会での教育の充実に向けて、首長部局をはじめ様々な機関や団体等が連携し、ネットワーク化を図っていくことが求められます。また、持続可能な活力ある地域を形成するため、社会教育が「人づくり」、「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ「地域づくり」に大きく貢献するとともに、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人財の支援により行われる社会教育を実現する必要があります。

これらのことから、「家庭及び地域の教育力の向上」、「地域コミュニティの活性化」、「今と未来をつくる人財の育成」の3点を下北の地域課題とし、家庭・地域社会と連携し、家庭教育及び社会教育を推進する環境づくりに努めながら、活力ある地域社会の形成に向け支援をしていきます。

2 重 点

※★は、特に力点を置いて取り組んでいただきたい実践事項

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

★ア 地域学校協働活動の促進

- ・地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が目標を共有し相互に連携・協働する活動の拡充に努める。
- ・地域学校協働活動本部の設置を推進するとともに、地域学校協働活動推進員の人財の発掘・育成のための研修等の充実を図りながら配置に努める。

イ 地域が支えるキャリア教育の充実

- ・こどもが社会との関わりの中で、生きることや働くことについて学ぶことができるよう、学校等と連携し、こどもと地域住民の交流活動やこどもの体験活動の充実に努める。
- ・ユメココ教室等キャリア形成に関わる地域の人財や大学、企業、団体等の教育支援活動を広く周知し、活用の促進に努める。

ウ こどもの読書活動の充実

- ・こどもの読書習慣を形成するため、こども読書活動推進計画の策定と活用により、地域の実態に合った読書活動の推進、環境の整備に努める。
- ・読書関係団体などの支援やネットワークづくりを推進するとともに、読み聞かせ活動者の育成・活用の周知に努める。

エ 家庭教育支援の充実

- ・多くの保護者が集まる機会を活用し、首長部局や関係機関、各種団体と連携・協力しながら、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供に努める。
- ・首長部局や地域住民、各種団体等と連携し、多様なニーズに応える家庭教育支援活動に努める。
- ・「あおもり家庭教育アドバイザー」を活用し、学校やPTA、各種団体との連携・協働した家庭教育支援の体制づくりに努める。

オ 青少年の体験活動の充実

- ・青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、生活・文化体験活動や自然体験活動、社会体験活動の充実に努める。
- ・関係機関や社会教育関係団体と連携して、多様な体験を土台とした青少年の成長を支える人財の育成と環境づくりに努める。

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成

- ・地域活動の実践者及び団体や個人をつなぐコーディネーターを発掘・養成し、地域活動の実践者同士の連携・協働ができるよう支援に努める。
- ・地域活動の実践者及びコーディネーターの研修機会を確保し、地域活動をけん引する指導者の育成と実践活動の充実に努める。

イ 次代の地域を担う若者の育成

- ・地域の活力が将来にわたって持続するよう、「生業」づくりや地域づくりに取り組む次代の地域を担う人財の育成及び世代間交流の機会づくりに努める。
- ・若者の意見を取り入れやすい環境づくりに努めるとともに、若者が地域で活躍する場を継続的に提供するなど、長期的な視点に立って後継者の育成に努める。

ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

- ・地域活動の実践者やコーディネーターのための情報提供を充実させ、ネットワーク形成に向けた機会を創出するとともに、企業や各種団体等と連携した取組が図られるよう支援に努める。

エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

- ・地域住民の主体的なキャリア形成を促すため、学び直しの機会を充実させるとともに、多様な働き方を可能とする環境づくりに努める。

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

ア 高齢者や障がい者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実

- ・多様なニーズや地域課題に応じた学習機会の情報提供など、主体的な学びを支援するとともに、地域住民とつながりをもって生活できる体制づくりに努める。
- ・大学や企業、NPOなどの関係機関や社会教育関係団体との連携強化による学習機会の拡充に努める。

イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

- ・地域住民が学習活動を通じて身に付けた知識や技能を、ボランティア活動や地域活動などの社会参加活動に生かす場の充実に努める。
- ・ボランティア活動や地域活動などに関する情報提供をしたり、相談に応じたりする体制の構築に努める。

(4) 社会教育推進のための基盤整備

ア 社会教育推進体制の充実

- ・地域の現状や学習ニーズに応じた社会教育計画の策定と見直し、事業の充実につながる評価の工夫に努める。
- ・首長部局や各種団体等との連携・情報共有に努める。

イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

- ・人が育ち、人がつながる学習と活動の拠点となる社会教育施設の機能の充実に努める。
- ・幅広い年齢層の多様なニーズに応え、あらゆる地域住民の社会的包摂に寄与する視点に立った運営に努める。

ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上

- ・社会教育の振興を図るために社会教育主事等の専門職員の計画的な養成に努める。
- ・社会教育関係職員の各種研修会への積極的な参加を奨励し、資質の向上に努める。

エ 社会教育関係団体等の活動の支援

- ・社会教育関係団体等の活性化を図るため、活動や成果発表等の場の提供、団体間のネットワークの形成に向けた支援に努める。
- ・社会教育関係団体等が自主的な運営や活動ができるよう支援し、社会参加活動につながる環境づくりに努める。

(5) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承

ア 文化財の保護・保存と公開・活用

- ・各種文化財の調査等を通して、適切な管理及び計画的な保護・保存に努める。
- ・文化財の公開・活用を促進し、文化財に触れ、体験・体感できる機会を充実させるとともに、多様なメディアによる情報発信や文化財審議委員等による文化財保護の普及・啓発に努める。
- ・次代の文化財の保存・活用に携わる人財を育成するとともに、文化財保護団体等との連携を通じて、地域の文化財の保存・活用体制の整備に努める。

イ 伝統芸能・技術の継承

- ・世代間交流等を通して、地域の保存会等で継承されている伝統芸能・技術の発表や、由来・経緯等の学びの機会を充実させるとともに、後継者の育成に努める。
- ・こどもの伝統芸能の活動状況を把握するとともに、伝承活動の推進と郷土愛の醸成に努める。

(6) スポーツの推進

ア スポーツ参画人口の拡大

- ・誰もがスポーツに参画できるよう、関係団体と連携し、スポーツに親しむ機会の充実や環境づくりに努める。
- ・家族が一緒に楽しむことができる運動プログラムを提供するなど、若者世代や働き盛り世代、子育て世代のスポーツ活動の推進に努める。

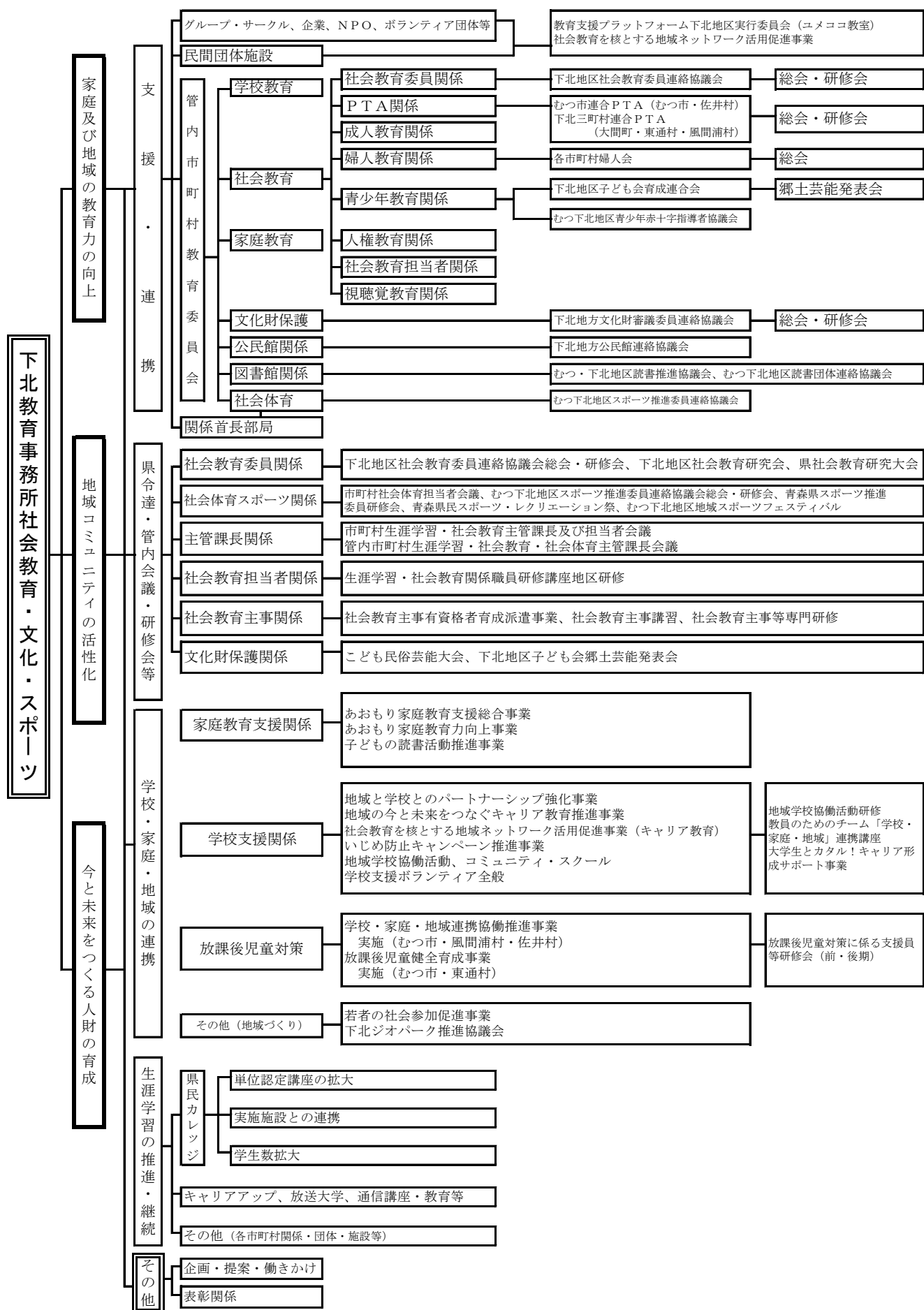
イ スポーツを通じた活力ある社会の実現

- ・スポーツイベントやスポーツ活動を活用して、地域の活性化を図るとともに、スポーツ交流を通して、多様な人々がスポーツを楽しむ機会を提供し、共生社会の実現に努める。
- ・スポーツ推進委員やスポーツ指導者など、地域のスポーツ活動を支える人財の育成と活用に努める。

ウ 次世代アスリートの発掘・育成

- ・各種団体と連携し、運動能力の優れた児童生徒の発掘・育成に努める。
- ・競技者の多様なニーズに対応できる指導者の資質向上に努める。

3 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツの体系図



Ⅱ 管内社会教育関係団体一覧

令和6年4月1日現在

団 体 名	会 長 名	事 務 局 住 所	電 話
下北地区社会教育委員連絡協議会	伏 見 紀 幸	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市教育委員会生涯学習課内)	31-1188
下北地方公民館連絡協議会	櫻 井 忍	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市中央公民館内)	24-1224
むつ下北地区スポーツ推進委員 連絡協議会	白 川 直 人	むつ市中央1-8-1 (むつ市市民スポーツ課内)	22-1111
下北地方文化財審議委員 連絡協議会	奥 島 松 一	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市教育委員会生涯学習課内)	31-1188
むつ市連合PTA (むつ市・佐井村)	岩 渕 崇	むつ市柳町2-7-1 (第一田名部小学校内)	23-5838
下北三町村連合PTA (大間町・東通村・風間浦村)	相 内 学	東通村砂子又字沢内9-4 (東通小学校内)	48-2600
大間町連合PTA	佐々木 純	大間町奥戸字館ノ上96-69 (奥戸小学校内)	37-2108
東通村連合PTA	相 内 学	東通村砂子又字沢内9-4 (東通中学校内)	48-2601
風間浦村連合PTA	中 塚 将 行	風間浦村易国間字古野18-2 (風間浦小学校内)	31-1831
佐井村連合PTA	伊 藤 輝 貴	佐井村佐井字中道75 (佐井中学校内)	38-2078
下北地区子ども会育成連合会	中 嶋 康 夫	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市中央公民館内)	24-1224
むつ下北地区読書団体連絡協議会	奥 寺 一 廣	むつ市中央2-3-10 (むつ市立図書館内)	28-3500
むつ・下北地区読書推進協議会	奥 寺 一 廣	むつ市中央2-3-10 (むつ市立図書館内)	28-3500
むつ下北地区 青少年赤十字指導者協議会	佐井小学校長	佐井村佐井字糠森103-3 (佐井小学校内)	38-2262

Ⅲ 社会教育・文化・スポーツ関係行事

No.	事業名	実施日	場所	主催等
1	管内教育委員会訪問①	4月 上旬	管内5市町村教委等	下北教育事務所
2	市町村保健体育及び社会体育担当学会議	4月12日(金)	県社教センター	県スポーツ健康課
3	むつ下北地区スポーツ推進委員連絡協議会総会	5月	未定	下北スポ推協議会
4	市町村教育委員会文化財保護行政担当学会議	5月	未定	県文化財保護課
5	市町村生涯学習・社会教育主管課長及び担当学会議①	5月17日(金)	県庁西棟8階大会議室	県生涯学習課
6	管内生涯学習・社会教育・社会体育主管課長会議①	5月21日(火)	むつ合同庁舎	下北教育事務所
7	下北地区社会教育委員連絡協議会理事会①・総会	5月23日(木)	むつ市中央公民館	下北社教委連
8	下北地方文化財審議委員連絡協議会総会・前期研修会	5月28日(火)	むつ市中央公民館	下文審連絡協議会
9	地域学校協働活動推進のための研修	6月 6日(木)	県社教センター	県社教センター
10	放課後児童対策に係る支援員等研修会（前期）	6月12日(水)	むつ市中央公民館	下北教育事務所
11	放課後児童対策に係る市町村担当学会議	6月	未定	県生涯学習課
12	スポーツ推進委員むつ下北地区研修会	6月22日(土)	むつマエダアリーナ	下北教育事務所
13	あおり家庭教育アドバイザー養成講座	6月～11月	未定	県社教センター
14	地域学校協働活動研修	7月 5日(金)	むつ来さまい館	県生涯学習課
15	県民スポーツ・レクリエーション祭	7月6・7日(土・日)	マエダアリーナ他	県スポーツ健康課
16	東北地区スポーツ推進委員研修会	7月12・13日(金・土)	宮城県石巻市	県スポーツ推進協等
17	社会教育主事講習	7月下旬 ～8月中旬	岩手大学	岩手大学
18	市町村対抗青森県民体育大会	7月27・28日(土・日)	西北地域	県スポーツ協会
19	むつ下北地区地域スポーツフェスティバル	8月25日(日)	むつマエダアリーナ	下北スポ推協議会
20	青森県民駅伝競走大会	9月 1日(日)	青森市	県スポーツ健康課
21	生涯学習・社会教育関係職員研修講座下北地区研修	9月19日(木)	むつ合同庁舎	県社教センター
22	総合型地域スポーツクラブアシスタントマネージャー養成講習会	9月28・29日(土・日)	県社教センター	県スポーツ健康課
23	下北地区社会教育研究会東通大会	10月 3日(木)	東通村	下北社教委連
24	こども民俗芸能大会	10月	未定	県文化財保護課
25	放課後児童対策に係る支援員等研修会（後期）	10月 9日(水)	むつマエダアリーナ	下北教育事務所
26	下北地方文化財審議委員連絡協議会後期研修会	10月	佐井村	下文審連絡協議会
27	教育事務所社会教育担当学会議	10月31日・11月1日(月・火)	青森市	東青教育事務所
28	全国スポーツ推進委員研究協議会	11月14・15日(木・金)	宮城県宮崎市	全国スポ推委連合
29	第46回全国公民館研究集会 令和6年度東北地区社会教育研究大会第69回東北公民館大会 第54回青森県社会教育研究大会	11月14・15日(木・金)	リンクモア平安閣市民ホール 青森県観光物産館アスパム	県社教委連
30	青森県スポーツ推進委員研修会	11月23日(土)	県社教センター	県スポーツ健康課
31	むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会	11月	むつ市中央公民館	下北子連
32	子どもの読書活動推進大会	12月 上旬	弘前市開催予定	県生涯学習課
33	むつ下北地区子ども会郷土芸能発表会	2月 上旬	下北文化会館	下北子連
34	市町村生涯学習・社会教育主管課長及び担当学会議②	2月21日(金)	県社教センター又はオンライン	県生涯学習課
35	管内生涯学習・社会教育・社会体育主管課長会議②	2月28日(金)	むつ合同庁舎	下北教育事務所

Ⅳ 管内教育委員会社会教育事業等予定表

		4 月	5 月	6 月
むつ市	むつ地区	・各種委員会開催 ・各種文化財調査・事業（～3月） ・自然観察会（年4回開催予定） ・なるほど教育委員会（毎週FM750～800） ・むつ市子ども教室（～1月） ・移動型子ども教室「まなビット」（～1月） ・むつ市地域学校協働本部第1回運営委員会（4月中旬） ・㊤地域づくり講座（～3月） ・㊤婦人学級（～3月） ・㊤日曜シネマ（毎月第2日曜開催予定） ・㊤土曜おはなし会（通年） ・㊤イースターたまご探し（4月上旬）	・下北地区社会教育委員連絡協議会総会（5/23） ・下北地方文化財審議委員連絡協議会総会・前期研修会（5/28） ・地域講座（なるほどカフェ）（年5回） ・㊤むつ市民大学（～2月） ・㊤子どもゼミナール（～2月） ・㊤はるの日のおはなし会（5/18）（読み聞かせボランティアによる） ・㊤ブックコート講習会（5月） ・㊤移動図書館車運行（～12月）	・こどもの学び応援隊育成研修会（前期） ・㊤川島雄三監督映画上映会（6月中旬頃予定）
	川内地区	・野球場オープン（～10月） ・ものづくり体験（通年：要予約）		・むつ市民大学川内地区ゼミナール開始（～10月）
	大畑地区	・プール開設（4/10～11/30）		・むつ市民大学大畑地区ゼミナール開始（～2月）
	脇野沢地区	・むつ市子ども教室（～2月）	・むつ市民大学脇野沢地区ゼミナール開始（～2月）	
大間町		・各種委員合同会議 ・町スポーツ協会総会 ・町青少年健全育成あいさつ運動（～3月） ・町スポーツ少年団総会 ・放課後子ども教室（～3月） ・青森県民駅伝競争大会実行委員会全体会	・町子ども会育成連合会総会 ・町青少年健全育成会議総会	・大間町ナイター野球開幕
東通村		・社会教育関係委員合同会議 ・村スポーツ協会総会 ・村連合PTA総会 ・村連合婦人会総会	・村子ども会育成連合会総会 ・ブックスタート事業（～3月） ・青森県民駅伝競走大会実行委員会	・村スポーツフェスティバル ・県民体育大会各競技予選会
風間浦村		・村スポーツ協会総会 ・スポーツ少年団総会 ・連合婦人会総会 ・放課後子ども教室（～3月） ・社会教育委員会議 ・スポーツ推進委員会議 ・村青少年健全育成あいさつ運動（～3月）	・県及びむつ下北各種団体総会・研修会への参加（～6月） ・連合PTA総会 ・青森県民駅伝競走大会実行委員会	・県民体育大会各競技予選会 ・青森県民駅伝競走大会選手選考会
佐井村		・各種委員会議 ・旧三上家住宅・海峡ミュージアム開館 ・地区公民館長会議 ・高齢者教室（～3月） ・放課後子ども教室（～3月） ・村子ども会育成連合会総会 ・文化講座（中央公民館事業～3月） ・地区公民館総合学級（～3月）	・村連合PTA総会	・村スポーツ協会総会 ・青森県民駅伝競走大会佐井村実行委員会

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

		7 月	8 月	9 月
むつ市	むつ地区	・移動型こども教室（芸術鑑賞） （7/9～10） ・㊤婦人体育まつり（7 月） ・㊤むつ・下北地区読書感想文コンクール ・㊤夏休み図書館スタンプラリー （7 月下旬～8 月末） ・㊤夏休み子ども映画劇場 （7 月下旬） ・㊤クーリングシネマ （7 月下旬～8 月末）	・㊤下北美術展（児童・生徒の部） （8 月上旬～8 月下旬） ・㊤公民館まつり（8 月下旬） ・㊤むつ市児童・生徒詩歌コンクール ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・放送大学公開講演会（9/7） ・こどもの学び応援隊育成研修会 （後期）（9 月下旬） ・合同チャレンジ教室（9 月中旬）
	川内地区	・伝承川内ねぶた囃子講習会 （7 月～8 月）	・町内対抗野球大会 ・バスケットボール 3on3 大会	
	大畑地区	・大畑子どもねぶた囃子講習会	・子どもネプタ合同運行及び流し踊り	・少年スポーツ教室（サッカー）
	脇野沢地区			
大間町		・町青少年健全育成巡回指導（夏休み） ・青森県民体育大会参加	・20歳のつどい（8/15） ・町青少年健全育成巡回指導（夏休み） ・下北美術展（児童・生徒の部） ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加 ・公民館講座（～10 月）
東通村		・青森県民体育大会参加	・下北美術展（児童・生徒の部） ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加
風間浦村		・青森県民体育大会参加 ・蓬田村・風間浦村婦人会交流会	・二十歳の集い（8/14） ・下北美術展（児童・生徒の部） ・風間浦・楳法華子ども交流会 ・むつ下北地区小学校陸上競技大会参加 ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加 ・県小学校陸上大会参加
佐井村		・村子ども会育成連合会海岸清掃 ・青森県民体育大会参加 ・佐井村・西目屋村交流事業（西目屋村）	・二十歳の記念式典（8/15） ・第 11 回地区・町内会対抗ソフトボール大会 ・下北美術展（児童・生徒の部） ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加	・青森県民駅伝競走大会参加 ・村子ども会育成連合会地域安全球技大会

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

		10月	11月	12月
むつ市	むつ地区	・北の防人大湊フェア（予定） ・むつ市地域学校協働本部第2回運営委員会（10月上旬） ・㊤下北美術展（高校・一般の部）（10月上旬～10月中旬） ・㊤ブックフェスティバル（10月下旬） ・㊤読書週間スタンプラリー（10月下旬～11月） ・㊤あきの日のおはなし会（10/12）（読み聞かせボランティアによる） ・㊤ぬいぐるみお泊まり会（10月）	・むつ市文化賞文化奨励賞受賞者紹介展（予定） ・市民文化祭 ・㊤むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会 ・㊤むつ市児童・生徒詩歌コンクール優秀作品展示（～12月上旬予定）	・㊤冬の子どもお楽しみ会（12月中旬） ・㊤フライング福袋（12月下旬） ・㊤ふゆの日のおはなし会（12/14）（読み聞かせボランティアによる）
	川内地区	・公民館まつり（月末）		・テニスのつどい ・ナイター卓球リーグ戦
	大畑地区	・ナイターバレーボール大会 ・ニュースポーツ（ベタンク） ・公民館まつり	・ナイターバスケットボールリーグ戦大会 ・少年バレーボール教室 ・少年バスケットボール教室	・蕎麦打ち体験教室
	脇野沢地区		・公民館まつり	
大間町		・函館市戸井地区文化祭（函館市戸井地区） ・下北美術展（高校・一般） ・町健康ウォーキング大会 ・本州最北端マラソン大会 ・町民文化祭 ・大間町音楽祭	・大間町ドッジボール大会 ・ナイターバレーボール大会（～12月）	・大間町少年柔道大会
東通村		・下北地区社会教育研究会東通大会（10/1）	・村子ども会育成連合会郷土芸能発表会 ・村連合婦人会芸能発表会	
風間浦村		・連合婦人会ブロック研修会 ・下北美術展（高校・一般）	・むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会参加 ・村連合PTA会員研修会 ・文化財パトロール	
佐井村		・下北地方文化財審議委員連絡協議会後期研修会	・親子でふれあうお楽しみ会	

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

		1月	2月	3月
むつ市	むつ地区	・二十歳の集い (1/12) ・文化財防火デー (1月下旬) ・㊤かきぞめ大会 (1/11) ・㊤冬の読書週間行事(1月上旬～) ・㊤付録抽選会募集 (1月下旬～)	・収蔵品展 (2月中旬・公民館) ・㊤下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・㊤付録抽選会 (2月中旬～3月上旬) ・㊤工作教室 (2月)	・むつ市地域学校協働本部第3回運営委員会 (3月中旬)
	川内地区	・かきぞめ大会 ・川内地区テニスの集い	・川内地区卓球大会	
	大畑地区	・書き初め大会 ・子ども会冬季レクリエーション大会 ・べこもち教室	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・べこもち教室	
	脇野沢地区	・かきぞめ大会		
大間町		・大間町書き初め席書大会展示会 ・大間町少年剣道大会	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・大間町青少年健全育成推進大会 ・大間郷土芸能保存会大発表会 ・大間町フットサル選手権大会	・青森県ユニバーサルホッケー交流大会参加
東通村		・二十歳の集い ・村郷土芸能保存連合会発表会 ・村内郷土芸能保存団体の公開行事 ・文化財防火デー	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・村郷土芸能保存連合会総会	
風間浦村			・下北地区子ども会郷土芸能発表会	
佐井村		・こどものためのおはなしかい ・文化財防火訓練 ・村子ども会育成連合会べこもち教室 ・ナイター卓球大会 (～2月)	・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・村卓球選手権大会 ・村小学生卓球大会	

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

Ⅴ 管内市町村における社会教育施設・スポーツ施設

1 社会教育施設

施 設		電 話 番 号	住 所
む	むつ市中央公民館	2 4 - 1 2 2 4	むつ市大湊浜町 1 3 - 1
	新田分館		むつ市大字関根字新田川目 2 1 1 - 3 7 内
	烏沢分館		むつ市大字関根字前浜 4 2 - 2 7
	川代分館		むつ市大字関根字川代 2 9
	出戸分館		むつ市大字関根字出戸川目 1 0 9 - 8
	高梨分館		むつ市大字関根字高梨川目 7 3 - 1
	北関根分館		むつ市大字関根字北関根 2 8
	南関根分館		むつ市大字関根字南関根 1 6 4
	椋山分館		むつ市大字田名部字前川目 1
	最花分館		むつ市大字田名部字土手内 3 2 - 3
	近川分館		むつ市大字奥内字近川 8
	奥内分館		むつ市大字奥内字奥内 4 2
	金谷沢分館		むつ市大字奥内字金谷沢 1 - 1 9 1
	大曲分館		むつ市大曲二丁目 1 - 1
	若松町分館		むつ市若松町 9 - 3
	宇曽利川分館		むつ市大湊字宇曽利川村下 5 - 1 4
	角違分館		むつ市大字城ヶ沢字角違 2 5
	むつ市立図書館	2 8 - 3 5 0 0	むつ市中央二丁目 3 - 1 0
	川内分館	4 2 - 3 1 1 3	川内公民館内
	大畑分館	3 4 - 2 3 2 1	大畑公民館内
	脇野沢分館	4 4 - 2 1 1 0	むつ市脇野沢渡向 1 0 7 - 1 (脇野沢地域交流センター内)
	むつ市文化財収蔵庫	3 1 - 0 1 1 7	むつ市金谷一丁目 1 - 1 0
	北の防人大湊式番館	3 1 - 1 1 3 7	むつ市桜木町 5 - 6 4
つ	むつ市川内公民館	4 2 - 3 1 1 3	むつ市川内町楯木 1 5 3
	蛸崎地区館		むつ市川内町蛸崎寺ノ前 1 4 8 - 3 6
	宿野部地区館		むつ市川内町宿野部 1 0 6 - 1
	桧川地区館		むつ市川内町桧川川代 4 - 1
	田野沢地区館		むつ市川内町田野沢 1 2 6
	戸沢地区館		むつ市川内町川代 1 5 - 1
	下小倉平地区館		むつ市川内町下小倉平 9 8
	上小倉平地区館		むつ市川内町上小倉平 1 0 4 - 1
	銀杏木地区館		むつ市川内町銀杏平 3 1
	安部城地区館		むつ市川内町新田 2 9 0 - 4 4
	畑地区館	4 2 - 5 2 4 7	むつ市川内町家ノ辺 9 7
	湯野川地区館		むつ市川内町湯野川 2 5 - 1
	初見地区館		むつ市川内町休所 4 2 - 1 4 0
	襲川地区館		むつ市川内町襲川 1 0 3 - 8 0
	石倉地区館		むつ市川内町石倉沢 7 5 - 2
	川内地区文化財収蔵庫 (生涯学習課)	3 1 - 1 1 8 8	むつ市川内町楯木 1 5
	むつ市海と森ふれあい体験館	4 2 - 2 4 1 1	むつ市川内町川内 4 7 7
	むつ市下北自然の家	3 4 - 6 1 5 1	むつ市大畑町佐助川 3 9 9
	むつ市大畑公民館	3 4 - 2 3 2 1	むつ市大畑町中島 1 0 8 - 5
	関根橋地区館	3 4 - 5 3 2 0	むつ市大畑町関根橋 1 4
	小目名地区館		むつ市大畑町小目名村 5 4
	孫次郎間地区館		むつ市大畑町孫次郎間 1 9 - 2 4
	木野部地区館		むつ市大畑町佐助川 2 9 - 3
	赤川地区館	3 4 - 6 4 8 9	むつ市大畑町大赤川 3 - 4
	二枚橋地区館	3 4 - 4 2 0 2	むつ市大畑町釣屋浜 1 6 - 2
	正津川地区館	3 4 - 2 2 3 1	むつ市大畑町正津川平 8 7 - 1 0
市	国設薬研野営場	3 4 - 3 1 7 5	むつ市大畑町薬色沢国有林
	むつ市脇野沢公民館	4 4 - 2 1 1 0	むつ市脇野沢渡向 1 0 7 - 1 (脇野沢地域交流センター内)

	施 設	電 話 番 号	住 所
大間町	大間町奥戸交流館	3 7 - 3 9 9 8	大間町大字奥戸字浜町通 4 8 - 1
	大間町民体育館	3 7 - 3 7 2 8	大間町大字大間字狼丁 3 7
	大間町勤労青少年ホーム	3 7 - 4 3 4 6	大間町大字大間字大間平 4 1 - 7
東通村	東通村体育館	2 7 - 2 2 0 0	東通村大字砂子又字沢内 5 - 3 4
	東通南地区体育館	2 7 - 2 1 1 1	東通村大字白糠字赤平 7 4 4
	東通村歴史民俗資料館	2 8 - 5 6 4 5	東通村大字田屋字家ノ上 2 9 - 2
風間浦村	風間浦村中央公民館	3 5 - 2 2 1 0	風間浦村大字易国間字大川目 2 8 - 5
	下風呂公民館	3 6 - 2 0 0 1	風間浦村大字下風呂字下風呂 1
	桑畑公民館	3 5 - 2 8 0 8	風間浦村大字易国間字ニタ川 2 - 2
	蛇浦公民館	3 5 - 2 8 0 9	風間浦村大字蛇浦字蛇浦 1 7 - 3
	風間浦村民野球場	3 5 - 2 8 1 8	風間浦村大字易国間字古野 1 7 - 1
佐井村	佐井村中央公民館	3 8 - 4 5 0 6	佐井村大字佐井字糠森 2 0
	原田地区公民館	3 8 - 2 2 6 5	佐井村大字佐井字中道 8 3 - 4 0
	川目地区公民館	3 8 - 4 2 1 5	佐井村大字佐井字大佐井川目 1 2 5 - 2
	矢越地区公民館	3 8 - 4 2 0 8	佐井村大字佐井字糠森 1 3 0 - 2
	磯谷地区公民館	3 8 - 4 2 1 1	佐井村大字佐井字磯谷 磯谷漁港内
	長後地区公民館	3 8 - 5 8 2 7	佐井村大字長後字長後川目 2 2
	福浦地区公民館	3 8 - 5 8 2 6	佐井村大字長後字福浦川目 7 0 - 1
	牛滝地区公民館	3 8 - 5 8 1 5	佐井村大字長後字牛滝川目 1 0 0 - 1
	佐井村海峡ミュージアム	3 8 - 4 5 0 6	佐井村大字佐井字大佐井 1 1 2
	旧三上家住宅	3 8 - 4 5 0 6	佐井村大字佐井字大佐井 7 0 - 2
	山村広場	3 8 - 2 1 1 1	佐井村大字佐井字古佐井 1 2 0 - 2
	フォーレストパーク（庭球場）	3 8 - 2 9 2 9	佐井村大字佐井字大佐井川目 8 3 - 1
	願掛公園野営場（キャンプ場）	3 8 - 2 1 5 9	佐井村大字佐井字矢越 7 5 - 8

2 スポーツ施設

施 設	電 話 番 号	住 所
むつ運動公園	2 4 - 1 8 9 5	むつ市山田町 4 3 - 1
むつ市釜臥山スキー場	2 4 - 1 8 8 1	むつ市大字大湊字大川守 4 4 - 5
むつ市ウェルネスパーク	2 8 - 4 3 4 1	むつ市真砂町 8 - 8
むつマエダアリーナ（むつ市総合アリーナ）	2 8 - 1 1 2 5	むつ市真砂町 9 - 1
むつ市川内体育館	4 2 - 4 0 4 5	むつ市川内町楯木 1 5 3
むつ市ふれあいスポーツパーク	4 2 - 4 3 3 9	むつ市川内町中道地内
むつ市大畑体育館	3 4 - 2 3 2 1	むつ市大畑町中島 1 0 8 - 5
大畑中央公園	3 4 - 6 8 1 0	むつ市大畑町涌館 1 9 - 1

VI 管内委託・補助事業実施市町村

区 分	委 託 内 容	委 託 市 町 村 等	期 間
青森県教育委員会	放課後子ども教室推進事業	むつ市 ・大湊小学校こども教室 ・脇野沢小学校こども教室 ・移動型こども教室 風間浦村 ・風間浦放課後子ども教室 佐井村 ・佐井村放課後子ども教室	令和6年度

I 庶 務 関 係

各書類提出期限予定表

提出先: 東青教育事務所

〒038-0031 青森市大字三内字丸山198-4 青森県運転免許センター 2階

TEL 017-764-0766(総務課) FAX 017-764-6727

提出書類名		提出期限	説 明
◆ 例 年 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の承認願	4月1日	本年度の前渡資金取扱者を報告（異動がない場合も提出）
2	主任等発令・多学年担当一覧	4月15日	特殊勤務手当支給のため、本年度の担当者を報告
3	特別支援学級担任者及び担当者一覧	〃	〃
4	赴任旅費請求書	4月22日	定期異動による赴任者分を提出（新採用者も含む）
5	へき地手当に準ずる手当の該当一覧	速やかに	へき地学校等へ異動し、異動に伴い住居を移転したときに提出
6	期末勤勉手当除算期間調査書（6月期）	5月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
7	現金受領額B報告書（6月期末勤勉手当用）	6月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
8	児童手当・特例給付現況届	6月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
9	諸手当に係る現況届（扶養手当等）	7月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
10	寒冷地手当世帯等区分届出書（年度初回分）	10月上旬	本年度の世帯等区分を確認するために提出
11	期末勤勉手当除算期間調査書（12月期）	10月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
12	現金受領額B報告書（12月期末勤勉手当用）	11月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
13	年末調整関係 各控除申告書（本年分）	11月上旬	所得税の年末調整のために提出
14	〃 扶養控除等（異動）申告書（翌年分）	12月中旬	所得税の源泉徴収税額を決定するために提出
15	扶養親族状況調査書	3月中旬	扶養手当の受給者は、扶養親族の翌年度の状況確認のために提出
◆ 例 月 ◆			
1	現金受領額B報告書（給与分）	給与事務年間予定表参照のこと （別途通知）	校内控除額を確認し、期限までに報告
2	実績報告書（特殊勤務手当、時間外勤務手当）		1か月分の実績を集計し、期限までに報告
3	部分休業承認請求書及び出勤簿の写し		1か月ごとに部分休業の承認を取り消された時間を集計し、期限までに報告
4	前渡資金精算書	速やかに	精算後、前渡資金口座からの給与支給額を報告
◆ 随 時 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の変更承認願	事前に	やむを得ず前渡資金取扱者を変更するときに、事前に東青教育事務所に連絡の上、提出
2	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（本年分）、個人番号の本人確認書類	速やかに	最初の給与の支払を受ける際に（本人確認書類は、初めて個人番号を提出するときに限り）提出
3	通勤・住居手当報告書（学校長が認定する手当）		当該手当の認定を行ったとき、支給停止・開始時に提出
4	扶養親族届、単身赴任届		当該手当の受給要件を具備又は欠くに至ったときに提出
5	寒冷地手当世帯等区分届出書		当該手当の世帯等区分の変更、新たな支給の事由が生じたときに提出
6	へき地手当に準ずる手当受給者に係る住居変更届		当該手当の受給要件に変更が生じたときに提出
7	主任発令等・多学年担当変更		主任等に変更が生じたときに提出
8	特別支援学級担任者及び担当者の変更		特別支援学級担任者及び担当者に変更が生じたときに提出
9	児童手当・特例給付認定請求書		新たに当該手当を受給する要件を具備したときに提出
10	児童手当・特例給付額改定認定請求書・額改定届		当該手当の受給額が増減する事実が生じたときに提出
11	児童手当・特例給付受給事由消滅届		当該手当の受給要件を欠くに至ったときに提出
12	給与等の口座振込（変更）申出書	4月4日、5月2日、11月1日	給与等の振込口座に変更が生じたときに提出。特別な事情がある場合は提出期限に関わらず東青教育事務所に確認の上、提出（電算職員）
13	旅費相手方登録入力（依頼）票	速やかに	旅費の振込口座に変更が生じたときに、事前に東青教育事務所に連絡の上、提出（電算職員）
14	相手方登録入力（依頼）票	速やかに	給与及び旅費の振込口座に変更が生じたときに提出。特別な事情がある場合は提出期限にかかわらず東青教育事務所に確認の上、提出（臨時講師等）

◆詳細については、文書により通知します。給与・旅費に係る所要見込額調等については、別途通知します。

◆各様式は、東青教育事務所ホームページにてダウンロードすることができます。（一部を除く。）

給与・旅費に係る事務の留意点

1 給 与 関 係

(1) 給与支給明細書について

給与支給明細書は、收受後、金額等をチェックし、不明な点がある場合は速やかに東青教育事務所（以下「事務所」という。）へ連絡すること。特に次の事項に留意し、十分チェックすること。

- ア 人事異動に係る各種変更（新採用者・割愛採用者及び異動者の給料の月額、支出科目、へき地手当、管理職手当等）
- イ 扶養手当（子の扶養手当に係る4月の特定加算、22歳到達時の支給終了も含む。）、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当
- ウ 通勤手当報告書、住居手当報告書との照合
- エ 職員が育児休業、休職に入る場合及び復帰する場合の給与
- オ 特殊勤務手当、時間外勤務手当等（実績報告書との照合）
- カ 昇給（昇給、昇格発令通知書との照合）
- キ その他、給与改定等の制度改正が行われた際の支給額

(2) 給与の口座振込について

申出内容の変更時期は、4月、5月、11月の年3回とし、変更内容を記入した口座振込申出書を提出期限までに提出すること。ただし、下記ア～ウのようなやむを得ない場合は、この限りではないこと。

- ア 金融機関の店舗統廃合や改姓により口座番号が変更になった場合（改姓のみで口座番号等に変更がない場合は、給与管理システムの氏名変更のため戸籍謄（抄）本のコピーを提出すること。ただし、電算対象外職員（講師等）については、相手方登録入力（依頼）票の提出が必要となる。）
 - イ 現金受領のある職員が育児休業及び無給休職に入る月
 - ウ 年度末退職者については、振込区分を第1口座のみに変更すること。（3月末日までに、変更内容を記入した口座振込申出書を提出すること。）
- ※上記ア、イについては、給与管理システムの都合により申出月からの変更ができない場合もあるため、銀行との手続を行う前に事務所に確認すること。

(3) 前渡資金について

- ア 前渡資金取扱者は、現金の取扱いについて事故が発生しないように十分留意すること。
- イ 前渡資金取扱者が、前渡資金取扱予定日にやむを得ず取扱いできなくなる場合は、速やかに前渡資金取扱者の変更の承認を受けること。
- ウ 前渡資金取扱者は、前渡資金口座の金額を常に確認し、過不足が生じた場合には、速やかに事務所へ連絡すること。また、給料や諸手当の支給、所得税還付等について、支給対象となる職員が在職するにもかかわらず支給明細書が送付されない場合は、速やかに事務所に確認すること。（常勤の講師等が在職する場合は、特に注意すること。）
- エ 給与支給日に個人口座への給与振込が不能となった場合は、給与が前渡資金口座に入金となるため、その際は同日中に職員に支払い、精算すること。（当日の午後に別枠での入金となる場合があるので注意すること。）

(4) 諸手当の諸届出、報告について

次の手当の支給要件に異動が生じた場合は、速やかに届出又は報告すること。

ア 届出を必要とする手当

扶養手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当、児童手当、寒冷地手当（採用、世帯主区分の異動等）、教育業務連絡指導手当（主任の変更発令）、特別支援教育手当（特別支援学級担任者及び担当者の変更）

イ 学校で認定後、報告を必要とする手当

通勤手当、住居手当

（制度の改正、バス等交通機関の運賃改定時は再届出の上認定し、報告すること。）

※通勤手当及び住居手当については、現況確認を行い、書類の不備や認定内容に変更がないか適宜確認すること。

(5) 実績報告、現金受領額B報告について

提出期限については、別途通知する給与及び非常勤報酬事務年間予定表によること。また、報告書は、特に次の事項に留意し、十分確認した上で提出すること。

ア 特殊勤務手当

- ・従事時間数や業務内容等、支給要件を満たしているか十分確認すること。
- ・特殊勤務手当支給整理簿を必ず作成し、証拠書類とともに学校で保管すること。

イ 時間外勤務手当

- ・時間外勤務等命令票に基づき、月ごとに集計の上、報告すること。
- ・休憩時間は、従事時間数に含めないこと。
- ・配分額を超えないように留意すること。
- ・週休日の振替等があった場合は、「週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿」を作成し、実施報告書に整理簿のコピーを添付すること。

ウ 現金受領額B報告書

- ・現金受領額B報告書の記入は、前月と金額が同じ職員については帳票に記入しないこと。
- ・報告しない者の名前が帳票に記入されている場合は、職員番号欄及び現金受領額B欄を黒く塗りつぶして数字が見えないようにすること。
- ・金額を0円に修正する場合は現金受領額B欄に「0」を記入し、空欄とはしないこと。
- ・支給区分の記入、記入者の押印を忘れないこと。
- ・報告月において全職員が前月と同額であり報告の必要がない場合には、その旨、事務所の担当者へ連絡すること。
- ・期末・勤勉手当については、前回の期末・勤勉手当報告時のデータが残っているため、変更がある場合は、報告漏れがないように注意すること。

<給与関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員の給与に関する条例等）
 - 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
 - 給与等事務便覧
 - 住居手当認定マニュアル
 - 通勤手当認定マニュアル
 - 学校職員の特殊勤務手当…東青教育事務所HP総務課参照
 - 青森県職員児童手当事務取扱要領…事務所からの通知参照（様式は東青教育事務所HP総務課）
- 青森県教育委員会HP職員福利課参照

2 旅 費 関 係

(1) 配分予算(普通旅費)の執行について

配分予算の効率的な運用を図るため、経理状況を正確に記録し、かつ、公務旅行は配分予算の範囲内で適正に計画し執行すること。

(2) 旅行命令等について

- ア 旅行命令を発するときは、用務が公務として適当であるか、用務内容に応じた旅行者の人数、旅行日程、旅行手段等が適切であるか十分に検討、精査すること。
- イ 旅行命令の精算手続は、復命書により請求内容等を確認し、宿泊を伴う旅行及び概算払による旅行については、旅行命令簿の精算確認印欄に学校長が押印すること。
- ウ 旅行命令簿、復命書及び出勤簿については、それぞれを突合し確認した上で、請求漏れ等のないよう注意すること。

(3) 旅費の請求、受領について

- ア 旅費の請求は、配分予算ごとに区分し、旅費請求総括票を添付の上、毎月行うこと。
- イ 宿泊を伴う旅費及び県外旅費の請求の際には、復命書の写し・開催要項等を添付すること。
- ウ 旅費の振込口座の変更については、事前に事務所へ連絡の上、旅費相手方登録入力（依頼）票に、変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに提出すること。
- エ 旅費を概算請求する場合は、旅費請求総括票・旅費請求書・旅行命令簿写し・開催要項等を支払予定日（旅行出発日の1～3日前とする。ただし、金融機関営業日によっては、この限りではないこと。）の14日前までに事務所に到着するよう提出すること。その際、旅費請求総括票の上部に「概算」と朱書きし、その他の旅費と区別できるようにすること。また、旅行終了後は復命書及び領収書等で旅行内容・金額等を確認し、2週間以内に精算手続を行うこと。
- オ 旅費の調整がある場合は、備考欄等に調整理由を記載すること。（例：「宿泊先指定による宿泊料の調整」、「公用の施設への宿泊による宿泊料の調整」等）
- カ 週休日の振替等により、週休日に勤務を命じ旅行命令を発した場合は、備考欄にその旨を記載すること。（例：「〇月〇日の振替あり」、「振替日〇月〇日」等）

(4) 臨時教職員の赴任旅費について

任用期間終了後、翌年度の4月末日までに臨時教職員として任用された場合において、任用の日から7日以内に住所又は居所を移転し、かつ、通勤困難者で移転により通勤時間がおおむね30分以上短縮されるときに限り、同一の学校で任用された場合を除き、赴任に伴う旅費が支給されるため、該当者がいる場合は、赴任旅費請求書を提出すること。

(5) 勸奨退職者の帰住旅費について

勸奨退職者のうち、退職後1月以内に退職後の生活の根拠地に帰住する者については、帰住旅費が支給される。勸奨退職者から帰住旅費請求書、帰住届及び住民票の写し等の送付があった場合は、速やかに事務所に提出すること。

<旅費関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員等の旅費及び費用弁償に関する条例、青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について…市町村教育委員会からの通知参照
- 旅費関係質疑応答集…青森県教育委員会HP職員福利課参照

学 校 事 務 指 導 訪 問

1 目 的

県費に係る給与・旅費の事務処理の適正を図るため実施する。

2 訪 問 時 期

原則として6月から10月までの期間とする。

3 令和6年度対象校

全体の訪問校数や学校の状況等を考慮して決定する。

なお、訪問校の決定は文書で通知する。

4 確 認 書 類

(1) 給与関係

- ア 出勤簿
- イ 前渡資金取扱者の預金通帳
- ウ 現金受領額B報告書の学校控え及び関係書類
- エ 特殊勤務手当支給整理簿
- オ 部活動及び対外運動競技等引率に係る計画書・確認簿、大会要項等
- カ 時間外勤務命令票
- キ 時間外勤務実績報告書・週休日の振替え等に伴う時間外勤務手当整理簿
- ク 通勤手当認定簿及び認定マニュアル
- ケ 住居手当認定簿及び認定マニュアル
- コ 給与支給明細書
- サ 諸手当受給状況等一覧 ※86頁参照

(2) 旅費関係

- ア 旅行命令簿
- イ 復命書
- ウ 会議等の開催要項等
- エ 旅費請求総括票の控え
- オ 旅費関係質疑応答集

(3) 学務関係

- ア 年次休暇簿、病気休暇・特別休暇簿、介護休暇簿
- イ 週休日の振替等命令簿、代休日の指定簿
- ウ 職務に専念する義務の免除の承認関係書類
- エ 勤務時間の割振表
- オ 修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係書類
- カ 履歴カード
- キ 昇給・昇格発令通知書

※ 原則として、現年度分（分教室分も含む。）とする。なお、必要に応じて過年度分及び上記以外の確認書類を要する場合がある。

5 学校事務指導訪問における項目別確認内容

(1) 給与・旅費関係

項 目	確 認 内 容
前 渡 資 金 関 係	(1) 預金通帳と印章は別々に保管されているか。 (2) 預金通帳と印章の保管場所は施錠されているか。 (3) 口座に滞留しているものはないか。 (4) 前渡資金取扱者は支給日に出勤しているか。
通 勤 手 当 関 係	(1) 認定内容に誤りはないか。 (2) 認定内容と支給額が一致しているか。 (3) 病気休暇等で通勤事実がない月に通勤手当が支給されていないか。 (4) 現況確認はいつ・どのような方法で行っているか。 (5) 最新の通勤手当認定マニュアルは整備されているか。
住 居 手 当 関 係	(1) 認定内容に誤りはないか。 (2) 認定内容と支給額が一致しているか。 (3) 現況確認はいつ・どのような方法で行っているか。 (4) 最新の住居手当認定マニュアルは整備されているか。
特 殊 勤 務 手 当 関 係	(1) 部活動指導及び対外競技等引率の実施計画・報告書類は整備されているか。 (2) 部活動指導及び対外運動競技等引率手当の業務は適切か。 (3) 部活動指導手当の従事日は週休日及び休日等で、従事時間は児童の指導については2時間以上、生徒の指導については3時間以上となっているか。 (4) 対外運動競技等引率手当の従事時間は7時間30分以上か。 (5) 修学旅行等引率手当の従事時間は7時間30分以上か。 (6) 特別支援教育手当の勤務日数が出勤簿と符合しているか。 (7) 東青教育事務所HPに掲載の資料「学校職員の特殊勤務手当」を活用しているか。
時 間 外 勤 務 手 当 関 係	(1) 従事時間は適切か。 (2) 命令票に校長印等の押印漏れはないか。 (3) 従事時間数の計算は適正か。 (4) 週休日の振替え等による25/100の手当が適正に支給されているか。 (5) 命令簿と実績報告書の時間数は一致しているか。
そ の 他 手 当	(1) 単身赴任手当の届出内容に変更はないか。 (2) へき地手当に準ずる手当の届出内容に変更はないか。

旅 行 命 令 関 係	(1) 配分予算で執行するにあたり、どのようにして旅行命令計画を立てているか。 (2) 旅行命令簿・復命書・出勤簿の記載は一致しているか。 (3) 開催通知・要項は添付（保管）されているか。 (4) 概算払いや宿泊を伴う旅行について、精算確認をしているか。
復 命 書 関 係	(1) 復命漏れはないか。 (2) 復命書の記載内容は適正か。 (3) 復命確認は行っているか。
旅 費 請 求 関 係	(1) 旅行後速やかに旅費を請求しているか。 (2) 旅費の請求漏れはないか。 (3) 1日2回以上の旅行をする場合（赴任旅費を含む）の旅行雑費の計算は適正か。 (4) 支給対象外（半径2km以内）の旅費を請求していないか。 (5) 主催者等から旅費が別途支給されているにもかかわらず、一般旅費としても旅費を全額で請求していないか。 (6) 旅費関係質疑応答集は整備されているか。（最新版：平成31年4月）

(2) 学務関係

項 目	確 認 内 容
出 勤 簿 関 係	(1) 年次休暇簿、特別休暇簿、週休日の振替え等命令簿、職務に専念する義務の免除願、旅行命令簿等と一致しているか。 (2) 記録事項を正しく表示しているか。 (3) 同日に2以上の記録事項がある場合は、併記しているか。
年 次 休 暇 簿 関 係	(1) 休憩時間を含む時間単位での年次休暇（以下「時休」という。）を取得する際、残日数から差引く時間数は、休憩時間分を除いているか。また、備考欄にその休憩時間がわかるように記入しているか。 (2) 時休を取得する際、時間帯（〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで）を記入しているか。 (3) 出勤簿に照らし、届出の漏れがないか。また、確認印の漏れがないか。 (4) 臨時的任用職員について、臨時的任用職員の休暇に関する要綱により付与日数を算出しているか。 (5) 休憩時間を2回以上に分割している勤務形態において、7時間45分未満の年次休暇を、半日単位での年次休暇とせずに時休として取得しているか。 (6) 病気休暇に引き続いて、年次休暇を取得していないか。 (7) 残日数の計算は適正か。 (8) 勤務を命ぜられた週休日及び休日に年次休暇を取得していないか。

特 別 休 暇 簿 関 係	(1) 承認の際、届出された休暇の要件の確認のための証明書類の添付や、備考欄への記載をさせているか。 (2) 出勤簿に照らし、届出漏れがないか。また、承認印の漏れがないか。 (3) 夏季休暇が効果的に取得されているか。（原則連続4日の取得）
週 休 日 の 振 替 等 命 令 簿 関 係	(1) 週休日の振替え等命令により週休日に勤務を命ずる際、特に勤務することを命ずる必要がある場合にのみできることに留意しているか。 (2) 週休日の振替を、原則として当該日を起算日とする前4週・後8週までにしているか。（教員等のみ特例として直近の長期休業期間まで） (3) 振替後の週休日を再度振替していないか。 (4) 休日の勤務命令について、代休日の指定簿を作成しているか。 (5) 代休日の指定を、当該日を起算日とする後8週までにしているか。
職務に専念する義務の 免 除 願 関 係 (職 専 免)	(1) 内容や職種ごとの承認権者の承認を得ているか。 (2) 免除願に、記入事項（期間や時間、職専免となる事由）を漏れなく記入しているか。また、記入事項の確認のための証明書類を添付しているか。 (3) 職専免が必要な期間（時間）のみを承認しているか。 (4) 勤務場所を離れて行う研修の場合、承認・報告確認の手続をしているか。
修学旅行等の引率に かかる4週間単位 の変形勤務時間制関係	(1) 1日の勤務時間を、原則として3時間45分以上12時間以内で割振りしているか。 (2) 15分単位で割振りしているか。 (3) 週当たり38時間45分となるよう割振りしているか。 (4) 4週間の期間で割振りしているか。また、割振り期間内に、週休日を8日設けているか。
履 歴 カ ー ド 関 係	(1) 辞令の文言を正しく記載しているか。 (2) 4月1日付け昇給については、「○級○号給を給する（昇給区分○（○号給））」と、発令通知のとおり（ ）内についても記載しているか。 (3) 辞令によらない発令（充て指導主事や研究員の任免等）について記載しているか。 (4) 表紙の記載事項について、変更があった場合、追加記載や訂正をしているか。 (5) 表紙の勤務歴欄に臨時的任用職員の勤務歴を記載していないか。 (6) 教員免許等の取得年月日、番号、授与権者の記載漏れはないか。

様 式

令和6年度諸手当受給状況等一覧

へき地手当		%
-------	--	---

学校名	学校
作成時点	R6. . 現在

No.	職名	氏名	給料月額		通勤手当	住居手当	単身赴任	へき準手当	扶養手当	児童手当
			級・号給 月額	給	通勤方法 使用距離 手当月額	契約期間 家賃月額 手当月額	該当要件 手当月額	発令年月日 転居年月日	親族内訳 手当月額	要件児童 (高校修了前) 対象児童 (中学校修了前) 手当月額
例	校長	東青 太郎	教(二)	4-33	四輪自動車 16.8Km	H31.4.1~R7.3.31 50,000	子の養育 30,000	H31.4.1 H31.4.1	妻 母、子3	3人 2人 25,000
			448,500		10,400	24,500			48,000	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

※ 必要に応じて、適宜加工して作成すること。

Ⅱ 学 務 関 係

令和 6 年度学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の 1 学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小 学 校		中 学 校
単 式 学 級	第 1 ～ 5 学年 3 5 第 6 学年 4 0		4 0
2 個 学 年 複 式 学 級 (※ 1)	第 1 学年の児童を含む場合	8 (4)	8 (4)
	第 1 学年の児童を含まない場合	1 6 (8)	
特 別 支 援 学 級 (※ 2)	8		8

※ 1 「2 個学年複式学級」とは、引き続く 2 の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、() 内の数字は、2 の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※ 2 「特別支援学級」は、2 以上の学年の児童又は生徒の数の合計が 8 人以下である場合は 1 学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が 8 人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校及び中学校の全学年は、上記 1 の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年 2 学級以上の場合、児童生徒数の上限を 3 3 人とすることができる。

なお、3 3 人を上限とした場合の学級増は、学年毎に 1 学級までとする。

令和6年度小・中学校教職員配置基準

1 小・中学校教職員配置基準

公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。

学級数については、県が定める学級編制基準による。

小学校

(1) 校長

1校に1人とする。

(2) 教員（教頭・教諭）

① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

③ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

(3) 養護教諭

① 4学級以上の学校に1人とする。

② 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。

③ 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。

④ ③以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

(4) 事務職員

① 4学級以上の学校に1人とする。

② 3学級以下の学校については、次のとおりとする。

ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。

イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。

③ 27学級以上の学校に1人増配置する。

④ 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。

⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

- ① 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が1, 500人以下の共同調理場に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が1, 501人以上6, 000人以下の共同調理場に2人とする。
 - ウ 児童及び生徒の数が6, 001人以上の共同調理場に3人とする。
- ② 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
 - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
 - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
 - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- ③ 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- ④ 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記①～③の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中学校

(1) 校長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

(2) 教員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	25	27	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- ③ 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- ④ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

(3) 養護教諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- ⑤ 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。
ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

(4) 事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- ③ 21学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- ⑥ 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

2 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

(1) ①小学校

1学級増につき教諭又は講師を1人とする。

②中学校

1学級増につき教諭又は講師を、上記3中学校(2)①の基準により1人又は2人とする。

- (2) 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

3 併置又は併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学級規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記3によらない教職員の配置をすることができるものとする。

令和6年度学校・職員等一覧表

1 学校数（牛滝中 令和6年度休校）

校種	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	12	2	1	1	2	18
中学校	9	1	1	1	1	13
計	21	3	2	2	3	31

2 複式学級を有する学校

校種	学校数 a	うち複式学級を有する学校数 b	b/a (%)
小学校	18	8	44.4
中学校	13	2	15.3
計	31	10	32.2

3 学校規模

小学校	学級数	1～3	4～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	学校数	2	3	8	4	1	0	18
中学校	学級数	1～2	3～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	学校数	1	8	3	0	1	0	13

4 教職員数（現員）（R6.4.1現在）

校種	校長	教頭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	栄養士	計
小学校	18	19	172	11	14	2	1	237
中学校	11	13	146	10	11	2	0	193
計	29	32	318	21	25	4	1	430

5 児童・生徒数（6年度学級編制届出時）

校種	区分	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	学級数	131	12	11	6	7	167
	児童数	2,198	177	224	43	34	2,676
中学校	学級数	63	5	9	4	4	85
	生徒数	1,225	111	134	29	25	1,524
計	学級数	194	17	20	10	11	252
	児童・生徒数	3,423	288	358	72	59	4,200

6 特別支援学級

校種	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	16	43	174
中学校	12	22	71
計	28	65	245

7 学校一覧（令和6年度学級編制届出時）

【小学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	児 童 数
1 第一田名部			15 (3)	307 (9)
2 第二田名部			18 (4)	401 (28)
3 第三田名部			13 (3)	228 (12)
4 奥 内	1	○	5 (2)	13 (2)
5 関 根		○	6 (2)	40 (3)
6 大 平			18 (4)	395 (23)
7 大 湊			8 (2)	77 (8)
8 苫 生			23 (6)	477 (29)
9 川 内	1		7 (1)	69 (4)
10 大 畑			10 (3)	173 (13)
11 正 津 川		○	3	8
12 脇 野 沢	2	○	5 (2)	10 (2)
む つ 市 計			131 (32)	2,198 (133)
1 大 間 準			8 (2)	157 (8)
2 奥 戸	1	○	4 (1)	20 (1)
大 間 町 計			12 (3)	177 (9)
1 東 通			11 (4)	224 (28)
東 通 村 計			11 (4)	224 (28)
1 風 間 浦	1	○	6 (2)	43 (2)
風 間 浦 村 計			6 (2)	43 (2)
1 佐 井	1	○	6 (2)	32 (2)
2 牛 滝	4	○	1	2
佐 井 村 計			7 (2)	34 (2)
合 計		8	167 (43)	2,676 (174)

【中学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	生 徒 数
1 田 名 部			23 (5)	590 (28)
2 む つ			8 (2)	170 (10)
3 関 根			4 (1)	28 (1)
4 近 川	1	○	4 (2)	10 (2)
5 大 湊			4 (1)	45 (2)
6 大 平			9 (2)	212 (8)
7 川 内	1		5 (2)	66 (7)
8 大 畑			5 (1)	98 (1)
9 脇 野 沢	2	○	1	6
む つ 市 計			63 (16)	1,225 (59)
1 大 間 準			5 (1)	111 (1)
大 間 町 計			5 (1)	111 (1)
1 東 通			9 (3)	134 (9)
東 通 村 計			9 (3)	134 (9)
1 風 間 浦	1		4 (1)	29 (1)
風 間 浦 村 計			4 (1)	29 (1)
1 佐 井	1		4 (1)	25 (1)
佐 井 村 計			4 (1)	25 (1)
合 計		2	85 (22)	1,524 (71)

〔注〕

- 1 へき地級：数字は当該学校の級地を示し、「準」は準へき地学校である。
- 2 学級数及び児童・生徒数：令和6年度学級編制届出時（R6.3.4）における数であり、（ ）内の数字は特別支援教育に係る学級数及び児童・生徒数の再掲である。
- 3 独立校・併置校：管内小・中学校の独立校・併置校の内訳は、次のとおりである。

	独立校	併置校	計
小学校	18	0	18
中学校	13	0	13
計	31	0	31

学務事務提出書類一覧

項目	区分	条件	提出書類			根拠規定
			職員（→校長）	校長（→地教委）	地教委（→教育事務所）	
1 特別休暇 (出産)	産前	8週間(多胎14週間)	病気休暇・特別休暇簿、証明書等	休暇報告書	休暇報告書	勤規12・18 取規7
	産後	8週間	"	"	"	
	請求	子が3歳になるまで	育児休業承認請求書・証明書	育児休業等具申書	育児休業等内申書	育法2、育規2
	期間延長	原則として1回	"	"	"	育法3・11 育規3・6
2 育児休業	失効・取消	子が死亡した、職員の子でなくなった、子を養育しなくなった等	養育状況変更届	"	"	育法5、育法5 育規4
	育児短時間勤務	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務承認請求書 証明書	"	"	育法10、育規5
	部分休業	子が小学校就学の始期に達するまで	部分休業承認請求書・証明書	"	承認の写し(校長→事務所)	育法19、育規8
	願い出	180日以内	結核性疾患精密検査証明書	病気休暇について(副申)	休暇報告書	勤規11 取規3
3 病気休暇	期間延長		"	"	"	取規6
	経過報告	承認権者の定めにより提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規4
	出勤	7日前までに提出	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書	出勤報告書	取規5
	願い出	180日以内	病気休暇・特別休暇簿 診断書	休暇報告書 (90日を超える場合は副申) 結核性疾患観察報告書	休暇報告書 結核性疾患観察報告書の写し	勤規11 取規7
精神性疾患	期間延長		"	"	"	取規7
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めるところにより提出	経過報告書	経過報告書 結核性疾患観察報告書	経過報告書 結核性疾患観察報告書の写し	取規4
	出勤	7日前までに提出	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書	職員の出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書	出勤報告書 精神性疾患経過観察報告書の写し	取規5
	願い出	90日以内(高血圧等は180日以内)	病気休暇・特別休暇簿 診断書	休暇報告書 (90日を超える場合は副申)	休暇報告書	勤規11・取規7 技基6-4
上記以外の傷病	期間延長		"	"	"	勤規11・取規7
	経過報告	30日以上の場合、承認権者の定めるところにより提出	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4
	出勤	7日前までに提出	病状報告書・精密検査証明書	職員の出勤報告書	職員の出勤報告書	取規5
	願い出	3年以内	休職願 結核性疾患精密検査証明書	職員の休職について(副申)	県費負担教職員の休職について(内申)	分条4・5 取規3・10
結核性疾患	期間延長		休職期間延長願 結核性疾患精密検査証明書	職員の休職期間の延長について(副申)	県費負担教職員の休職期間延長について(内申)	取規6
	経過報告	90日毎に提出	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	結核性疾患経過報告書	取規4
	復職	30日前までに提出	病状報告書 結核性疾患精密検査証明書	職員の復職について(副申)	県費負担教職員の復職について(内申)	取規5

下北管内 学校・教育機関等一覧

令和6年4月1日現在

【小学校】

	学校名	校長氏名	教頭氏名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス
1	第一田名部小	町 田 晋 一	田 中 道 介	22-1236	22-5198	むつ市柳町2-7-1	ichita-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
2	第二田名部小	山 本 明 美	中 村 徳 郎	22-1450	22-5260	むつ市小川町1-18-10	nita-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
3	第三田名部小	佐 藤 充	關 政 明	22-1267	22-1266	むつ市田名部赤川ノ内並木14-196	santa-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
4	奥 内 小	高 杉 洋 子	畑 中 勤	26-2214	26-3575	むつ市奥内字中野40	oku-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
5	関 根 小	三ツ橋 一 弘	山 本 洋 史	25-2120	45-1412	むつ市関根字北関根99-2	seki-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
6	大 平 小	佐 藤 智 義	森 恭	24-1291	29-1615	むつ市大平町8-6	odaira-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
7	大 湊 小	乗 松 朋 博	大 島 義 弘	24-1810	24-1141	むつ市大湊上町43-32	ominato-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
8	苫 生 小	中 居 春 雄	田 中 健 一	22-5141	22-5172	むつ市金曲1-5-10	toma-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
9	川 内 小	祐 川 達 也	山 田 淳 之 戸 未 浩 之	42-2241	42-2230	むつ市川内町休所5-1	kawa-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
10	大 畑 小	西 川 正 之	笹 大 樹	34-2237	34-2227	むつ市大畑町伊勢堂1-1	ohata-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
11	正 津 川 小	鎌 田 悟	皆 川 洋 介	34-2270	34-2376	むつ市大畑町正津川平114-20	shozu-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
12	脇 野 沢 小	杉 原 憲一郎	田 中 めぐみ	44-2345	44-3277	むつ市脇野沢瀬野川目85-2	waki-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
13	大 間 小	齋 藤 修 一	新 松 美代子	37-2107	37-2126	大間町大間字狼丁37-2	oomashou02@town.ooma.lg.jp
14	奥 戸 小	横 濱 慎 一	三 浦 匠	37-2108	37-2118	大間町奥戸字館ノ上96-69	okushou02@town.ooma.lg.jp
15	東 通 小	祐 川 文 規	伊 藤 慎	48-2600	48-2602	東通村砂子又字沢内9-4	higasho@higashidoori-gakuen.ed.jp
16	風 間 浦 小	俵 山 純 一	伴 貴 代	31-1831	35-2181	風間浦村易国間字古野18-2	kazasyo@jomon.ne.jp
17	佐 井 小	山 本 敦	橋 本 賢 吾	38-2262	38-4455	佐井村佐井字糠森103-3	saisyou@vill.sai.lg.jp
18	牛 滝 小	長 内 人 志	扇 谷 欣 展	38-5055	34-0213	佐井村長後字牛滝川目99	ushitaki@vill.sai.lg.jp

【中学校】 ※令和6年度 牛滝中休校

	学校名	校長氏名	教頭氏名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス
1	田名部中	成田 浩之	小島 一玄	22-1930	28-2214	むつ市緑町22-8	tanabu-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
2	むつ中	俣田 登	成田 真紀	22-1641	28-2217	むつ市栗山町17-2	mutsu-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
3	関根中	竹川 康則	田川 由美子	25-2116	45-1004	むつ市関根字北関根99-2	seki-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
4	近川中	佐々木 倫哉	猪口 優野	26-2114	45-2003	むつ市奥内字江豚沢1-2	chika-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
5	大湊中	齊藤 靖浩	服部 秀	24-2138	28-3032	むつ市桜木町19-1	ominato-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
6	大平中	小原 卓	佐々木 浩史	24-1714	28-3026	むつ市並川町2-4	odaira-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
7	川内中	祐川 達也	賀佐 誠	42-2213	42-2219	むつ市川内町休所5-1	kawa-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
8	大畑中	川崎 恵美子	木村 孝広	34-4372	34-5674	むつ市大畑町兎沢17-7	ohata-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
9	脇野沢中	杉原 憲一郎	佐藤 雅布	44-2023	44-3477	むつ市脇野沢瀬野川目85-2	waki-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
10	大間中	中村 邦夫	南 玲	37-3109	37-4774	大間町大間字大間平31-1	oomachuu02@town.ooma.lg.jp
11	東通中	折館 渉	二階 幸喜	48-2601	48-2619	東通村砂子又字沢内9-4	higashidoori_chuu01@sunny.ocn.ne.jp
12	風間浦中	畑山 元康	川下 美由樹	35-2013	35-2023	風間浦村易国間字古野18-1	kakyz72v@jomon.ne.jp
13	佐井中	工藤 秀吾	伊藤 輝	38-2078	38-4456	佐井村佐井字中道75	saichuu@vill.sai.lg.jp

[小学校18校・中学校13校 学校数31校]

【公立幼稚園】

	幼稚園名	園長氏名	電話番号	FAX番号	住 所
1	大間幼	村川 研二	37-4073	37-4073	大間町大間字大間平20-38

【市町村教育委員会】

	市町村名	教育長名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス	
1	むつ市	阿部 謙一	22-1111	22-1488	むつ市中央1-8-1	総務課	mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp
						学校教育課	mt-gakko@city.mutsu.lg.jp
2	大間町	山本 隆	37-2103	37-4661	大間町大間字奥戸下道20-4	教育課	kyouiku01@town.ooma.lg.jp
3	東通村	奥島 涼子	27-2111	27-3027	東通村砂子又字沢内5-34	教育総務課	kyouiku@vill.higashidoori.lg.jp
4	風間浦村	村上 純一	35-2210	35-2123	風間浦村易国間字大川目28-5	教育課	kyouiku@kazamaura.jp
5	佐井村	曾根 智子	38-4506	38-4512	佐井村佐井字糠森20	生涯学習課	sai_kyouiku@vill.sai.lg.jp

【県立学校】

	学校名	校長氏名	電話番号	FAX番号	住 所
1	田名部高	千葉 栄美	22-1184	23-7233	むつ市海老川町6-18
2	大湊高	伊藤 文一	24-1244	24-2680	むつ市大湊字大近川44-84
3	大間高	三和 聖徳	37-2109	37-2116	大間町大間字大間平20-43
4	むつ工業	野呂 政幸	24-2164	29-2893	むつ市文京町22-7
5	むつ養護	道合 修子	26-2210	26-2286	むつ市奥内字栖立場1-110

下北教育事務所機構図

下北教育事務所所在地

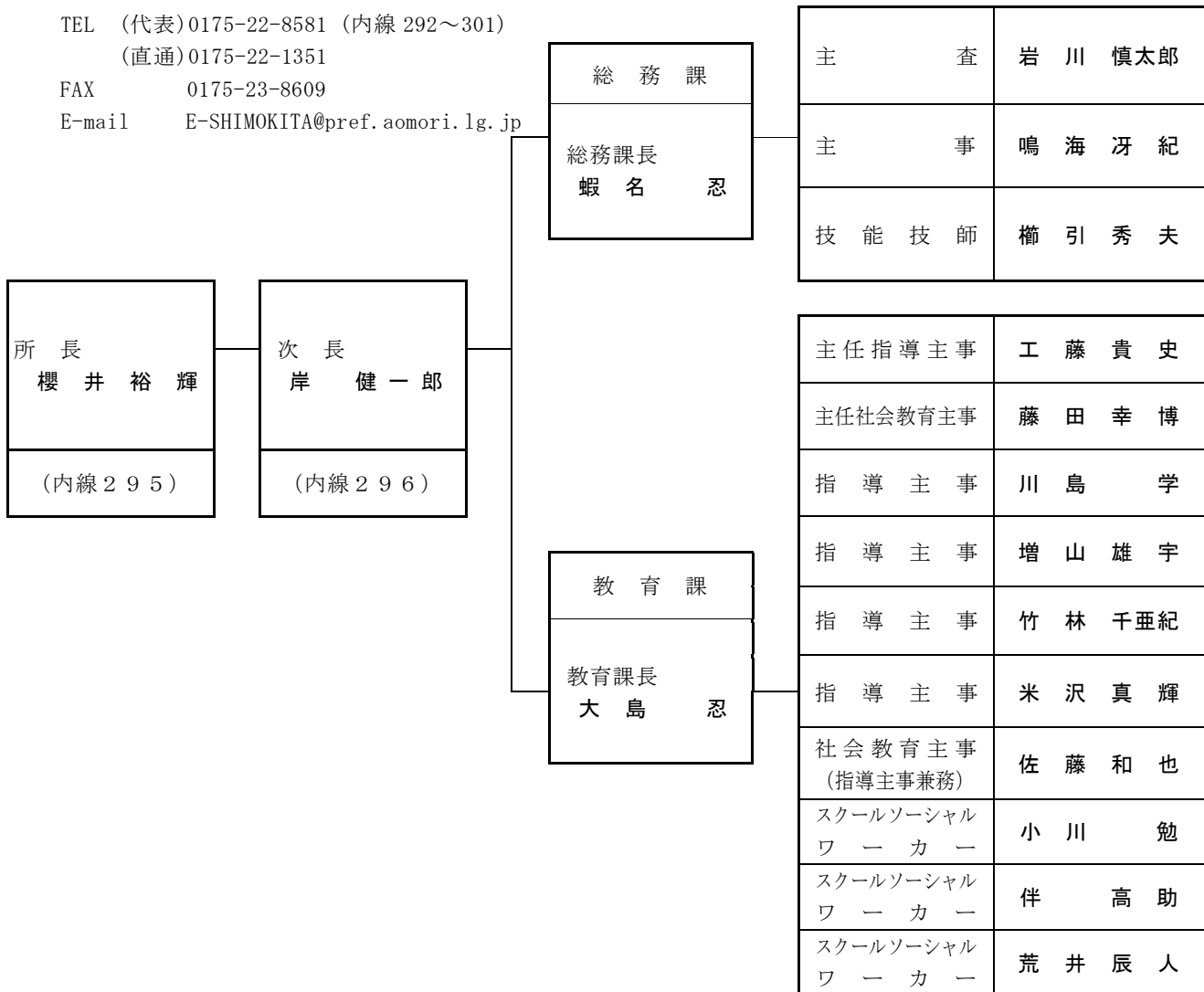
〒035-0073 むつ市中央1-1-8 (青森県むつ合同庁舎内)

TEL (代表)0175-22-8581 (内線 292～301)

(直通)0175-22-1351

FAX 0175-23-8609

E-mail E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp



下北教育事務所事務分掌

所 属 ・ 職 ・ 氏 名			分 掌 内 容
総 務 課	総 務 課 長	蝦 名 忍 (内線 297) E-mail : shinobu_ebina@pref.aomori.lg.jp	課総括、出納員、総括前渡資金取扱者、叙位叙勲、所内経理、公有財産管理、福利厚生、公立学校における教育改革支援事業
	主 査	岩 川 慎太郎 (内線 293) E-mail : shintaro_iwakawa@pref.aomori.lg.jp	地教委との連絡調整、教職員人事・服務
	主 事	鳴 海 冴紀 (内線 293) E-mail : saeki_narumi@pref.aomori.lg.jp	教職員の昇給・昇格、免許、学級編制、公務災害、退職手当、小・中学校の設置・廃止、会計員、物品供用員、所内経理、情報システム維持管理、「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業
	技 能 技 師	櫛 引 秀 夫 (内線 293)	公用車運転、文書収受・文書発送

所属・職・氏名		担当教科等		担当分野	分掌内容（○～主担当事業　・～関連業務）	
教 育 課	教育課長 大 島 忍 (内線 3 0 0)	教育課総括 学校教育・社会教育全般			○研修派遣（教職員等中央研修、マネジメント研修、大学院派遣）	
	E-mail:shinobu_oshima@pref.aomori.lg.jp					
	主任指導主事 工 藤 貴 史 (内線 3 0 1)	理 生	科 活	学校教育総括 教育課程 授業の充実	○管内小・中学校校長会議、管内小・中学校教頭会議、学校訪問、 小・中学校教育課程研究集会、教育課題連絡会議、管内行事調整 会議、教科充実支援事業 ・課内会議、行事調整、教科用図書関係、教育活動状況調査、各種 調査、「学校教育指導の方針と重点」関係、教育課程関係、科学 の甲子園ジュニア 【副：初任者研修、下北の教育、へき地・複式教育】	
	E-mail:					
	主任社会教育主事 藤 田 幸 博 (内線 3 0 1)	生涯学習・社会教育総括 学校・家庭・地域の協働による 未来を担う人財の育成 活力ある持続可能な地域づくり に向けた人財の育成 生涯を通じた社会参加の推進 社会教育推進のための基盤整備 文化財の保存と活用			○管内市町村生涯学習・社会教育主管課長会議、地域と学校とのパ ートナーシップ強化事業、社会教育を核とする地域ネットワーク 活用促進事業、学校・家庭・地域連携協働推進事業（放課後児童 対策に係る支援員等研修会）、大学生とカタル！キャリア形成サ ポート事業、あおもり家庭教育力向上事業 ・社会教育主事講習、社会教育委員連絡協議会、生涯学習・社会教 育関係職員研修講座、あおもり県民カレッジ、こどもの読書活動 推進事業、社会教育の地教委等訪問、「社会教育だより」、社会教 育・生涯学習関係表彰	
	E-mail:yukihiro_fujita@pref.aomori.lg.jp					
	指導主事 川 島 学 (内線 2 9 2)	算 数 数 学 特 別 活 動	特別活動 キャリア教育		○初任者研修（赴任時研修、示範授業研修、特別活動研修、一般授 業研修Ⅰ・Ⅱ、まとめ研修）、初任者研修校長等連絡協議会、県 立高等学校入学者選抜要項説明会 ・人権教育関連事業、青少年赤十字、ユニセフ 【副：生徒指導、情報教育、下北の教育、教育課題連絡会議】	
	E-mail:manabu_kawashima@pref.aomori.lg.jp					
	指導主事 増 山 雄 宇 (内線 2 9 4)	社 会 図 画 工 作 美 術 道 徳	生徒指導 道徳教育		○いじめ防止対策関連事業、不登校児童生徒支援関連事業、SC・SSW 配置・派遣事業、小・中学校道徳教育研究協議会 ・全国いじめ子供サミット、前向きに生きる力を育むふれあいミー ティング、教育相談、事故（非行）等の報告、善行児童生徒表彰、 北方領土問題関係派遣事業 【副：特別支援教育、「教育だより」、教育課題連絡会議、入試関係】	
	E-mail:yu_masuyama@pref.aomori.lg.jp					
育 課	指導主事 竹 林 千亜紀 (内線 2 9 4)	国 語 音 楽	特別支援教育 へき地・複式教育		○特別支援教育巡回相談員、特別支援教育新担当教員実地研修会、 地区就学相談・教育相談会、特別支援教育支援員等スキルアップ 研修会、チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業、複 式学級担任者研修会 ・特別の教育課程関係、こども発達相談連絡協議会、へき地学校助 成関係、学校図書館関係、文化庁関係事業、下北の教育 【副：道徳教育、研修の充実、幼稚園教育、「教育だより」】	
	E-mail:chiaki_takebayashi@pref.aomori.lg.jp					
	指導主事 米 沢 真 輝 (内線 2 9 2)	外国語活動 外 国 語 総合的な学習の時間	研修の充実 国際化に 対応する教育 幼稚園教育		○小・中学校臨時講師等研修会、小・中学校教科教育充実支援事業 （AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ等）、幼児教育の 質的向上強化事業、幼稚園訪問 ・「あおもりで働こう」小学校教員魅力向上事業、校内研修関係、 県総合学校教育センター等研修関係、全国学力・学習状況調査、 幼児教育の理解・発展推進事業青森県研究協議会、研修オンライ ンシステム関係、「教育だより」 【副：初任者研修、特別活動、キャリア教育】	
	E-mail:					
課	社会教育主事 (指導主事兼務) 佐 藤 和 也 (内線 2 9 2)	体 育 保 健 体 育 技術・家庭	体育・健康教育 環境教育 情報教育		○いきいき青森つ子健康づくり事業（健康教育実践研究支援事業）、 冬季学校体育実技講習会、体育・食育の楽しさアップ研修会、中 学校保健体育担当者研修会、中堅教諭等資質向上研修、新規採用 養護教諭等研修 ・防災教育関係、県民の未来の健康創造事業、集団かぜ・食中毒・ 感染症等の報告、事故（交通・生活）等の報告、新体力テスト、 体格・体力・ライフスタイル調査、学校における部活動推進事業、 オンライン質問箱～おしえてSKJ～ 【副：管内小・中学校校長・教頭会議、初任者研修、教育課題連絡会 議、下北の教育】	
	生涯学習・社会教育・社会体育 スポーツの推進		○スポーツ推進委員等地区研修会、地域スポーツクラブ活動体制推 進事業 ・地域学校協働推進事業、社会教育の地教委等訪問、視聴覚教育表 彰、下北ジオパーク推進協議会 【副：放課後児童対策に係る支援員等研修会、「社会教育だより」】			
	E-mail:kazuya_sato@pref.aomori.lg.jp					
スクールソーシャルワーカー						
小 川 勉 E-mail:tsutomu_ogawa@pref.aomori.lg.jp (内線 2 9 9)						
伴 高 助 E-mail:kosuke_ban@mx.pref.aomori.lg.jp (内線 2 9 8)						
荒 井 辰 人 E-mail: (内線 2 9 8)						
○問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等のネットワーク構築、連携、連絡調整						

☆幼稚園

●小学校

■中学校

○県立学校

(括弧内はへき地学校の級)

